

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文目次

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）	1
○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）	130
○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第三条関係）	354
○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第四条関係）	385
○ 関係府令の廃止	
・ 証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）	

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 有価証券 <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（<u>法</u>第五条第一項（<u>法</u>第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。 イ <u>金融商品取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「<u>令</u>」という。）第二条の八に規定するもの ロ <u>法</u>第二条第一項第五号に掲げるもの ハ <u>法</u>第二条第一項第七号に掲げるもの ニ <u>法</u>第二条第一項第九号に掲げるもの ホ <u>法</u>第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの ヘ <u>法</u>第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの ト <u>法</u>第二条第一項第十九号に掲げるもの	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 有価証券 <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（<u>法</u>第二十四条第一項（<u>法</u>第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。 イ <u>証券取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「<u>令</u>」という。）第二条に規定するもの ロ <u>法</u>第二条第一項第四号に掲げるもの ハ <u>法</u>第二条第一項第五号の二に掲げるもの ニ <u>法</u>第二条第一項第六号に掲げるもの ホ <u>法</u>第二条第一項第九号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの ヘ <u>同条</u>第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの ト <u>同条</u>第一項第十号の二に掲げるもの

チ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ 法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

又 令第一条第一号に掲げるもの

ル 令第一条第二号に掲げるもの

ヲ 法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ワ 令第一条の三の二に規定するもの

二 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二 （略）

三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十

チ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

リ 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

又 令第一条に規定するもの

（新設）

ル 法第二条第一項第十号の三に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヲ 法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ワ 法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

カ 法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ヨ 法第二条第二項第七号に掲げる社員権

（新設）

二 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二 （略）

三 社債券 法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九

七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四 株券 法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二 優先出資証券 法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五 新株予約権証券 法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六 (略)

六の二 カバードワラント 法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三 預託証券 第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四・六の五 (略)

六の六 学校債券 第一号ルに掲げるものをいう。

六の七 学校貸付債権 第一号ワに掲げるものをいう。

七・九 (略)

九の二 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続（以下「特定組織再編成発行手続」という。）をいう。

十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売

号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四 株券 法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二 優先出資証券 法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五 新株予約権証券 法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六 (略)

六の二 カバードワラント 法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三 預託証券 第一号ルに掲げるものをいう。

六の四・六の五 (略)

(新設)

(新設)

七・九 (略)

九の二 オプション 法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売

出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）

（、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続（以下「特定組織再編成交付手続」という。）をいう。）

十二（二十の二）（略）

二十の三 内国会社 第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はワに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はヲに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ホ、ヘ、リ、ヌ又はカに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はヲに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二（略）

二十の四の三 学校法人等 第一号ル又はワに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五（略）

二十の六 組合等 有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）の発行者

二十の七 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一（二十七の五）（略）

出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）

（及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。）

十二（二十の二）（略）

二十の三 内国会社 第一号イ、ロ、ニ、チ、ヲ又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ホ、ヘ、リ、ヌ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二（略）

（新設）

二十の五（略）

二十の六 組合 第一号ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一（二十七の五）（略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九 金融商品取引所 法第二十六条に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第九条の四第五項第一号イにおいて同じ。）の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあっては、一の認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。
イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九 証券取引所 法第二十六条に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあっては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。
イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の

特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ（略）

ハ 当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的關係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ（略）

ハ 当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的關係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下こ

ニ 金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2 令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる新株予約権証券の発行者である会社（以下この項において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

二 外国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（本邦において設立されたものに限る。）

3 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 七 （略）

の号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ 証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 （新設）

（新設）

法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 七 （略）

八 本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人）

第二条の二 その取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同

八 本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該証券取引所又は当該証券業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人）

第二条の二 その取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同

項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に係る有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券である場合に限り。）が当該有価証券の発行者である会社に対して行われることとする。

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一（三）（略）

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。）

（有価証券通知書）

第四条 （略）

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄付行為）

項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（当該適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に係る有価証券が令第一条の五第一号に掲げる有価証券である場合に限り。）が当該有価証券の発行者である会社に対して行われることとする。

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一（三）（略）

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人及び組合を含む。）以外の会社（指定法人及び組合を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）

（有価証券通知書）

第四条 （略）

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄付行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ・ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(削る)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

ロ・ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第六条 前二条の規定は、募集によらないで取得される株券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものを発行する場合(法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社(指定法人を含む。)が発行する場合を除く。)に準用する。ただし、第四条第二項第二号ロ及びハに掲げる書類については、これらの添付を要しない。

(開示が行われている場合)

第六条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二〇四 (略)

(有価証券届出書の記載内容等)

第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 発行者が内国会社である場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 第二号様式

二 発行者が内国会社であつて特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合 第二号の六様式

三 (略)

四 発行者が外国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第七号様式

五 発行者が外国会社であつて特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合 第七号の四様式

2 前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため

二〇四 (略)

(有価証券届出書の記載内容等)

第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 発行者が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第二号様式

(新設)

二 (略)

三 発行者が外国会社である場合 第七号様式

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価

、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により、当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合には第二号の七様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ、ニ （略）

ホ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヘ （略）

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ、ニ （略）

ホ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヘ （略）

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハ (略)

ニ 引受人 (元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。) の氏名又は名称及びその住所

ホリ (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イヌ (略)

ル 引受人 (元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。) の氏名又は名称及びその住所

ヨカ (略)

三の二 (略)

四 社債券 (前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。) 、社会医療法人債券又は学校債券 (第六号において「社債券等」という。) につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二・四の三 (略)

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハ (略)

ニ 売出しの委託を受けた者 (元引受契約を締結する金融商品取引

イハ (略)

ニ 引受人 (元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。) の氏名又は名称及びその住所

ホリ (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イヌ (略)

ル 引受人 (元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。) の氏名又は名称及びその住所

ヨカ (略)

三の二 (略)

四 社債券 (前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。) 又は社会医療法人債券 (第六号において「社債券等」という。) につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二・四の三 (略)

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハ (略)

ニ 売出しの委託を受けた者 (元引受契約を締結する証券会社の

引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

五の二八 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 (略)

2、4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券(以下この項において「上場株券」という。)又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券(以下この項において「店頭登録株券」という。)を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等(当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日)をいう。以下この号において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日(以下この項にお

うち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

五の二八 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 (略)

2、4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている株券(以下この項において「上場株券」という。)又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券(以下この項において「店頭登録株券」という。)を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等(当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日)をいう。以下この号において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日(以下この項にお

いて「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロへ（略）

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イから二までのいずれの場合に該当すること。

三（略）

いて「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロへ（略）

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イから二までのいずれの場合に該当すること。

三（略）

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。))として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。))に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為)

ロ・ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権(第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。)(又はコーポレート・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ) 当該保証を行つている会社(指定法人及び組合等を含む。)

(の定款(組合等である場合は、組合契約に係る契約書の他のこれに準ずる書面の写し)及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。))として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。))に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ・ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債若しくは社会医療法人債(第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。)(又はコーポレート・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ) 当該保証を行つている会社(指定法人及び組合を含む。)

(の定款(組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ) (略)	ホ～ト (略)	二～三の三 (略)	三の四 第二号の六様式により作成した有価証券届出書	イ 第一号に掲げる書類	ロ 提出会社が組織再編成（法第二条の二条第一項に規定する組織再編成をいう。）を行う会社以外の会社である場合には、当該会社の定款	三の五 第二号の七様式により作成した有価証券届出書 前号に掲げる書類	四 第七号様式により作成した有価証券届出書	イ～ホ (略)	へ 当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し	ト (略)	五・六 (略)	七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書	イ 第三号の四に掲げる書類	ロ 第四号ロからトまでに掲げる書類	2 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。	(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の
---------	---------	-----------	---------------------------	-------------	---	------------------------------------	-----------------------	---------	---------------------------------------	-------	---------	-------------------------	---------------	-------------------	--	--------------------------------

(ロ) (略)	ホ～ト (略)	二～三の三 (略)	(新設)	四 第七号様式により作成した有価証券届出書	イ～ホ (略)	へ 当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し	ト (略)	五・六 (略)	(新設)	2 第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。	(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の
---------	---------	-----------	------	-----------------------	---------	-----------------------------------	-------	---------	------	--	--------------------------------

記載内容	第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。 一 内国会社 イゝホ （略） へ 第二号の六様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項 ト 第二号の七様式第一部から第五部まで及び第七部に掲げる事項 二 外国会社 イゝハ （略） ニ 第七号の四様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項	記載内容	第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。 一 内国会社 イゝホ （略） （新設） （新設） 二 外国会社 イゝハ （略） （新設）
（発行登録書の記載内容等）	第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券（法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。）又は同号ハ、ニ、ト	（発行登録書の記載内容等）	第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券（法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。）又は同号ハ、ニ、ト

若しくは^ロに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号へに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ、ハ、ニ、ト又は^ロに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補

若しくは^ルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された引受けを予定する証券会社の中の主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ、ハ、ニ、ト又は^ルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補

書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第三項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。

一 四 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、

書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。

一 四 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、

当該有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が同項に規定する適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容
- 二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3
(略)

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容
- 二 当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3
(略)

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号ロに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容 二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容	一 当該有価証券に定義府令第七条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容 二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第七条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容
2 (略) (海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等) 第十四条の十六 (略) 2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。 一 次のいずれかの場合に該当すること。 イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）	2 (略) (海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等) 第十四条の十六 (略) 2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。 一 次のいずれかの場合に該当すること。 イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二十一条に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付す

説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3／8（略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

べきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3／8（略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）が発行者である有価証券が同項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）に掲げる有価証券に該当することとなつたとき（口に掲げる場合を除く。） 第三号様式

ロ・ハ （略）

二 （略）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 一三 （略）

2 （略）

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

二 四 （略）

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）の規定の適用を受けない会社（指定法人及び組合を含む。）が発行者である有価証券が同項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）に掲げる有価証券に該当することとなつたとき（口に掲げる場合を除く。） 第三号様式

ロ・ハ （略）

二 （略）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 一三 （略）

2 （略）

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二 四 （略）

4
6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為)

ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社(指定法人を含む。)については、解散を決議した株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。)の議事録の写し(財団たる医療法人及び学校法人等にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社(指定法人を含む。)については、事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ (略)

4
6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社(指定法人及び組合を含む。)については、解散を決議した株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。)の議事録の写し(持分会社にあつては、総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し、財団たる医療法人にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ 令第四条第二項第二号に掲げる会社(指定法人及び組合を含む。)については、事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

ホ (略)

二 (略)	2 (略)	3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。	一 (略)	二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数	4 (略)	5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	一 (略)	二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）	6 (略)	(有価証券報告書の提出を要しない場合)	第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当する
二 (略)	2 (略)	3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。	一 (略)	二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数	4 (略)	5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	一 (略)	二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）	6 (略)	(有価証券報告書の提出を要しない場合)	第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当する

こととなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項

こととなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項

本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ) 当該保証を行つてゐる会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書その他これに準ずる書面の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ) (略)

ニ～ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一

本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマーシャル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ) 当該保証を行つてゐる会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ) (略)

ニ～ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中

条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない」。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない」。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第十七条の三 令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第十七条の四 令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一 二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

第十七条の三 令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第十七条の四 令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一 二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(令第二条の三第四号に規定する有価証券信託受益証券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券(同号に規定する受託有価証券をいう。))とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ ト (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療債券、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ ト (略)

チ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

リ 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容

又 (略)

二 (略)

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二第一号に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。)のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ・ロ (略)

ハ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方(以下この号において「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

チ 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

(新設)

リ (略)

二 (略)

二の二 令第一条の四第三項(令第一条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘(令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。)又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘(法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。)のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ・ロ (略)

ハ 当該取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘の相手方(以下この号において「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との

ホ (略)

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなることをいう。）又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなることをいう。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権の数（当該提出会社の親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の数（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会

間の関係

ホ (略)

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなることをいう。）又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなることをいう。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下ロ及び次号ロにおいて同じ。）の数（当該提出会社の親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該提出会社の総株主の議決権に対する割合

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の数（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会

社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

二 (略)

四 提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

ハ (略)

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された

社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該特定子会社の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。）に対する割合

二 (略)

四 提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

ハ (略)

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された

場合	イ・ロ（略）	ハ 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十四号の二において「株式交換に係る割当ての内容」という。）その他の株式交換契約の内容
ニ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式交換に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）	ホ（略）	ヘ 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者についてイに掲げる事項
六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合	イ・ロ（略）	ハ 当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式
ハ 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十四号の二において「株式交換比率」という。）その他の株式交換契約の内容	イ・ロ（略）	ニ 株式交換比率の算定根拠（提出会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）
ホ（略）	（新設）	六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合
ハ 当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式	イ・ロ（略）	

式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十四号の三において「株式移転に係る割当ての内容」という。）その他の株式移転計画の内容

ニ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式移転に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ（略）

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ（略）

ハ 当該吸収分割の方法、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号において「吸収分割に係る割当ての内容」という。）

式の数（以下この号及び第十四号の三において「株式移転比率」という。）その他の株式移転計画の内容

ニ 株式移転比率の算定根拠（提出会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ（略）

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ（略）

ハ 当該吸収分割の方法、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号において「吸収分割に係る割当ての内容」という。）

（）その他の吸収分割契約の内容

ニ・ホ （略）

へ 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる
会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以
外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者に
ついてイに掲げる事項

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新
設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の
売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行わ
れることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定
された場合

イ・ロ （略）

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てら
れる新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設
分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同
じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号
及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」と
いう。）その他の新設分割計画の内容

ニ・ホ （略）

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸
収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年

の他の吸収分割契約の内容

ニ・ホ （略）

（新設）

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新
設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の
売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行わ
れることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定
された場合

イ・ロ （略）

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てら
れる新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設
分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同
じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び
第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」という
。）その他の新設分割計画の内容

ニ・ホ （略）

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸
収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年

度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合
イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人及び学校法人等の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) （略）

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) （略）

ロ （略）

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社（同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての内容」という。）その他の吸収合併契約の内容（

度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合
イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) （略）

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名）

(4) （略）

ロ （略）

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社（同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての比率」という。）その他の吸収合併契約の内容（医療

医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為の内容)

ニ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容。学校法人等の場合においても同様とする。）

ヘ 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者についてイに掲げる事項

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる

法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為の内容)

ニ 吸収合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

（新設）

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる

会社（合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人及び学校法人等の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) (略)

- (3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての内容」という。）その他の新設合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の定款又は寄附行為の内容。学校法人等の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される学校法人等の

会社（合併によつて消滅する医療法人を含む。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) (略)

- (3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての比率」という。）その他の新設合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の定款又は寄附行為の内容）

寄附行為の内容。

ニ 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該提出会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容。学校法人等の場合においても同様とする。）

八（略）

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有効証券

ニ 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該提出会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

八（略）

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人である場合は理事長。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有効証券報告書提出時ま

報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ～ニ (略)

十～十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ～ニ (略)

ホ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社が当該算定を踏まえて当該株式交換に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ (略)

ト 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者について口

で異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ～ニ (略)

十～十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ～ニ (略)

ホ 株式交換比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ (略)

(新設)

に掲げる事項

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イハ (略)

ニ 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

ホ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社が当該算定を踏まえて当該株式移転に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ (略)

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イハ (略)

ニ 当該株式移転の方法、株式移転比率その他の株式移転計画の内容

ホ 株式移転比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ (略)

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百

分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

ト 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以上の有価証券に係るものである場合、当該有価証券の発行者について口に掲げる事項

十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

ニ 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

ホ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社が当該算定を踏まえて

分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

(新設)

十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

ニ 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての比率その他の吸収合併契約の内容

ホ 吸収合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社が当該算定を踏まえて

当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

ト 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合、当該有価証券の発行者について口に掲げる事項

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イハ (略)

ニ 当該新設合併の方法、新設合併に係る割当ての内容その他の新設合併契約の内容

ホ 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設

当該吸収合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

(新設)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イハ (略)

ニ 当該新設合併の方法、新設合併に係る割当ての比率その他の新設合併契約の内容

ホ 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設

合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

へ（略）

十六～十九（略）

3～8（略）

第十九条の二 前条第二項各号に掲げる場合のほか、第八条第二項の規定により有価証券届出書を提出した場合で、当該有価証券届出書の提出日後発行株式が当該金融商品取引所に上場される日の前日又は当該金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録される日の前日までの間に、当該有価証券届出書第四部に記載すべき事項が生じたとき又は第四部に記載された内容に変更が生じたときには、その内容を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（親会社等状況報告書の記載内容等）

第十九条の五 法第二十四条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、親会社等が発行者である有価証券が外国金融商品取引所に上場され、当該外国金融商品取引所が設立されている国の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、そ

合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

へ（略）

十六～十九（略）

3～8（略）

第十九条の二 前条第二項各号に掲げる場合のほか、第八条第二項の規定により有価証券届出書を提出した場合で、当該有価証券届出書の提出日後発行株式が当該証券取引所に上場される日の前日又は当該証券業協会に店頭売買有価証券として登録される日の前日までの間に、当該有価証券届出書第四部に記載すべき事項が生じたとき又は第四部に記載された内容に変更が生じたときには、その内容を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（親会社等状況報告書の記載内容等）

第十九条の五 法第二十四条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国の法令等に基づ

の国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある会社とする。

2・3 (略)

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補

づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある会社とする。

2・3 (略)

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の八ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定によ

書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限り、）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の会社（指定法人を含む。）

二 その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社（指定法人を含む。）

2／4（略）

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類 関東

る承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限り、）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の会社（指定法人及び組合を含む。）

二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

2／4（略）

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類 関東

財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第八号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所（当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局等

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。次号において同じ。）

二 法第二十五条第一項第八号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所（当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局

第二十三条 証券取引所及び証券業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

改正案	現行
第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 読替え a (略) (削る) (削る)	第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 読替え a (略) <u>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分（法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。</u> <u>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u> (新設)

改正案		現行
第二号様式		第二号様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 (略)		有価証券届出書 (略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)
(7) 縦覧に供する場所		(7) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u> について記載すること。		公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>証券取引所又は証券業協会</u> について記載すること。
(8)～(32) (略)		(8)～(32) (略)
(33) 経営上の重要な契約等		(33) 経営上の重要な契約等
a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数 <u>その他の財産（吸収合併存続会社又は新設合併の後の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</u>		a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数 <u>又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</u>
b・c (略)		b・c (略)
d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の <u>当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</u>		d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の <u>当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数</u>		e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数 <u>又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割</u>

社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 (34)～(50) (略) (51) 株師の推移 a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。 (52)～(70－2) (略) (71) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。) 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 (71)～(73) (略) (74) 保証会社以外の会社の情報 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者)の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引協会名等を記載すること。 b・c (略) (75)～(77) (略) (78) 読替え a (略) (削る)	の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 (34)～(50) (略) (51) 株師の推移 a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。 b 株式が店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。 (52)～(70－2) (略) (71) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。) 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。 (72)～(73) (略) (74) 保証会社以外の会社の情報 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者)の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。 b・c (略) (75)～(77) (略) (78) 読替え a (略) b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて
--	--

<u>h</u> 提出者が、学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。	<u>記載すること。</u> (新設)
(79) (略)	(79) (略) (新設)
<u>(80)</u> 学校法人等の特例 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 事業の概要」に替えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。	
<u>(a)</u> 最近日現在の当該学校法人等が運営する学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の種類及びその数	
<u>(b)</u> 最近日現在における学校等の定員及び在籍者数（大学にあっては学部ごと、大学院にあっては研究科ごと、短期大学及び高等専門学校にあっては学科ごとに記載すること。また、高等学校の定員については募集定員を記載すること。）	
<u>(c)</u> 最近日現在における教員数（大学院及び大学にあっては教授、准教授及び専任教員、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園にあっては教員とその他職員に分けて記載すること。）と教員以外の職員数を記載し、教員については常勤と非常勤とに分けた人数も記載すること。	
<u>(d)</u> 最近事業年度において補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の合計額とその内訳（経常費補助金とそれ以外の補助金）を記載すること。それ以外の補助金については、交付を受けた金額の多いもの上位5件について、当該補助金に係る申請内容（研究等の名称及びその概要）を分かりやすく記載すること。	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第五部 (略) 第六部【公開買付けに関する情報】(3) 第1【公開買付けの概要】 1【公開買付けの目的等】 2【公開買付けの当事会社の概要】 3【公開買付けに係る契約】 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6【公開買付けに関する手続】 第2【総合財務情報】 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1)・(2) (略) (3) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。 (4) 読替え a (略) (割る) (割る)	第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第五部 (略) (新設) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1)・(2) (略) (新設) (3) 読替え a (略) b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)

替えて記載すること。

改 正 案	現 行
第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第四部 (略) 第五部【公開買付けに関する情報】(2) 第1【公開買付けの概要】 1【公開買付けの目的等】 2【公開買付けの当事会社の概要】 3【公開買付けに係る契約】 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6【公開買付けに関する手続】 第2【統合財務情報】 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1) (略) (2) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。	第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第四部 (略) (新設) (1) (略) (新設) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1) (略)

改正案		現行
第二号の五様式		第二号の五様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)
(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u> について記載すること。 (8) ～(35-2) (略) (36) 経営上の重要な契約等		(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>証券取引所又は証券業協会</u> について記載すること。 (8) ～(35-2) (略) (36) 経営上の重要な契約等
a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の <u>当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</u>		a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
b (略)		b (略)
c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の <u>当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</u>		c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の <u>当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の</u>		d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

内容等について記載すること。	
(37)～(49) (略)	(37)～(49) (略)
(50) 読替え	(50) 読替え
a (略)	a (略)
(削る)	
(削る)	
(削る)	
b 提出者が、 <u>学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u>	
(51) (略)	(51) (略)
(52) 学校法人等の特例	(51) (略) (新設)
提出者が、 <u>学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u>	
	(37)～(49) (略)
	(50) 読替え
	a (略)
	b 提出者が、 <u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u>
	c 提出者が、 <u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u>
	(新設)

改正案		現行	
第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【英訳名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 【届出の対象とした募集（売出）金額】 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 種 類 発 行 数 2【株式募集の方法及び条件】 (1)【募集の方法】 区 分 発行数 発行価額の総額 (円) 資本組入額の総額 (円) 募集株式のうち株主割当 募集株式のうちその他の者に 対する割当 募集株式のうち一般募集		(新設)	

発起人の引受株式				
計（総発行株式）				

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数 単 位	申込 期間	申込証拠 金（円）	払込 期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】

引受人の氏名 又は名称	住 所	引受株式数（株）	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】			
新株予約権の目的となる株式の種類			
新株予約権の目的となる株式の数			
新株予約権の行使時の払込金額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			
新株予約権の行使期間			
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所			
新株予約権の行使の条件			
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件			
新株予約権の譲渡に関する事項			
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			
(3) 【新株予約権証券の引受け】			
引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】			
銘柄			
記名・無記名の別			
券面総額又は振替社債の総額（円）			
各社債の金額（円）			
発行価額の総額（円）			

発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (円)	引受けの条件
計	—		

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7 【新規発行コーポレショナル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格 (円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行限度額 (円)	

発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8 【新規発行カバードワラント】

9 【新規発行預託証券】

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

種 類	売 出 数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売 出 数	売 出 価 額 の 総 額 (円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の 住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債 (売出短期社債を除く。)】

銘 柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所 有者の住所及び氏名又 は名称

(新株予約権付社債に関する事項)				
(4) 【売出コーポシヤル・ペーパー及び売出短期社債】				
支 払 期 日	売出券面額の総額 又は売出短期社債 の総額 (円)	売出面額の総額 (円)	売出しに係るコーポシヤル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称	
(5) 【売出カバードワラント】				
(6) 【売出預託証券】				
2 【売出しの条件】				
売 出 価 格 (円)	申 込 申 込 申 込 申 込	申 込 証 拠 付 場 所	売 出 し の 委 託 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	売 出 し の 委 託 契 約 の 内 容
申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 金 (円)		
第3 【その他の記載事項】				
第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】				
第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】				
1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】 (1)				
2 【組織再編成（公開買付け）の当会社社の概要】 (2)				
3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】 (3)				
4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】 (4)				
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付け者によって発行（交付）される有価証券との相違）】 (5)				
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】 (6)				
7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】 (7)				
第2 【統合財務情報】 (8)				
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】 (9)				
第三部 【発行者情報】				
第1 【企業の概況】				
1 【主要な経営指標等の推移】				
2 【沿革】				
3 【事業の内容】				
4 【関係会社の状況】				
5 【従業員の状況】				

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

3【対処すべき課題】

4【事業等のリスク】

5【経営上の重要な契約等】

6【研究開発活動】

7【財政状態及び経営成績の分析】

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2【主要な設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種	類	発行可能株式総数(株)
	計	

②【発行済株式】

種	類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
	計		—

(2)【ライツプランの状況】

区	分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
	新株予約権の数		
	新株予約権のうち自己新株予約権の数		
	新株予約権の目的となる株式の種類		

[別紙9－2] (67/407)

新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(5) 【所有者別状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数							単元未満株式状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人の計	
					個人以外	個人		
株主数 (人)								—
所有株式数(単元)								
所有株式数の割合 (%)							100	—

(6) 【大株主の状況】 年 月 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	—		

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式		—	

議決権制限株式（自己株式等）		—	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	—				

(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区 分	株式数（株）	価額の総額（円）
-----	--------	----------

株主総会（年 月 日）での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】			
区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)	
取締役会（年 月 日）での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)			
最近事業年度前における取得自己株式			
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)			
残存決議株式の総数及び価額の総額			
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)			
最近期間における取得自己株式			
提出日現在の未行使割合 (%)			

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
そ の 他 ()				
保有自己株式数		—		—

3【配当政策】 4【株師 の 推 移】 (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株師】 <table><tr><td>回次</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>決算年月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最高(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最低(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2)【最近6月間の月別最高・最低株師】 <table><tr><td>月別</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最高(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最低(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 5【役員 の 状 況】 <table><tr><td>役名</td><td>職名</td><td>氏名</td><td>生年月日</td><td>略 歴</td><td>任期</td><td>所有株式数(株)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">計</td><td></td></tr></table> 6【コーポレート・ガバナンスの状況】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 ①【貸借対照表】 ②【損益計算書】										回次						決算年月						最高(円)						最低(円)						月別						最高(円)						最低(円)						役名	職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数(株)																						計							
回次																																																																																							
決算年月																																																																																							
最高(円)																																																																																							
最低(円)																																																																																							
月別																																																																																							
最高(円)																																																																																							
最低(円)																																																																																							
役名	職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数(株)																																																																																	
計																																																																																							

③ 【株主資本等変動計算書】 ④ 【キャッシュ・フロー計算書】 ⑤ 【附属明細表】 (2) 【主な資産及び負債の内容】 (3) 【その他】				
第6 【提出会社の株式事務の概要】				
事業年度	月	日から	月	日まで
定時株主総会	月中			
基準日	月	日		
株券の種類				
剰余金の配当の基準日	月	日		
1 単元の株式数	株			
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料				
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料				
公告掲載方法				
株主に対する特典				
第7 【提出会社の参考情報】				
1 【提出会社の親会社等の情報】				
2 【その他の参考情報】				
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】				
第1 【保証会社情報】				
1 【保証の対象となっている社債】				
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】				

(1) 【保証会社が提出した書類】 ① 【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務（支）局長に提出 ② 【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務（支）局長に提出 ③ 【臨時報告書】 ①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に__財務（支）局長に提出 ④ 【訂正報告書】 訂正報告書（上記 出 の訂正報告書）を平成 年 月 日に__財務（支）局長に提出 (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】 名称 所在地 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (1) 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】 (2) 【企業の概況】 (3) 【事業の状況】 (4) 【設備の状況】 (5) 【保証会社の状況】 (6) 【経理の状況】 第2 【保証会社以外の会社の情報】 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 第3 【指数等の情報】 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】 2 【当該指数等の推移】 第五部 【提出会社の特別情報】 第1 【最近の財務諸表】 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 4 【キャッシュ・フロー計算書】 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	
--	--

付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。 d 提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であつて、当該公開買付けにつき提出会社（以下「公開買付者でない提出会社」という。）が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とするときには、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について図表を用いる等して具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。この場合、公開買付けの目的については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先、並びに当該公開買付届出書中「第1公開買付要項 3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。 (2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要 a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容、最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益、大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に記載すること。 b 組織再編成当事会社が提出会社以外の場合であつて、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六に準じて、当該組織再編成当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に記載すること。 c 提出会社が組織再編成当事会社である場合には、記載を要しない。 d 公開買付者である提出会社は、その届出を行った公開買付届出書中「第2公開買付要項 1 会社の場合(1)会社の概要」欄に記載された事項を記載すること。 e 公開買付者でない提出会社は、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容、最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益、大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に記載すること。 (3) 組織再編成（公開買付け）に係る契約 a 組織再編成に係る契約の概要について、分かりやすく説明すること。 b 組織再編成に係る契約の内容を記載すること。 c 公開買付者である提出会社は、当該提出会社が、提出を行った公開買付届出書中「第4公開買付者と対象者との取引等」欄に記載された事項を記載すること。 (4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠 a 組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下本様式において、「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。 また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当て内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。	
---	--

と。 b 組織再編成当事会社（組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には当該会社を含む。）が、組織再編成に係る有価証券の割当ての内容の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第31号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。 c 公開買付者である提出会社及び公開買付者でない提出会社（以下「公開買付けに係る提出会社」という。）は、公開買付届出書中「第1公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券数の数（2）買付け等の価格」欄に記載された事項を記載すること。 (5) 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違） a 組織再編成対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け及び議決権を行使することができる事項等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けの対象となつている有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け及び議決権を行使することができる事項等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (6) 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利 a 組織再編成対象会社の発行する証券保有者が、組織再編成に関して有する権利（有価証券の買取り請求権、議決権の行使の方法、組織再編成によって発行（交付）される有価証券の受取方法）について、当該権利行使の方法等について分かりやすく記載すること。 b 公開買付けに係る提出会社は、記載を要しない。 (7) 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続） a 組織再編成に関する手続（組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成に係る手続の方法、日程、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けに関する手続について、公開買付届出書中「第1公開買付要項 7 応募及び契約の解除の方法、10決済の方法、11その他買付け等の条件及び方法」欄に記載された事項を記載すること。 (8) 統合財務情報 a 次のbからdまでに記載するところにより組織再編成対象会社と組織再編成当事会社（組織再編	
---	--

成当会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。)との財務諸表と比較して記載した上で、調整後の統合を行った財務情報を記載すること。当該財務情報については、非監査である旨を明示すること。公開買付けに係る提出会社が、本届出書を提出する場合には、公開買付けに係る提出会社（公開買付者でない提出会社である場合には、当該会社をいう。）と当該提出会社に係る公開買付けの対象者との財務諸表を比較して記載した上で、調整後の統合を行った財務情報を記載すること。 b 1 年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を比較して記載すること。ただし、第二号様式記載上の注意(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 (a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（第二号様式記載上の注意(62)のaただし書きにより中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (b) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） c 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実と予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。 d 6 箇月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、第二号様式記載上の注意(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 (9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約 a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、組織再編成対象会社（その関係会社を含む。以下この記載上の注意において同じ。）と組織再編成当会社（その関係会社を含む。組織再編成当会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下この記載上の注意において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること（組織再編成当会社（組織再編成当会社は、第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること（組織再編成当会社（組織再編成当会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。）が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。））。 b 組織再編成対象会社と組織再編成当会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委託、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日まで の間に、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること	
---	--

と。 ｃ 公開買付けに係る提出会社が、本届出書を提出する場合には、公開買付けに係る提出会社と当該提出会社に係る公開買付けに係る対象者（その関係会社を含む。）との間で締結された契約について、上記a及びbに準じて記載すること。ただし、公開買付届出書中「第4公開買付者と対象者との取引等」に記載している事項がある場合には、記載を省略することができる。 (10) 組織再編成対象会社情報 第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。 (11) その他 本有価証券届出書を提出することにより、特定有価証券（法第5条第1項に規定するものをいう。）の募集又は売出しを行うおうとする場合には、当該特定有価証券に応じて特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第10条に掲げる有価証券届出書に準じて記載をすること。この場合においては、当該有価証券届出書中第二部以後を繰下び、第二部に【組織再編成に関する情報】を加えて記載すること。	
--	--

計（総発行株式）							
3 【募集の条件】							
(1) 【入札方式】							
① 【入札による募集】							
発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	入札 申込日	入札日	申込証拠金 (円)	払込期日	
イ 【入札申込取扱場所】							
ロ 【払込取扱場所】							
店名		所在地					
② 【入札によらない募集】							
発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日		
イ 【申込取扱場所】							
店名		所在地					
ロ 【払込取扱場所】							
店名		所在地					
(2) 【ブックビルディング方式】							
発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日		
① 【申込取扱場所】							
店名		所在地					
② 【払込取扱場所】							
店名		所在地					
4 【株式の引受け】							
引受人の氏名又は	住所	引受株式数	引受けの条件				

計	—		—

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の 総額 (円)	売出しに係る株式の 所有者の住所及び氏 名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し		
	入札方式のうち入札 によらない売出し		
	ブックビルディング 方式		
計 (総売出株 式)			

2 【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

売出価格 (円)	入札最低価格 (円)	申込株数単位	入札申込日	入札日	申込証拠金 (円)

② 【入札によらない売出し】

売出価格 (円)	申込 期間	申込株 数単位	申込証拠 金 (円)	申込受 付場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委 託契約の内 容

(2) 【ブックビルディング方式】

<table><tr><td>売出価格 (円)</td><td>申込 期間</td><td>申込株 数単位</td><td>申込証拠 金 (円)</td><td>申込受 付場所</td><td>売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称</td><td>売出しの委 託契約の内 容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	売出価格 (円)	申込 期間	申込株 数単位	申込証拠 金 (円)	申込受 付場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委 託契約の内 容								
売出価格 (円)	申込 期間	申込株 数単位	申込証拠 金 (円)	申込受 付場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委 託契約の内 容									
第3 【その他の記載事項】 第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】 第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】 2 【組織再編成（公開買付け）の当社会社の概要】 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】 4 【組織再編成（公開買付け）に係る内容及びその算定根拠】 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付け者によって発行（交付）される有価証券との相違）】 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】 7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】 第2 【統合財務情報】 第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】 第三部 【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標等の推移】 2 【沿革】 3 【事業の内容】 4 【関係会社の状況】 5 【従業員の状況】 第2 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 2 【生産、受注及び販売の状況】 3 【対処すべき課題】 4 【事業等のリスク】 5 【経営上の重要な契約等】 6 【研究開発活動】 7 【財政状態及び経営成績の分析】 第3 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要】 2 【主要な設備の状況】															

3 【設備の新設、除却等の計画】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
計	

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—	

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日		
付与対象者		
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
取得条項に関する事項		

信託の設定の状況											
代用払込みに関する事項											

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数 高 (株)	資本金増 減額 (円)	資本金残 高 (円)	資本増減 額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数						単元未満株式 の状況 (株)
	株)						
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	証券 会社	その他の 法人	外国法人等 個人 以外	個人 その他	
株主数(人)							—
所有株式数 (単元)							
所有株式数 の割合 (%)							100 —

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】				年 月 日現在
区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容	
無議決権株式		—		
議決権制限株式 (自己株式等)		—		
議決権制限株式 (その他)				
完全議決権株式 (自己株式等)		—		

完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		－	
発行済株式総数		－	－
総株主の議決権	－		－

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	－			

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会（ 年 月 日）での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		

最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存受権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区 分	株式数(株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		

残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

区 分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	株式数(株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行つた取得自己株式				
消却の処分を行つた取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行つた取得自己株式				

- (1) 【連結財務諸表】
 - ① 【連結貸借対照表】
 - ② 【連結損益計算書】
 - ③ 【連結株主資本等変動計算書】
 - ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤ 【連結附属明細表】
- (2) 【その他】
- 2 【財務諸表等】
 - (1) 【財務諸表】
 - ① 【貸借対照表】
 - ② 【損益計算書】
 - ③ 【株主資本等変動計算書】
 - ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤ 【附属明細表】
 - (2) 【主な資産及び負債の内容】
 - (3) 【その他】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	

名義書換手数料 新券交付手数料											
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料											
公告掲載方法											
株主に対する特典											

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

2 【その他の参考情報】

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び運動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

2 【損益計算書】

3 【株主資本等変動計算書】

4 【キャッシュ・フロー計算書】

第五部 【株式公開情報】 (11)

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 (12)

移動年 月日	移動前 所有者 の氏名 又は名 称	移動 前所 有者 の住 所	移動前 所有者 の提出 会社と の関係 等	移動後 所有者 の氏名 又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後所 有者の提 出会社と の関係等	移 動 数 (株)	価 格 (単価) (円)	移 動 理 由	

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			

資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年 月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前住所	移動前所有者の提出会社との関係	移動後住所	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係	移動株数 (株)	価 格 (単価) (円)	移 動 理 由

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成に関する情報」については、第二号の六様式の「記載上の注意」に、それ以外の項目については、第二号の四様式の「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正案			現行																																										
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 第一部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(17) ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)</td><td>提出日現在発行数(株) (年 月 日)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (2)～(8) 2～6（略） 第5～第7（略） 第二部（略） (記載上の注意) 以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替			種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容											計			—	—	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 第一部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(17) ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)</td><td>提出日現在発行数(株) (年 月 日)</td><td>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (2)～(8) 2～6（略） 第5～第7（略） 第二部（略） (記載上の注意) 以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替			種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容											計			—	—
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容																																									
計			—	—																																									
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容																																									
計			—	—																																									

えるものとする。 (1)～(20) (略) (21) 議決権の状況 a～h (略) i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。 (22)～(49・2) (略) (50) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 (51)・(52) (略) (53) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会等を記載すること。 b・c (略) (54) (略) (55) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。 (削る)	えるものとする。 (1)～(20) (略) (21) 議決権の状況 a～h (略) i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に証券取引所に発行株式が上場されている会社又は証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。 (22)～(49・2) (略) (50) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。 (51)・(52) (略) (53) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会等を記載すること。 b・c (略) (54) (略) (55) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。 b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替
---	---

(削る) ⒃ 提出者が、<u>学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u> (56) (略) (57) <u>学校法人等の特例</u> 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。	<u>えて記載すること。</u> ⒃ 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u> (新設) (56) (略) (新設)
---	---

改正案		現行		
第三号の二様式		第三号の二様式		
【表紙】		【表紙】		
【提出書類】		【提出書類】		
【根拠条文】		【根拠条文】		
第一部【企業情報】		第一部【企業情報】		
第1【企業の概況】		第1【企業の概況】		
1～3（略）		1～3（略）		
4【株式等の状況】（7）		4【株式等の状況】（7）		
(1)【株式の総数等】		(1)【株式の総数等】		
①（略）		①（略）		
②【発行済株式】		②【発行済株式】		
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数 (株) (年月日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内 容
計			—	—
(2)～(8)（略）		(2)～(8)（略）		
5～9（略）		5～9（略）		
第2～第6（略）		第2～第6（略）		
第二部・第三部（略）		第二部・第三部（略）		
(記載上の注意)		(記載上の注意)		
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」と、「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。		(1)～(37)（略）		
(1)～(37)（略）		(1)～(37)（略）		
(38) 読替え		(38) 読替え		
a（略）		a（略）		

(削る) (削る) ⒃ 提出者が、<u>学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u> (39) (略) <u>(40) 学校法人等の特例</u> 提出者が、<u>学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u>	⒃ 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u> ⒄ 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u> (39) (略) (新設)
--	--

改正案			現行		
第五号様式			第五号様式		
【表紙】			【表紙】		
【提出書類】			【提出書類】		
半期報告書 (略)			半期報告書 (略)		
第一部【企業情報】			第一部【企業情報】		
第1～第3 (略)			第1～第3 (略)		
第4【提出会社の状況】			第4【提出会社の状況】		
1【株式等の状況】			1【株式等の状況】		
(1)【株式の総数等】(15)			(1)【株式の総数等】(15)		
① (略)			① (略)		
②【発行済株式】			②【発行済株式】		
種 類	中間会計期間末現在発 行数(株)(年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内 容	
計			—	—	
(2)～(6) (略)			(2)～(6) (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
第5・第6 (略)			第5・第6 (略)		
第二部 (略)			第二部 (略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(1)～(2-2) (略)			(1)～(2-2) (略)		
(3) 縦覧に供する場所			(3) 縦覧に供する場所		
公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u> について記載すること。			公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>証券取引所又は証券業協会</u> について記載すること。		
(4)～(10) (略)			(4)～(10) (略)		
(11) 経営上の重要な契約等			(11) 経営上の重要な契約等		
a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により			a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により		

決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の<u>当事会社</u>（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b・c（略） d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の<u>当事会社</u>（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の<u>当事会社</u>（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 (12)～(18)（略） (19) 株師の推移 a 株式が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>金融商品取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること。 b・c（略） (20)～(33)（略） (34) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び<u>上場金融商品取引所</u>又は<u>登録認可金融商品取引業協会</u>名を記載すること。 (35)・(36)（略） (37) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、	決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b・c（略） d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b・c（略） d 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 (12)～(18)（略） (19) 株師の推移 a 株式が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>証券取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>証券取引所</u>名を注記すること。 b・c（略） (20)～(33)（略） (34) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び<u>上場証券取引所</u>又は<u>登録証券業協会</u>名を記載すること。 (35)・(36)（略） (37) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、
--	---

発行価額又は売価額、<u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等</u>を記載すること。 b・c (略) (38) (略) (39) 読替え a (略) (削る)	発行価額又は売価額、<u>上場証券取引所又は登録証券業協会名等</u>を記載すること。 b・c (略) (38) (略) (39) 読替え a (略)
(削る) b 提出者が、<u>学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u> (40) (略) (41) 学校法人等の特例 提出者が、<u>学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生徒、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(80)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。</u>	(新設) b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u> c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u> (40) (略) (新設)

改正案

第五号の二様式

現行

第五号の二様式

【表紙】

半期報告書

半期報告書

【提出書類】

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2（略）

3【株式等の状況】（6）

(1)【株式の総数等】

①（略）

②【発行済株式】

種類	中間会計期間未現在発行数（株） （年 月 日）	提出日現在発行数（株） （年 月 日）	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容
計			—	—

(2)～(6)（略）

4～6（略）

第2～第5（略）

第二部・第三部（略）

（記載上の注意）

(1)～(12)（略）

(13) 経営上の重要な契約等

- a 当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の当事会社（提出会社を除く。）の概要、目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b・c（略）

d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関によ

【表紙】

半期報告書

【提出書類】

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2（略）

3【株式等の状況】（6）

(1)【株式の総数等】

①（略）

②【発行済株式】

種類	中間会計期間未現在発行数（株） （年 月 日）	提出日現在発行数（株） （年 月 日）	上場証券 取引所名 又は登録 証券業協 会名	内容
計			—	—

(2)～(6)（略）

4～6（略）

第2～第5（略）

第二部・第三部（略）

（記載上の注意）

(1)～(12)（略）

(13) 経営上の重要な契約等

- a 当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内
容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b・c（略）

d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関によ

改正案	現行
第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。 (4)・(5) (略) (6) 読替え a (略) (削る) (削る)	第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。 (4)・(5) (略) (6) 読替え a (略) b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 読替え a (略) (削る) (削る)	第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 読替え a (略) b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)

改正案

現行

第七号様式

第七号様式

【表紙】

【表紙】

【提出書類】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第一部 (略)

第二部 【企業情報】

第二部 【企業情報】

第1～第4 (略)

第1～第4 (略)

第5 【提出会社の状況】

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】 (41)

(1) 【株式の総数等】 (41)

① (略)

① (略)

② 【発行済株式】

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計	—		—

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第6～第9 (略)

第三部・第四部 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

(1)～(8) (略)

(1)～(8) (略)

(9) 縦覧に供する場所

(9) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(10)～(45) (略)

(10)～(45) (略)

(46) 株師の推移

(46) 株師の推移

a 株式が本邦内の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

a 株式が本邦内の証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場についてaと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。

b 株式が本邦以外の地域の証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場についてaと同様の記載をし、当該証券取引所名を注記すること。

c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該

c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の

<u>認可金融商品取引業協会</u>の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 d・e (略) (47)～(54-2) (略) (55) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び<u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会</u>を記載すること。 (56)・(57) (略) (58) 保証会社以外の会社の情報 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者）の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価価額の総額、<u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会</u>等を記載すること。 b (略) (59)～(62) (略) (63) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「振替社債」とあるのは「振替社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。 (削る) (削る) b 提出者が、学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第30条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。	発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 d・e (略) (47)～(54-2) (略) (55) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び<u>上場金融商品取引所又は登録証券業協会</u>を記載すること。 (56)・(57) (略) (58) 保証会社以外の会社の情報 当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者）の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価価額の総額、<u>上場証券取引所又は登録証券業協会</u>等を記載すること。 b (略) (59)～(62) (略) (63) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。 b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)
--	---

(64) (略)	(64) (略)
(65) <u>学校法人等の特例</u> <u>提出者が学校法人等である場合には、</u>「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」については、<u>提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、</u>学校法人等に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、<u>第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u>	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第五部 (略) 第六部【公開買付けに関する情報】(4) 第1【公開買付けの概要】 1【公開買付けの目的等】 2【公開買付けの当社会社の概要】 3【公開買付けに係る契約】 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6【公開買付けに関する手続】 第2【統合財務情報】 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。 (1)～(3) (略) (4) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。 (5) 読替え a (略) (削る) (削る) ロ 提出者が、学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と読み替えて記載すること。	第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第五部 (略) (新設) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。 (1)～(3) (略) (新設) (4) 読替え a (略) ロ 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と読み替えて記載すること。 シ 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えて記載すること。 (新設)

改正案	現行
第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部～第四部 (略) 第五部 【公開買付けに関する情報】 (2) 第1 【公開買付けの概要】 1 【公開買付けの目的等】 2 【公開買付けの当会社の概要】 3 【公開買付けに係る契約】 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6 【公開買付けに関する手続】 第2 【統合財務情報】 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。 (1) (略) (2) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。	第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (新設) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。 (1) (略) (新設)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案		現行																
第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 【届出の対象とした募集（売出）金額】 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】		(新設)																
第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1)【新規発行株式】 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 発行数																		
(2)【募集の方法及び条件】 ①【募集の方法】 <table><thead><tr><th>募集の形態</th><th>発行数</th><th>発行価額の総額</th><th>資本組入額の総額</th></tr></thead><tbody><tr><td>募集株式</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>募集株式</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>募集株式</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額	募集株式				募集株式				募集株式			
募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額															
募集株式																		
募集株式																		
募集株式																		

発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

③【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

2【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】			
新株予約権の目的となる株式の種類			
新株予約権の目的となる株式の数			
新株予約権の行使時の払込金額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			
新株予約権の行使期間			
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所			
新株予約権の行使の条件			
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件			
新株予約権の譲渡に関する事項			
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			
(3) 【新株予約権証券の引受け】			
引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—
3 【社債（短期社債を除く。）の募集】			
銘柄			
記名・無記名の別			
券面総額又は振替社債の総額			
各社債の金額			
発行価額の総額			
発行価格			
利率（％）			

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4【コーポラル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	

記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6 【カバードワラントの募集】

7 【預託証券の募集】

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】		
払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)			
(4) 【売出コーポラル・ペーパー及び売出短期社債】			
支払期日	売出券面額の総額又は 売出短期社債の総額	売出価額の 総額	売出しに係るコーポラル・ペーパー又は短 期社債の所有者の住所及び氏名又は名称
(5) 【売出外国譲渡性預金証書】			
満期日	売出対象の 預入金額	売出価額 の総額	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者 の住所及び氏名又は名称
(6) 【売出カバードワラント】			
(7) 【売出預託証券】			
2 【売出しの条件】			
売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠 金
第3 【その他の記載事項】			
第3 【その他の記載事項】			
第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】			
第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】			
1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】			
2 【組織再編成（公開買付け）の当社会社の概要】			
3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】			
4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】			
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違 （対象者の発行有価証券と公開買付け者によって発行（交付）される有価証券との相違）】			
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】			
7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】			
第2 【統合財務情報】			
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との 重要な契約）】			
第三部 【発行者情報】			

第1 【本国における法制等の概要】 1 【会社制度等の概要】 (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】 (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】 2 【外国為替管理制度】 3 【課税上の取扱い】 4 【法律意見】 第2 【企業の概況】 1 【主要な経営指標等の推移】 2 【沿革】 3 【事業の内容】 4 【関係会社の状況】 5 【従業員の状況】 第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 2 【生産、受注及び販売の状況】 3 【対処すべき課題】 4 【事業等のリスク】 5 【経営上の重要な契約等】 6 【研究開発活動】 7 【財政状態及び経営成績の分析】 第4 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要】 2 【主要な設備の状況】 3 【設備の新設、除却等の計画】 第5 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 ① 【株式の総数】 <table><tr><td>授権株数 (株)</td><td>発行済株式総数 (株)</td><td>未発行株式数 (株)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ② 【発行済株式】 <table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				授権株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)				記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名					
授権株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)																
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名															

計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高

(3) 【所有者別状況】

年 月 日現在

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

2 【配当政策】

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次				
決算年月				
最高				
最低				

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高					
最低					

4 【役員の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況】

第6 【経理の状況】

[別紙9－2] (119/407)

1【財務書類】 2【主な資産・負債及び収支の内容】 3【その他】 第7【外国為替相場の推移】 1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】 <table><tr><td>回次</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>決算年月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最高(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最低(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平均(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2【最近6月間の月別最高・最低株価】 <table><tr><td>月別</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最高</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最低</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平均</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3【最近日の為替相場】 円(年 月 日) 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 第9【提出会社の参考情報】 1【提出会社の親会社等の情報】 2【その他の参考情報】 第四部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1【保証の対象となっている社債】 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (1)【保証会社が提出した書類】 ①【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)平成 年 月 日__財務(支)局長に提出 ②【半期報告書】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)平成 年 月 日__財務(支)局長に提出 ③【臨時報告書】 ①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に__財務(支)局長に提出	回次						決算年月						最高(円)						最低(円)						平均(円)						期末(円)						月別						最高						最低						平均						
回次																																																													
決算年月																																																													
最高(円)																																																													
最低(円)																																																													
平均(円)																																																													
期末(円)																																																													
月別																																																													
最高																																																													
最低																																																													
平均																																																													

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
第八号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 第一部～第二部（略） （記載上の注意） 以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。 （1）～（5）（略） （6）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u> について記載すること。 （7）～（36－2）（略） （37）保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 （38）・（39）（略） （40）保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。	第八号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 第一部～第二部（略） （記載上の注意） 以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。 （1）～（5）（略） （6）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>証券取引所又は証券業協会</u> について記載すること。 （7）～（36－2）（略） （37）保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。 （38）・（39）（略） （40）保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、<u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会</u>名等を記載すること。 b (略) (41) (略) (42) 読替え a (略) (削る)	a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、<u>上場証券取引所又は登録証券業協会</u>名等を記載すること。 b (略) (41) (略) (42) 読替え a (略) b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u> c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第七号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u> (新設) (43) (略) (新設)
b 提出者が、<u>学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u> (43) (略) (44) <u>学校法人等の特例</u> 提出者が、<u>学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。</u> また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、<u>第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u>	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案			現行		
第十号様式			第十号様式		
【表紙】			【表紙】		
【提出書類】			【提出書類】		
半期報告書 (略)			半期報告書 (略)		
第一部【企業情報】			第一部【企業情報】		
第1～第4			第1～第4		
第5【提出会社の状況】			第5【提出会社の状況】		
1【株式等の状況】			1【株式等の状況】		
(1)【株式の総数等】(18)			(1)【株式の総数等】(18)		
① (略)			① (略)		
②【発行済株式】			②【発行済株式】		
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)
計	—		計	—	—
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
第6～第8 (略)			第6～第8 (略)		
第二部 (略)			第二部 (略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) 縦覧に供する場所			(6) 縦覧に供する場所		
公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u> について記載すること。			公衆の縦覧に供する主要な支店、 <u>証券取引所又は証券業協会</u> について記載すること。		
(7)～(27) (略)			(7)～(27) (略)		
(28) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)			(28) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)		
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び <u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会</u> 名を記載すること。			提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び <u>上場証券取引所又は登録証券業協会</u> 名を記載すること。		
(29)・(30) (略)			(29)・(30) (略)		
(31) 保証会社以外の会社の情報			(31) 保証会社以外の会社の情報		

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価、価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。 b （略） (32) （略） (33) 読替え a （略） (34) （略）	提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。 a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価、価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。 b （略） (32) （略） (33) 読替え a （略） b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (34) （略） (新設)
b 提出者が、学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下本様式において同じ。）である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。 (34) （略） (34) 学校法人等の特例 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(80)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 1・2（略） （記載上の注意） (1)～(3)（略） (4) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。 (削る) (削る)	第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 1・2（略） （記載上の注意） (1)～(3)（略） (4) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。 b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基つく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と読み替えて記載すること。 c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)

改正案	現行
第十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 （略） 第一部・第二部（略） 第三部【公開買付けに関する情報】（8） 第1【公開買付けの概要】 1【公開買付けの目的等】 2【公開買付けの当事会社の概要】 3【公開買付けに係る契約】 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6【公開買付けに関する手続】 第2【統合財務情報】 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 第四部【保証会社等の情報】（9） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1）～（7）（略） （8）公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。 （9）（略）	第十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 （略） 第一部・第二部（略） （新設） 第三部【保証会社等の情報】（8） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1）～（7）（略） （新設） （8）（略）

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
第十二号の二様式 【表紙】 発行登録追補書類番号 提出書類 発行登録追補書類 （略） 第一部・第二部（略） 第三部【公開買付けに関する情報】（6） 第1【公開買付けの概要】 1【公開買付けの目的等】 2【公開買付けの当事会社の概要】 3【公開買付けに係る契約】 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】 6【公開買付けに関する手続】 第2【統合財務情報】 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1）～（5）（略） （6）公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。	第十二号の二様式 【表紙】 発行登録追補書類番号 提出書類 発行登録追補書類 （略） 第一部・第二部（略） （新設）

改 正 案		現 行
第十五号様式		第十五号様式
【表紙】		【表紙】
【発行登録追補書類番号】		【発行登録追補書類番号】
【提出書類】		【提出書類】
発行登録追補書類		発行登録追補書類
(略)		(略)
第一部・第二部 (略)		第一部・第二部 (略)
第三部【公開買付けに関する情報】(8)		(新設)
第1【公開買付けの概要】		
1【公開買付けの目的等】		
2【公開買付けの当事会社の概要】		
3【公開買付けに係る契約】		
4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】		
5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】		
6【公開買付けに関する手続】		
第2【総合財務情報】		
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】		
第四部【保証会社等の情報】(9)		第三部【保証会社等の情報】(8)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。		次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)
(6) 縦覧に供する場所		(6) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所について記載すること。		公衆の縦覧に供する主要な支店及び証券取引所について記載すること。
(7) (略)		(7) (略)
(8) 公開買付けに関する情報		(新設)
第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)に準じて記載すること。		
(9) (略)		(8) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定有価証券 <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条第一項</u>（<u>法第二十七条</u>において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券をいう。 二 （略） 二の二 国内投資信託証券 次に掲げるものをいう。 イ 国内投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第十号</u>に掲げる投資信託の受益証券をいう。 ロ 国内投資証券 <u>法第二条第一項第十一号</u>に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。 二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。 イ 外国投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第十号</u>に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。 ロ 外国投資証券 <u>法第二条第一項第十一号</u>に掲げる外国投資証券をいう。 三 削除	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定有価証券 <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二十四条第一項</u>（<u>法第二十七条</u>において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券をいう。 二 （略） 二の二 国内投資信託証券 次に掲げるものをいう。 イ 国内投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第七号</u>に掲げる投資信託の受益証券をいう。 ロ 国内投資証券 <u>法第二条第一項第七号の二</u>に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。 二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。 イ 外国投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第七号</u>に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。 ロ 外国投資証券 <u>法第二条第一項第七号の二</u>に掲げる外国投資証券をいう。 三 <u>外国貸付債権信託受益証券</u> <u>法第二条第一項第十号</u>に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項

四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形並びに第八条第一号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 第八条第二号に掲げる有価証券をいう。

四の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 第一条第三号に掲げる有価証券をいう。

四の三 信託受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益証券 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第五号の二の二に掲げるものを除く。以下同じ。）をいう。

ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの（第五号の二の二に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。以下

第二条に掲げる権利をいう。

四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）第一号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 特定有価証券府令第二号に掲げる有価証券をいう。

四の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 特定有価証券府令第二号の二に掲げる有価証券をいう。

（新設）

下同じ。)をいう。

四の四 抵当証券等 次に掲げるものをいう。

イ 内国抵当証券 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものをいう。

四の五 外国貸付債権信託受益証券 法第二条第一項第十八号に規定する有価証券をいう。

五 信託受益権 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益権 法第二条第二項第一号に掲げる権利をいう。

ロ 外国信託受益権 法第二条第二項第二号に掲げる権利をいう。

五の二 有価証券投資事業権利等 次に掲げるものをいう。

イ 内国 有価証券投資事業権利等 法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利に限る。）をいう。

ロ 外国 有価証券投資事業権利等 法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利に限る。）をいう。

五の二の二 特定有価証券信託受益証券 第八条第四号に掲げる有

（新設）

五 貸付債権信託受益権 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の三に規定する権利をいう。

（新設）

五の二 組合契約出資持分 次に掲げるものをいう。

イ 内国 組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利をいう。

ロ 外国 組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）をいう。

（新設）

有価証券をいう。

五の三 特定預託証券 第八条第五号に掲げる有価証券をいう。

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第四号の四イ、第五号イ及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに前号二に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三ロ、第四号の四ロ、第四号の五、第五号ロ及び第五号の二ロに掲げる有価証券並びに外国信託受益証券のうち第五号の二の二に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第五号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 （略）

九 削除

九の二・九の三 （略）

九の四 信託財産 信託受益証券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託に信託された財産をいう。

十 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集

五の三 特定預託証券 特定有価証券府令第三号に掲げる有価証券をいう。

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ、第五号イ及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ、第四号の二ロ及び第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 （略）

九 信託財産 外国貸付債権信託受益証券及び貸付債権信託受益権に係る信託に信託された貸付債権をいう。

九の二・九の三 （略）
（新設）

十 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集

及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編発行手続をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）
。同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第二条の二第五項に規定する特定組織再編交付手続をいう。

十三（略）

二十三 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲）

第一条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の九第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競争用馬（競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に規定する有価証券の売出しを除く。）
。及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十三（略）

二十三 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（新設）

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券(令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三六 (略)

(私募により取得勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一

項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条第二項本文において同じ。)に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国法人は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券(令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。以下同じ。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三六 (略)

(私募により取得の申込みの勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる

場合に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国法人は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

一 （略）

二 四 （略）

（削る）

五 八 （略）

（削る）

九 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第三号様式

十 外国信託受益証券、外国信託受益権及び外国貸付信託受益証券
第三号の二様式

十一 内国抵当証券 第三号の四様式

十二 外国抵当証券 第三号の五様式

十三 内国有価証券投資事業権利等 第三号の五様式

十四 外国有価証券投資事業権利等 第三号の六様式

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券（令第二条の三第四号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）につき、第一号から第十二号までに掲げ

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

一 （略）

一の二 一の四 （略）

二 外国貸付債権信託受益証券 第二号様式

三 四の三 （略）

五 貸付債権信託受益権 第三号様式

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五の二 内国組合契約出資持分 第三号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第三号の三様式

（新設）

る有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二・三 (略)

3 (略)

(削る)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二・三 (略)

3 特定有価証券に係る法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券及び資産信託流動化受益証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(開示が行われている場合)

第八条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

（令第二条の十三第六号に掲げる特定有価証券）

第八条 令第二条の十三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの

イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（以下「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）される金銭債権その他の資産（以下「譲渡資産」という。）が存在すること。

ロ 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換のために発行されるものを含む。）上の債務の

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

（新設）

履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げるすべての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第四号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下この条及び第二十三条において同じ。）のうち、令第二条の十三第一号から第四号までに掲げる有価証券、同条第五号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）又は第一号から第三号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券のうち、令第二条の十三第一号から第四号までに掲げる有価証券、同条第五号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）又は第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該

特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一（略）

二（略）

（削る）

五（略）

（削る）

九 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第六号様式

十 外国信託受益証券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第六号の二様式

十一 内国抵当証券 第六号の三様式

十二 外国抵当証券 第六号の四様式

十三 内国有価証券投資事業権利等 第六号の五様式

十四 外国有価証券投資事業権利等 第六号の六様式

特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一（略）

一（略）

二 外国貸付債権信託受益証券 第五号様式

三（略）

五 貸付債権信託受益権 第六号様式

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五の二 内国組合契約出資持分 第六号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第六号の三様式

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2

法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者が、信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ロ及び同条第三項第一号ロに掲げる場合のうち、金銭以外の財産を信託財産とするものに限る。第二十二条第三項、第二十二條の二第二号、第二十八條第四項、第三十一條第三項において同じ。）の発行者である場合には、前項中「資産信託流動化受益証券」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の際における受益者が委託者である場合における委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「当該資産流動化受益証券」とあるのを「当該信託受益証券又は当該信託受益権」と、「原委託者」とあるのを「当初委託者」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのを「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて同項の規定を適用する。

（有価証券届出書の記載の特例）

（新設）

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

（新設）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三條第二項ただし書（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハ

へ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

トリ （略）

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハ （略）

ニ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三條第二項ただし書（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハ

へ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

トリ （略）

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハ （略）

ニ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

るものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 一の三 国内投資証券(投資法人債券を除く。次号において同じ。)、外国投資証券(外国投資法人債券を除く。次号において同じ。)、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 イハ (略) ニ 引受人(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 二 国内投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合 イハ (略) ニ 売出しの委託を受けた者(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 三 (略) (参照方式による有価証券届出書) 第十一条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価	除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 一の三 国内投資証券(投資法人債券を除く。次号において同じ。)、外国投資証券(外国投資法人債券を除く。次号において同じ。)、又は資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 イハ (略) ニ 引受人(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 二 国内投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合 イハ (略) ニ 売出しの委託を受けた者(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ (略) 三 (略) (参照方式による有価証券届出書) 第十一条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価
--	--

証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている国内投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている国内投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する国内投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日）をいう。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」と

証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている国内投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている国内投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する国内投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日）をいう。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場

いう。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五 （略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ・ハ （略）

（削る）

における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五 （略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の四の二様式及び第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

ロ・ハ （略）

二 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であるこ

(削る)

(削る)

二 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

四 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合(第四号の四の二様式及び第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

イ 第一号に掲げる書類

ロ 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

とを証する書面

ホ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ヘ 当該外国特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

二 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからヘまでに掲げる書類

三 第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからヘまでに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

四 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合(第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

第一号イからヘまでに掲げる書類

ハ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該外国特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ハ 前号ロからニまでに掲げる書類

六 第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ハ 前号ロ及びハに掲げる書類

ニ 第三号ハ及びニに掲げる書類

五 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからハまでに掲げる書類

(新設)

六 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからハまでに掲げる書類

ハ 当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出するときにはその内容を記載

ホ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

2
(略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〇四 (略)

(削る)

五〇八 (略)

(削る)

九 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第六号様式第一部から

第三部までに掲げる事項

することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

2
(略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〇四 (略)

五 外国貸付債権信託受益証券 第五号様式第一部及び第二部に掲げる事項

六〇九 (略)

十 貸付債権信託受益権 第六号様式第一部及び第二部に掲げる事項

(新設)

十 外国信託受益証券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第六号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項	(新設)
十一 内国抵当証券 第六号の三様式第一部から第二部までに掲げる事項	(新設)
十二 外国抵当証券 第六号の四様式第一部から第二部までに掲げる事項	(新設)
十三 内国有価証券投資事業権利等 第六号の五様式第一部及び第二部に掲げる事項	十一 内国組合契約出資持分 第六号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項
十四 外国有価証券投資事業権利等 第六号の六様式第一部から第三部までに掲げる事項	十二 外国組合契約出資持分 第六号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項
十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項	(新設)
十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項	十三 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項
(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)	(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)
第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イハ (略)

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第六号ニ及びホに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イハ (略)

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

一 届出目論見書

イハ (略)

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第六号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イハ (略)

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

は、その旨 ホ (略)	(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)
二 (略)	第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
2 (略)	一 届出目論見書
イ・ロ (略)	ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨
二 (略)	
2 (略)	
(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)	(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)
二 (略)	第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
2 (略)	一 届出目論見書
イ・ロ (略)	ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨
二 (略)	
2 (略)	
(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)	第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に

定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

第十五号の二様式

二 短期外債（第十八条の七の二に規定するものをいう。） 第十六号の二様式

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

二 第十六号様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十五号様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式により作成した発行登録書
イハニ（略）

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

- 第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同法第一百八条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第一百十五条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。
- 一 円建てで発行されるものであること。
 - 二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
 - 三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(新設)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容
- 二 当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘(法第二十三条の十三第三項に規定する

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容
- 二 当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号ロに該当することによ

少人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容
- 2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

- 2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域

り当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第七条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第七条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容
- 2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

- 2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国証券取引所(本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国証券取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下

を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）登録金融機関（法第十二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には

この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第十二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業

、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 （略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該

協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 （略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該

各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一（略）

二～四（略）

（削る）

五～八（略）

（削る）

九 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第九号様式

十 外国信託受益証券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第九号の二様式

十一 内国抵当証券 第九号の三様式

十二 外国抵当証券 第九号の四様式

十三 内国有価証券投資事業権利等 第九号の五様式

十四 外国有価証券投資事業権利等 第九号の六様式

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一（略）

一の二～一の四（略）

二 外国貸付債権信託受益証券 第八号様式

三～四の三（略）

五 貸付債権信託受益権 第九号様式

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五の二 内国組合契約出資持分 第九号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第九号の三様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2
(略)

3 法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者が、信託受益証券又は信託受益権の発行者である場合には、第一項中「資産信託流動化受益証券」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのを「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて同項の規定を適用する。

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる有価証券の区分に応じて当該各号に定める者とする。

- 一 資産信託流動化受益証券 原委託者
- 二 信託受益証券及び信託受益権 当初委託者

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一

2
(略)

(新設)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、資産信託流動化受益証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、原委託者とする。

(新設)

(新設)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一

号)第一条第一項各号に掲げる日(十二月二十九日及び十二月三十日を除く。)をいう。第二十九条において同じ。)に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等及び有価証券投資事業権利等並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券(有価証券投資事業権利等を除く。)を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券(有価証券投資事業権利等を除く。)に係る権利を表示するもの
当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間(当該特定有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券を受託有価証券とするもの若しくは特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一(三) (略)

号)第一条第一項各号に掲げる日(十二月二十九日及び十二月三十日を除く。)をいう。第二十九条において同じ。)に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券及び組合契約出資持分並びに特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するもの 当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間(当該有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一(三) (略)

2 (略) 3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類 二 四 (略) 4 6 (略)	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等) 第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。 2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類 二 (略) 三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し及び解散の登記をし	2 (略) 3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書 二 四 (略) 4 6 (略)	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等) 第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。 2 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書 二 (略) 三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した株主総会の議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)の写し及
---	--	---	--

た登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六（略）

3 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券

イ 内国投資信託受益証券 申請のあつた日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（ロに掲げるものを除く。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において社債管理会社等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六（略）

3 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 外国特定有価証券

申請のあつた日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

二 内国特定有価証券

イ 内国投資信託受益証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

ハ 内国投資証券（ロに掲げるものを除く。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ホ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数	ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において社債管理会社等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数
ヘ 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数	ホ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第七十五条に規定する権利者名簿に記載されている者の数
ト 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数	ヘ 貸付債権信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数
二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数	
5 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。	5 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。
6 特定有価証券に係る令第四条の二第二項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	6 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一・二 (略)	一・二 (略)
7 (略)	7 (略)
(有価証券報告書の提出を要しない場合) 第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定	(有価証券報告書の提出を要しない場合) 第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定

する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいづれかに掲げるときとする。

一 その該当することとなった日がその日の属する特定期間開始の日から三月（外国特定有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二・三 （略）

（有価証券の所有者数の算定方法）

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数の算定に関し必要な事項として内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券（第二十九条第二項第一号において同じ。）であるもの 定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載されている者の数

二 当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第二項有価証券（第二十九条第二項第一号において同じ。）であるもの イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハに定める事

する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいづれかに掲げるときとする。

一 その該当することとなった日がその日の属する特定期間開始の日から三月（外国特定有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二・三 （略）

（新設）

項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載されている者の数

イ 法第二条第二項第一号に掲げる権利 信託財産、受益債権の

内容及び弁済期

ロ 法第二条第二項第三号に掲げる権利 社員権の内容

ハ 法第二条第二項第五号に掲げる権利 出資者の権利の内容

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 (略)

二 (略)

(削る)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 (略)

一の二 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券の発行者

イ 約款

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

三 内国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第百二条第二項の貸借対照表及び損益計算書を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法第五十二条第一項に規定する定時社員総会）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

ハ (略)

五 (略)

六 (略)

(削る)

七 内国信託受益証券及び内国信託受益権

イ 第五号イに掲げる書類（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 第五号ロに掲げる書類

八 外国信託受益証券及び外国信託受益権

イ 第六号イに掲げる書類（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 第六号ロに掲げる書類

三 内国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第百二条第二項の貸借対照表及び損益計算書を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 第一号の二ロ及びハに掲げる書類

ハ (略)

四の二 (略)

四の三 (略)

五 貸付債権信託受益権の発行者 約款

(新設)

(新設)

九	内国抵当証券	当該有価証券に表示される債権及び抵当権の設定に係る契約	(新設)
十	外国抵当証券		(新設)
イ	前号イ及びロに掲げる書類		
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類		
十一	外国貸付債権信託受益証券の発行者		(新設)
イ	約款		
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類		
十二	内国 ^{有価証券投資事業権利等}	定款、約款若しくは規約又は組合契約書又はこれらに準ずる書類	(新設)
十三	外国 ^{有価証券投資事業権利等}		(新設)
イ	前号イに掲げる書類		
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類		
2	(略)		2 (略)
(外国会社報告書の提出要件)			
第二十七条の二 (略)			
2	法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。		2 (略)
一	外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。)を開設する者		一 外国有価証券市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。次号において同じ。)を開設する者
二	外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市		二 外国有価証券市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市

場を開設する者

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 四 (略)

4 五 6 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有価証券報告書」という。)と併せて財務局長等に提出しなければならない。

場を開設する者

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 四 (略)

4 五 6 (略)

(新設)

2	法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を前項に規定する財務局長等に提出しなければならない。
3	一 当該原有価証券報告書に係る特定期間 二 当該報告書代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由 三 当該報告書代替書面の作成の根拠となつた法令又は金融商品取引所の規則 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
4	第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
	一 定款、約款又は規約 二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面 三 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 四 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真

実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において準用

準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない。」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の

する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない。」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告

公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二・四 (略)

(削る)

五・八 (略)

(削る)

九 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第十二号様式

十 外国信託受益証券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第十二号の二様式

十一 内国抵当証券 第十二号の三様式

をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

一の一・一の四 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券 第十一号様式

三・四の三 (略)

五 貸付債権信託受益権 第十二号様式

(新設)

(新設)

(新設)

十二 外国抵当証券 第十二号の四様式

十三 国内有価証券投資事業権利等 第十二号の五様式

十四 外国有価証券投資事業権利等 第十二号の六様式

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

4 法第二十四条の五第三項において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者が、信託受益証券又は信託受益権の発行者である場合には、第一項中「資産信託流動化受益証券」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのを「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて同項の規定を適用する。

(半期代替書面)

第二十八条の四 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面(同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書(以下この条において「原半期報告書」という。

(新設)

五の二 国内組合契約出資持分 第十二号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第十二号の三様式

(新設)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

(新設)

(新設)

）と併せて財務局長等に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を前項に規定する財務局長等に提出しなければならない。

一 当該原半期報告書に係る特定期間

二 当該半期代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該半期代替書面の作成の根拠となつた法令又は金融商品取引所の規則

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真

実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（当該特定有価証券が第一項有価証券である場合において、五十名未満の者を相手方として行うものを除き、当該有価証券が第二項有価証券である場合において、五百名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号において同じ。）若しくは又は売出し（法第二十四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イット (略)

二 主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなることを又は関係法人でなかった法人が関係法人になることを）

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限り。以下この号において同じ。）又は売出し（法第二十四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イット (略)

二 主要な関係法人の異動があった場合

いう。)があつた場合

イ・ロ (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があつた場合

イ・ロ (略)

四 (略)

3・4 (略)

5 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者が、信託受益証券又は信託受益権の発行者である場合には、第一項中「資産信託流動化受益証券」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのを「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて適用する。

(臨時代替書面)

第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面(同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規

イ・ロ (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画について、重要な変更があつた場合

イ・ロ (略)

四 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

	定する臨時報告書と併せて財務局長等に提出しなければならない。
2	法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を前項に規定する財務局長等に提出しなければならない。
	一 当該臨時代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由
	二 当該臨時代替書面の作成の根拠となつた法令又は金融商品取引所の規則
3	第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
4	第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
	一 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
	二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
三	当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(有価証券通知書等の提出先)

第三十条 有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、第二十七条の四の二の規定による申請に係る書類、第二十八条の四の規定による申請に係る書類、第二十九条の二の規定による申請に係る書類、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出者が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社

2・3 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 (略)

2 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第三十条 有価証券通知書(第七条において準用する第五条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)及びその添付書類を提出する場合において、その提出者が貸付債権信託受益権の発行者(当該貸付債権信託受益権を発行する場合に限る。以下この項において「内国会社等」という。)であるとき、又は有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、令第四条第四項において準用する同条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出者が内国会社等で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

一 (略)

二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社

2・3 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第一項に掲げる書類の提出者が、信託受益証券又は信託受益権の発行者である場合には、同項及び第二項中「資産信託流動化受益証券」とあるのを「信託受益証券又は信託受益権」と、第一項中「当該資産信託流動化受益証券」とあるのを「当該信託受益証券又は当該信託受益権」と、第一項及び第二項中「原委託者管轄財務局等」とあるのを「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて前二項の規定を適用する。

（特定有価証券に係る開示関係書類の財務局長等の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国抵当証券、特定有価証券信託受益証券（発行会社が内国会社である場合に限る。）及び特定預託証券（発行会社が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国抵当証券、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行会社にあつては内国会社に限る。）とする。

（新設）

（特定有価証券に係る開示関係書類の財務局長等の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券及び特定預託証券（発行会社が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定預託証券の発行会社にあつては内国会社に限る。）とする。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第一号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 （削る） （記載上の注意） （略） （1）一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c （略） （2）～（5）（略）	第一号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 （略） （記載上の注意） （1）一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c （略） （2）～（5）（略）

改正案	現行
第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) 第1【募集（売出）要項】 (略) 1 (略) 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(19) (略) 3【短期投資法人債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期投資法人債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(13) (略) 3【短期投資法人債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期投資法人債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】	第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 (略) 第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(19) (略) (新設) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(13) (略) (新設)

(5) 【発行（売出）価格】 (6) 【発行限度額】 (7) 【発行限度額残高】 (8) 【支払期日】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略) (2)～(5) (略)	(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略) (2)～(5) (略)
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 （有価証券通知書 （別添） 第1【募集（売出）要項】 1（略） 2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 （1）～（19）（略） 3【短期外債】 （1）【振出日】 （2）【振出地】 （3）【発行（売出）短期外債の総額】 （4）【発行（売出）価額の総額】 （5）【発行（売出）価格】 （6）【発行限度額】 （7）【発行限度額残高】 （8）【支払期日】 （9）【支払場所】 （10）【振替機関に関する事項】 （11）【バックアップラインの設定金融機関】 （12）【バックアップラインの設定内容】 （13）【取得格付】 第2【最近における募集（売出し）の状況】（5） 1（略） 2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 （1）～（13）（略） 3【短期外債】 （1）【振出日】 （2）【振出地】 （3）【発行（売出）短期外債の総額】 （4）【発行（売出）価額の総額】 （5）【発行（売出）価格】	第一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 （別添） 第1【募集（売出）要項】 1（略） 2【外国投資法人債券】 （1）～（19）（略） （新設） 第2【最近における募集（売出し）の状況】（5） 1（略） 2【外国投資法人債券】 （1）～（13）（略） （新設）

(6) 【発行限度額】 (7) 【発行限度額残高】 (8) 【支払期日】 (記載上の注意)	
(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略) d この様式中「短期外債」とは、第十八条の七の二に規定する有価証券をいう（以下、第四号の四様式、第四号の四の二様式、第四号の四の三様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十八号様式、第二十二号様式、及び第二十四号様式において同じ。）。 (2)～(5) (略)	(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略) (新設) (2)～(5) (略)

改正案	現行
(削除)	第二号様式 【表紙】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 第1 【募集(売出) 要項】 1 【証券の名称】 2 【外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等】 3 【発行(売出) 数】 4 【発行(売出) 価額の総額】 5 【発行(売出) 価格】 6 【申込単位】 7 【申込期間】 8 【申込取扱場所】 9 【払込期日及び払込取扱場所】 10 【引受け等の概要】 11 【保管に関する事項】 12 【手取金の使途】 13 【その他】 第2 【最近における募集(売出し) の状況】 (2) 1 【証券の名称】 2 【外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等】 3 【発行(売出) 数】 4 【発行(売出) 価額の総額】 5 【発行(売出) 価格】

	6 【申込期間】 7 【払込期日】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通過以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 b 本邦通過以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記する事。 c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国貸付債権信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 (1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (2) (略)	第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 二 条 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 (1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (2) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 (1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) (略)	第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 <u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</u> (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 (1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (2) (略)	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 <u>【根拠条文】</u> 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に關 する内閣府令第 条 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b・c (略) (2) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) (略)	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 <u>【根拠条文】</u> 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に關する内閣府令第 条 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 e・f (略) (2) (略)

改正案	現行
(削除)	第三号様式 【表紙】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【第一部【募集（売出）要項】 第1【証券の名称】 第2【貸付債権信託受益権の基本的仕組み等】 第3【発行（売出）価額の総額】 第4【発行（売出）価格】 第5【申込手数料】 第6【申込単位】 第7【申込期間】 第8【申込証拠金】 第9【申込取扱場所】 第10【払込期日及び払込取扱場所】 第11【引受け等の概要】 第12【手取金の使途】 第13【振替機関に関する事項】 第14【その他】 第二部【最近における募集（売出し）の状況】（2） 第1【証券の名称】 第2【貸付債権信託受益権の基本的仕組み】

	第3【発行(売出)価額の総額】 第4【発行(売出)価格】 第5【申込期間】 第6【申込証拠金】 第7【払込期日】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、住宅ローン債権信託受益権の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案		現行
第三号様式		(新設)
【表紙】		
【提出書類】	有価証券通知書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者（受託者）名称】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【電話番号】		
【発行者（原委託者）氏名又は名称】		
【代表者の役職氏名】		
【住所又は本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【電話番号】		
第一部 【募集（売出）要項】		
第1 【内国信託受益証券の形態等】		
第2 【発行（売出）数】		
第3 【発行（売出）価額の総額】		
第4 【発行（売出）価格】		
第5 【給付の内容、時期及び場所】		
第6 【申込単位】		
第7 【申込期間】		
第8 【申込証拠金】		
第9 【申込取扱場所】		
第10 【払込期日及び払込取扱場所】		
第11 【引受け等の概要】		
第12 【その他】		
第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2）		
第1 【内国信託受益証券の形態等】		
第2 【発行（売出）数】		
第3 【発行（売出）価額の総額】		
第4 【発行（売出）価格】		

第5【申込期間】 第6【申込証拠金】 第7【払込期日】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案		現行
第三号の二様式		(新設)
【表紙】		
【提出書類】	有価証券通知書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者（受託者）名称】	_____	
【代表者の役職氏名】	_____	
【本店の所在の場所】	_____	
【代理人の氏名又は名称】	_____	
【代理人の住所又は所在地】	_____	
【事務連絡者氏名】	_____	
【連絡場所】	_____	
【電話番号】	_____	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____	
【代表者の役職氏名】	_____	
【住所又は本店の所在の場所】	_____	
【代理人の氏名又は名称】	_____	
【代理人の住所又は所在地】	_____	
【事務連絡者氏名】	_____	
【電話番号】	_____	
第一部【募集（売出）要項】		
第1【外国信託受益証券の形態等】		
第2【発行（売出）数】		
第3【発行（売出）価額の総額】		
第4【発行（売出）価格】		
第5【給付の内容、時期及び場所】		
第6【申込単位】		
第7【申込期間】		
第8【申込証拠金】		
第9【申込取扱場所】		
第10【払込期日及び払込取扱場所】		
第11【引受け等の概要】		
第12【その他】		

第二部【最近における募集（売出し）の状況】（2） 第1【外国信託受益証券の形態等】 第2【発行（売出）数】 第3【発行（売出）価額の総額】 第4【発行（売出）価格】 第5【申込期間】 第6【申込証拠金】 第7【払込期日】 （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。 c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」（1）aに準じて記載すること。 e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2） 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。	
--	--

改正案	現行
第三号の三様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 第一部【募集（売出）要項】 第1【抵当証券の基本的仕組み等】 第2【発行（売出）価額の総額】 第3【発行（売出）価格】 第4【利率】 第5【弁済期】 第6【利払日及び利息支払の方法】 第7【募集の方法】 第8【申込期間及び申込取扱場所】 第9【払込期日及び払込取扱場所】 第10【手取金の使途】 第11【抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】 第12【金融商品取引業者の概要】 第13【その他】 第二部【最近における募集（売出し）の状況】 第1【発行（売出）価額の総額】 第2【発行（売出）価格】 第3【利率】 第4【弁済期】 第5【申込期間】 第6【払込期日】 第7【抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】	(新設)

(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 最近における募集 (売出し) の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し (法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。) について、抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第三号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 第一部【募集（売出）要項】 第1【外国抵当証券の基本的仕組み等】 第2【発行（売出）価額の総額】 第3【発行（売出）価格】 第4【利率】 第5【弁済期】 第6【利払日及び利息支払の方法】 第7【募集の方法】 第8【申込期間及び申込取扱場所】 第9【払込期日及び払込取扱場所】 第10【手取金の使途】 第11【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】 第12【金融商品取引業者の概要】 第13【その他】 第二部【最近における募集（売出し）の状況】 第1【発行（売出）価額の総額】 第2【発行（売出）価格】 第3【利率】 第4【弁済期】 第5【申込期間】 第6【払込期日】 第7【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】	(新設)

(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。 b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 最近における募集(売出し)の状況 第三号の三様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。	
--	--

改正案	現行
第三号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (削る) 第1【募集（売出）要項】 (1) (略) (2) 【<u>内国有価証券投資事業権利等の形態等</u>】 (3)～(13) (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(6) (1) (略) (2) 【<u>内国有価証券投資事業権利等の形態等</u>】 (3)～(9) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 (削除)	第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 <u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</u> 【<u>根拠条文</u>】 第1【募集（売出）要項】 (1) (略) (2) 【<u>内国組合契約出資持分の形態等</u>】 (3)～(13) (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(6) (1) (略) (2) 【<u>内国組合契約出資持分の形態等</u>】 (3)～(9) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 <u>ㇺ</u> 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 <u>ㇻ</u> (略) <u>ㇼ</u> (略) ㇽ 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の二様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2)～(5) (略) (6) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、<u>内国組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別ごと</u>に記載すること。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第三号の六様式 【表紙】 【提出書類】 (附る) 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 (1) 【外国組合等の名称】 (2) 【外国有価証券投資事業権利等の形態等】 (3)～(13) (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(6) (1) 【外国組合等の名称】 (2) 【外国有価証券投資事業権利等の形態等】 (3)～(9) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 (削除)	第三号の三様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 (略) 第1【募集（売出）要項】 (1) 【組合等の名称】 (2) 【外国組合契約出資持分の形態等】 (3)～(13) (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(6) (1) 【組合等の名称】 (2) 【外国組合契約出資持分の形態等】 (3)～(9) (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 <u>α</u> 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。<u>と。</u> <u>β</u> (略) <u>γ</u> 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の三様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2)～(5) (略) (6) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、<u>外国組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別</u>ごとに記載すること。
<u>α</u> (略) <u>β</u> 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の六様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2)～(5) (略) (6) 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、<u>外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別</u>ごとに記載すること。	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案		現行
第四号様式		第四号様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 (略)		有価証券届出書 (略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1) 一般的事項		(1) 一般的事項
a～d (略)		a～d (略)
e 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。		e 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 フレンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。		なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 フレンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
f (略)		f (略)
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)
(4) 内国投資信託受益証券の形態等		(4) 内国投資信託受益証券の形態等
a (略)		a (略)
b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のフレンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する <u>投資信託委託会社</u> 又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第3条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。		b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のフレンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する <u>投資信託委託業者</u> 又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
(5)～(11) (略)		(5)～(11) (略)

(12) フレンドの目的及び基本的性格 a・b (略) c <u>上記a及びbの記載においては、フレンドが、フレンド・オブ・フレンズ（証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託（当該投資信託委託会社が、自らの運用の指図を行う親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするものうち、約款においてフレンド・オブ・フレンズにのみ取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。）の投資信託証券のみを主要投資対象とするものを除く。以下ご様式及び第四号の二様式において同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u> (13) フレンドの仕組み a フレンドの仕組み（当該フレンドがフレンド・オブ・フレンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b・c (略) (14) 投資方針 フレンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（フレンドがフレンド・オブ・フレンズの形態をとる場合には、投資先フレンドの選定の方針として投資先フレンドの投資実績全体を重視しているか、あるいは投資先フレンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (15) 投資対象 a・b (略) c <u>フレンドが、フレンド・オブ・フレンズの形態をとる場合には、フレンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象フレンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。</u> (16) 運用体制 フレンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びフレンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるフレンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (17) 分配方針 約款に規定された分配方針を記載すること。 (18)～(25) (略) (26) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の	(12) フレンドの目的及び基本的性格 a・b (略) (新設) (13) フレンドの仕組み a フレンドの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。 b・c (略) (14) 投資方針 フレンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (15) 投資対象 a・b (略) (新設) (16) 運用体制 フレンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (17) 分配方針 約款に規定された分配方針を記載すること。 (18)～(25) (略) (26) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の
--	--

他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（フナンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 (27) 投資有価証券の主要銘柄 a・b （略） c 発行地又は<u>上場金融商品取引所等</u>の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e （略）	資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（フナンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 (27) 投資有価証券の主要銘柄 a・b （略） c 発行地又は<u>上場証券取引所等</u>の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e （略）
(28) 投資不動産物件 a （略） b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、<u>担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。</u>また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (29) ・(30) （略） (31) 純資産の推移	(28) 投資不動産物件 a （略） b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (29) ・(30) （略） (31) 純資産の推移
(31) 純資産の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）（6月を1計算期間とするフナンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているフ	(31) 純資産の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）（6月を1計算期間とするフナンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているフ

ファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。) にあっては、20計算期間) の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託受益証券1 単位当たりの純資産額 (以下この様式において「基準価額」という。) を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。 なお、当該内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、<u>金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称</u>を付記すること。 (32)～(36) (略) (37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a (略) (削る) b～d (略) (38) (略) (39) ファンドの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、<u>金融商品取引所</u>への上場等主な変遷について記載すること。 (40)～(65) (略)	ファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。) にあっては、20計算期間) の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託受益証券1 単位当たりの純資産額 (以下この様式において「基準価額」という。) を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。 なお、当該内国投資信託受益証券が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、<u>証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称</u>を付記すること。 (32)～(36) (略) (37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a (略) b <u>受益者等名簿の閉鎖の時期</u> c～e (略) (38) (略) (39) ファンドの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、<u>証券取引所</u>への上場等主な変遷について記載すること。 (40)～(65) (略)
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案		現行
第四号の二様式		第四号の二様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 (略)		有価証券届出書 (略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1) 一般的事項		(1) 一般的事項
a～g (略)		a～g (略)
h 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。		h 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。
i (略)		i (略)
(2)～(5) (略)		(2)～(5) (略)
(6) 外国投資信託受益証券の形態等		(6) 外国投資信託受益証券の形態等
a (略)		a (略)
b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。		b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
(7)～(13) (略)		(7)～(13) (略)
(14) ファンドの目的及び基本的性格		(14) ファンドの目的及び基本的性格
a・b (略)		a・b (略)
c <u>上記a及びbの記載においては、ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u>		(新設)
(15) ファンドの仕組み		(15) ファンドの仕組み
a ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、 <u>その仕組みも含む。</u> ）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。		a ファンドの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
b・c (略)		b・c (略)
(16) 投資方針		(16) 投資方針
ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（フ		ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、

ンドがフランド・オズ・フレンズの形態をとる場合には、投資先フランドの選定の方針として投資先フランドの投資実績全体を重視しているか、あるいは投資先フランドの具体的な投資先を重視しているものか等）等について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	かつ、分かりやすく記載すること。
(17) 投資対象 a・b (略) c フランドが、フランド・オズ・フレンズの形態をとる場合には、フランドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象の名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。	(17) 投資対象 a・b (略) (新設)
(18) 運用体制 フランドの運用体制（組織、当該フランドの運用に関する内部規則、内部管理及びフランドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるフランドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(18) 運用体制 フランドの運用体制（組織、当該フランドの運用に関する部内規則等について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
(19)～(27) (略)	(19)～(27) (略)
(28) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあって用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（フランドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。））を記載すること。	(28) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあって用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（フランドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。））を記載すること。
(29) 投資有価証券の主要銘柄 a・b (略) c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。	(29) 投資有価証券の主要銘柄 a・b (略) c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
(30) 投資不動産物件表 a (略) b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ご	(30) 投資不動産物件表 a (略) b 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物

とに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃賃面積、全賃賃可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃賃面積、総賃賃可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃賃面積が全賃賃面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃賃面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。	件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃賃面積、全賃賃可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃賃面積、総賃賃可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃賃面積が全賃賃面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃賃面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
(31)・(32) (略)	(31)・(32) (略)
(33) 純資産の推移	(33) 純資産の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。）（6月を1計算期間とするフレンジ（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているフレンジを含む。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。））にあつては、20計算期間）の各計算期間末について、フレンジの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。 なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。	有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。）（6月を1計算期間とするフレンジ（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているフレンジを含む。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。））にあつては、20計算期間）の各計算期間末について、フレンジの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。 なお、当該外国投資信託受益証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること
(34)～(38) (略)	(34)～(38) (略)
(39) 外国投資信託受益証券事務の概要 当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。	(39) 外国投資信託受益証券事務の概要 当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。
a (略)	a (略)
(削る)	<u>h</u> 受益者等名簿の開鎖の時期
<u>h</u>～<u>d</u> (略)	<u>c</u>～<u>e</u> (略)
(40) (略)	(40) (略)
(41) フレンジの沿革	(41) フレンジの沿革
設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。	設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。
(42)～(73) (略)	(42)～(73) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期投資法人債】(14-2) (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期投資法人債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預	第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(20) (略) (新設) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預

預託を受けている者)の情報があ 場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略)	託を受けている者)の情報があ 場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略)
(2) 代表者の役職氏名 a (略)。 b 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。	(2) 代表者の役職氏名 a (略) b 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。
(3)～(14) (略) (14～2) 短期投資法人債	(3)～(14) (略) (新設)
a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債の金額100円についての発行(売出)価額を記載すること。 b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債の発行総額を記載すること。 c 役員会決議等で短期投資法人債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。	
d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債の償還期限を記載すること。	
e 「バックアップラインの設定」の「内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。	
f 「取得格付」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。	
(15)～(17) (略)	(15)～(17) (略)
(18) 投資法人の機構	(18) 投資法人の機構 (新設)
a 投資法人の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等)、投資法人による関係会社に対する管理体制(販売会社を除く。)の整備の状況、について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
b 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。	
(19)・(20) (略)	(19)・(20) (略)
(21) 投資方針	(21) 投資方針
投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等)につ	投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態等)について、具体的に、

いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (22)～(31) (略) (32) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (33) 投資有価証券の主要銘柄 a・b (略) c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e (略) (34) 投資不動産物件 a (略) b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物	かつ、分かりやすく記載すること。 (22)～(31) (略) (32) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (33) 投資有価証券の主要銘柄 a・b (略) c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e (略) (34) 投資不動産物件 a (略) b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要な
---	--

件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の１０％以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃賃可能面積及び最近５年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃賃面積の合計の１０％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。	テナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃賃面積の合計の１０％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
(35)・(36) (略)	(35)・(36) (略)
(37) 純資産等の推移	(37) 純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該内国投資証券が<u>金融所品取引所</u>に上場されている場合には、<u>金融所品取引所</u>の市場相場及び当該<u>金融所品取引所</u>の名称を付記すること。	有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該内国投資証券が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、<u>証券取引所</u>の市場相場及び当該<u>証券取引所</u>の名称を付記すること。
(38)～(57) (略)	(38)～(57) (略)
(58) 運用体制	(58) 運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構、<u>投資運用に関するリスク管理体制</u>の整備の状況については、特に詳細に記載すること。	資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
(59)～(73) (略)	(59)～(73) (略)

改正案	現行
第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期投資法人債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期投資法人債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)	第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(20) (略) (新設) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)

改正案	現行
第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期投資法人債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期投資法人債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)	第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(20) (略) (新設) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期外債】(17-2) (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期外債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (略) h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。 i・j (略) (2) 代表者の役職氏名 a (略) b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項に規定する外国投資法人を	第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)～(20) (略) (新設) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)～(20) (略) (新設) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (略) h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。 i・j (略) (2) 代表者の役職氏名 a (略) b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第29項に規定する外国投資法人を

いう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。) 設立の場合においては、発起人全員の氏名を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) 届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態 (投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの (以下この様式において「外国投資法人債券」という。)) <u>短期投資法人債に類するものの別等</u> 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (6)～(17) (略) <u>(17-2) 短期外債</u> 第三号の四様式記載上の注意 (14-2) に準じて記載すること。 (18)～(20) (略) (21) 外国投資法人の機構 a 外国投資法人の統治に関する事項 (例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等)、外国投資法人による関係会社 (販売会社を除く。) に対する管理体制の整備の状況、について、具体的に、<u>にかつ、分かりやすく記載すること。</u> b 外国投資法人の運用体制について、具体的に、<u>にかつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。 (22)・(23) (略) (24) 投資方針 外国投資法人の運用に関する基本的態度 (投資態度、運用方針、運用の形態銘柄、選定の方針等) について、具体的に、<u>にかつ、分かりやすく記載すること。</u> (25)～(34) (略) (35) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別 (有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産 (以下この様式において「その他の資産」という。)) にあっては具体的な内容等による区分) 及び地域別 (有価証券にあっては発行地又は <u>上場金融商品取引所等の地域別</u> (国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別) ごとに、価格 (有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格 (併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評	
いう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。) 設立の場合においては、発起人全員の氏名を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) 届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態 (投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの (以下この様式において「外国投資法人債券」という。)) の別等) 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (6)～(17) (略) (新設) (18)～(20) (略) (21) 外国投資法人の機構 (新設) 外国投資法人の機構について、具体的に、<u>にかつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (22)・(23) (略) (24) 投資方針 外国投資法人の運用に関する基本的態度 (投資態度、運用方針、運用の形態等) について、具体的に、<u>にかつ、分かりやすく記載すること。</u> (25)～(34) (略) (35) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別 (有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産 (以下この様式において「その他の資産」という。)) にあっては具体的な内容等による区分) 及び地域別 (有価証券にあっては発行地又は <u>上場証券取引所等の地域別</u> (国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別) ごとに、価格 (有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格 (併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評	

価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 （略） (36) 投資有価証券の主要銘柄 a・b （略） c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e （略） (37) 投資不動産物件 a （略） b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (38)・(39) （略） (40) 純資産等の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）	
（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 （略） (36) 投資有価証券の主要銘柄 a・b （略） c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e （略） (37) 投資不動産物件 a （略） b 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (38)・(39) （略） (40) 純資産等の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）	

付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。 また、当該外国投資証券が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、<u>金融商品取引所</u>の市場相場及び当該<u>金融商品取引所</u>の名称を付記すること。 (41)～(65) (略) (66) 運用体制 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構、<u>投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況</u>については、特に詳細に記載すること。 (67)～(83) (略)	付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。 また、当該外国投資証券が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、<u>証券取引所</u>の市場相場及び当該<u>証券取引所</u>の名称を付記すること。 (41)～(65) (略) (66) 運用体制 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (67)～(83) (略)
---	--

改正案	現行
第四号の四の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期外債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期外債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)	第四号の四の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（新設）】 (1)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)

改正案	現行
第四号の四の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第3【短期外債】 (1)【振出日】 (2)【振出地】 (3)【発行（売出）短期外債の総額】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【発行限度額】 (7)【発行限度額残高】 (8)【支払期日】 (9)【支払場所】 (10)【振替機関に関する事項】 (11)【バックアップラインの設定金融機関】 (12)【バックアップラインの設定内容】 (13)【取得格付】 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)	第四号の四の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（新設）】 (1)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)

改正案	現行
(削除)	第五号様式 【表紙】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（2） 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（3） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】（4） 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）外国貸付債権信託受益証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）外国貸付債権信託受益証券の金額】（5） 【総覧に供する場所】 名称 所在地 第一部【証券情報】 第1【証券の名称】 第2【外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等】（6） 第3【発行（売出）数】 第4【発行（売出）価額の総額】（7） 第5【発行（売出）価格】（8） 第6【申込単位】 第7【申込期間】 第8【申込取扱場所】 第9【払込期日及び払込取扱場所】 第10【引受け等の概要】（9） 第11【保管に関する事項】（10） 第12【手取金の使途】（11） 第13【その他】（12）

	第二部【信託財産情報】 第1【信託財産の状況】 1【概況】 (1)【信託に係る法制度の概要】(13) (2)【信託財産の基本的性格】(14) (3)【信託財産の沿革】(15) (4)【信託財産の関係法人】(16) 2【貸付債権の概要】 (1)【貸付債権に係る法制度の概要】(17) (2)【貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要】(18) (3)【貸付債権の内容】(19) (4)【貸付債権の回収方法】(20) 3【管理及び運営の仕組み】 (1)【資産管理等の概要】 ①【信託財産の管理】(21) ②【信用補充】(22) ③【管理報酬等】(23) ④【その他】(24) (2)【情報開示の概要】(25) 4【証券所有者の権利行使等】 (1)【証券所有者の権利】(26) (2)【証券の上場等に関する事項】(27) (3)【課税上の取扱い】(28) (4)【為替管理上の取扱い】(29) (5)【本邦における代理人】(30) (6)【裁判管轄等】(31) 5【運用状況】 (1)【貸付債権の状況】 ①【貸付債権の概況】(32) ②【損失及び延滞の状況】(33) (2)【収益状況の推移】(34) 第2【関係法人の概況】(35) 1【設立事拠法】 2【監督官庁の概要】(36) 3【名称、資本金の額及び事業の内容】(37) 4【関係業務の概要】(38) 5【資本関係】(39)
--	---

	6 【その他】(40) 第3 【信託財産の経理状況】(41) 1 【主な資産の内容】平成 年 月 日 I 貸付債権残高 元本相当部分 利息相当部分 II 有価証券所有者への利息・配当支払基金の残高 III 有価証券所有者への元本償還基金の残高 2 【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 I 総収入 貸付債権の回収額 うち元本返済相当部分 利息相当部分 その他の手数料収入 信託された貸付債権の再譲渡に伴う収入 その他 II 総費用 管理報酬 信用補完手数料 その他の手数料 貸付債権の貸倒償却額 うち元本相当部分 利息相当部分 III 収入金 (又は損失金) (I－II) 3 【収入金 (又は損失金) の処理】(42) 平成 年 月 日 貸付債権への再投資 証券所有者への利息・配当支払 (又は基金への積立) 証券所有者への償還 (又は基金への積立) その他 4 【監査等の概要】(43) 第4 【証券事務の概要】(44) 第5 【その他】(45) 第三部 【特別情報】 第1 【関係法人の経理の概況】(46) 1 【主な資産及び負債の内容】 2 【主な損益の内容】
--	--

	第2 【外国貸付債権信託受益証券の様式】 (47) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち 「第二部 信託財産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。 d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。 (3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 (4) 事務連絡者氏名 本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受ける者の氏名を記載すること。 (5) 届出の対象とした募集（売出）外国貸付債権信託受益証券の金額 a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
--	---

	(6) 外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。 b 当該有価証券の所有者の主な権利内容（利率、利払日、償還期限、利息支払の方法、償還の方法等）、貸付債権の信託の方法、信託の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。 c 契約等において、当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。 d 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券について、発行者等が申込により格付（指定格付機関から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (7) 発行（売出）価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (8) 発行（売出）価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。 (9) 引受け等の概要 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。 (10) 保管に関する事項 外国貸付債権信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。 (11) 手取金の使途 貸付債権の原保有者が取得する手取金についてその使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。 (12) その他 a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国貸付債券信託証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。 (13) 信託に係る法制度の概要 貸付債権の原保有者による信託財産への債権移転の法的効果、信託財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。 (14) 信託財産の基本的性格 信託された貸付債権の基本的性格（債権の種類、当該貸付債権の債務者の特質等）について記載する
--	---

	こと。 (15) 信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、信託証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。 (16) 信託財産の関係法人 信託財産を構成する貸付債権の原保有者、信託の受託又は信託財産の管理を行う会社、貸付債権の回収等の管理会社及び当該外国貸付債券信託受益証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 (17) 貸付債権に係る法制度の概要 信託財産を構成する貸付債権に適用される法律のうち、債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。 (18) 貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要 貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。 (19) 貸付債権の内容 信託財産を構成する貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法及び利子支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。信託財産たる貸付債権に担保又は保証が付されている場合にはその内容を記載すること。 (20) 貸付債権の回収方法 貸付債権にかかる延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続き（担保付貸付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。 (21) 信託財産の管理 a 原保有者が信託する貸付債権について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。 b 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、信託の元本の償還若しくは収益の分配又は元本の償還期限が異なる他の受益権をいう。以下同じ。）を有している者（貸付債権の原保有者又は当該他の種類の受益権に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者等）がいる場合には、信託財産を構成する貸付債権の元本及び利息の回収額の配分方法並びに債務不履行による貸付債権の償却額の配分方法を記載すること。 c 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の信託財産たる貸付債権の元本及び利息につき回収したものに係る処理の方法（貸付債権等に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、有価証券の所有者に償還又は配当する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。 (22) 信用補充 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の持分権又は受益権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。 (23) 管理報酬等 a 信託財産から支払われる報酬及び手数料のうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法
--	--

	及び支払時期を記載すること。 b 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。 (24) その他 a 信託財産の存続期間、計算期間、解散又は償還条件等について記載すること。 b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。 (25) 情報開示の概要 信託財産の設立及び運営が行われている国における監督官庁、持分権者又は受益権者に対する開示（公告を含む。）その他定款又は約款に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。 (26) 証券所有者の権利 a 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者に対する配当・利息金額及び償還金額の計算方法等について記載すること。 b 配当・利息受領権、償還金の受領権、当該外国貸付債権信託証券の買戻し請求権、信用補充措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (27) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。 (28) 課税上の取扱い 配当・利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。 (29) 為替管理上の取扱い 配当・利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。 (30) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国貸付債権信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。 (31) 裁判管轄等 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。 (32) 貸付債権の概況 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の信託財産を構成する貸付債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び債権の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。
--	--

	(33) 損失及び延滞の状況 a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産たる貸付債権に係る純純損失の金額（貸付債権の元本及び利息の償却額）及び延滞となっている債務の金額の推移を記載すること。 b 信託財産たる貸付債権のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。 c 有価証券届出書提出日が信託の設定日後1計算期間が経過する日前である場合には、貸付債権の原保有者の財産たる貸付債権についての損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。 (34) 収益状況の推移 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産たる貸付債権から発生する利息・手数料等の収益の額、当該貸付債権の元本金額の当該各期間における期末残高及び両者の比率の推移について記載すること。 (35) 関係法人の概況 信託財産を構成する貸付債権の原保有者、信託の受託又は信託財産の管理を行う会社、貸付債権の回収等の管理会社及び当該外国貸付債権信託受益証券に信用補充等を行っている会社等について記載すること。 (36) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。 (37) 名称、資本金の額及び事業の内容 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (38) 関係業務の概要 信託財産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。 (39) 資本関係 他の関係法人との資本関係を記載すること。 (40) その他 a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合等の取扱い等につき信託契約又は約款において定めがある場合には、その内容を記載すること。 b 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。 c 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。 (41) 信託財産の経理状況 a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。 b 最近2計算期間について記載すること。
--	--

	ｃ 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、当該有価証券の所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。 (42) 収入金（又は損失金）の処理 a 「証券所有者への利息・配当支払（又は基金への積立）」又は「証券所有者への償還（又は基金への積立）」の金額が、信託契約又は約款においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。 b 証券所有者への利息・配当支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から有価証券の所有者へ支払われた利息・配当又は元本の償還金の金額を注記すること。 (43) 監査等の概要 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の信託財産について、法令、信託契約又は約款により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。 (44) 証券事務の概要 当該外国貸付債権信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人（名称及び住所）及び手数料 b 持分権者（受益者等）に対する特典 c 外国貸付債権信託受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容 d その他外国貸付債権信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (45) その他 当該有価証券の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。 (46) 関係法人の経理の概況 信託財産を構成する貸付債権の原保有者及び貸付債権の回収等の管理会社の最近２事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。 (47) 外国貸付債権信託受益証券の様式 当該外国貸付債権信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第五号の二様式		第五号の二様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書 (略)		有価証券届出書 (略)
第一部（略）		第一部（略）
第二部【管理資産情報】		第二部【管理資産情報】
第1【管理資産の状況】		第1【管理資産の状況】
1～5（略）		1～5（略）
6【投資リスク】（26～2）		（新設）
第2～第4（略）		第2～第4（略）
第三部（略）		第三部（略）
（記載上の注意）		（記載上の注意）
（1）一般的事項		（1）一般的事項
a（略）		a（略）
b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。		b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。		なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
c・d（略）		c・d（略）
(2)・(3)（略）		(2)・(3)（略）
(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等		(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
a～d（略）		a～d（略）
e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定目的借入れの内容を記載すること。		e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第11項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定目的借入れの内容を記載すること。
f～h（略）		f～h（略）

(4-2)～(12) (略) (13) 管理資産の関係法人 a 原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該国内資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 b 管理資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c 特定信託資産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 特定信託資産の管理を行う会社による特定信託資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(4-2)～(12) (略) (13) 管理資産の関係法人 原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該国内資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 (新設) (新設) (新設)
(14)・(15) (略) (16) 管理財産を構成する資産の内容 a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること)。また、当該債権に担保又は保証が付けられている場合には、その内容を記載すること。 b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等の旨を記載すること。 c～g (略) h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の	(14)・(15) (略) (16) 管理財産を構成する資産の内容 a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付けられている場合には、その内容を記載すること。 (新設) b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること))、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 c～g (略) h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgま

内容（当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。 i (略) (17)～(26) (略) <u>(26＝2) 投資リスク</u> <u>a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。</u> <u>b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> (27)～(39) (略)	でに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。 i (略) (17)～(26) (略) (新設) (27)～(39) (略)
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【管理資産情報】 第1 【管理資産の状況】 1～5 (略) 6 【投資リスク】 第2～第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 管理資産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。 (6) (略) (7) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。 (8)～(15) (略)	第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【管理資産情報】 第1 【管理資産の状況】 1～5 (略) (新設) 第2～第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 管理資産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。 (6) (略) (7) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産流動化証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。 (8)～(15) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【特定信託財産情報】 第1 【特定信託財産の状況】 1～4 (略) 5 【投資リスク】 (20－2) 第2～第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> 等である場合には、当該 <u>特定預託証券</u> について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該 <u>特定預託証券</u> に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略) (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等 a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において 同じ。) については、この限りでない。 b (略) (5)～(11) (略)	第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【特定信託財産情報】 第1 【特定信託財産の状況】 1～4 (略) (新設) 第2～第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が <u>特定預託証券</u> である場合には、当該 <u>特定預託証券</u> について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該 <u>特定預託証券</u> に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略) (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等 a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する法律第125条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において 同じ。) については、この限りでない。 b (略) (5)～(11) (略)

(12) 特定信託資産の関係法人 a 原委託者、特定信託資産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該国内資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 b 特定信託資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度（管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c 特定信託資産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 特定信託資産の管理を行う会社による特定信託資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(12) 特定信託資産の関係法人 原委託者、特定信託資産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該国内資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 (新設) (新設) (新設)
(13) (略) (14) 特定信託財産を構成する資産の内容 a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。	(13) (略) (14) 特定信託財産を構成する資産の内容 a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。 (新設)
b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 c (略) d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（hの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格につい	b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 c (略) d 管理資産を構成する資産が有価証券（hの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格につい

て概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。 e～g (略) h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人、<u>信託監督人又は受益者代理人</u>（特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。 (15)～(20) (略) <u>(20-2) 投資リスク</u> a <u>投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。</u> b <u>投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> (21)～(34) (略) (35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。	的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。 e～g (略) h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。 (15)～(20) (略) (新設) (21)～(34) (略) (35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第125条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書（略） 第一部（略） 第二部【特定信託財産情報】 第1【特定信託財産の状況】 1～4（略） <u>5【投資リスク】</u> <u>6・7（略）</u> 第2・第3（略） 第三部・第四部（略） （記載上の注意） （1）一般的事項 a（略） b 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、当該<u>特定預託証券</u>等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該<u>特定預託証券</u>に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該<u>特定預託証券</u>等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～f（略） （削除） <u>g（略）</u> （2）～（10）（略） （11）特定信託資産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の<u>金融商品取引所</u>への上場等主な変遷について記載すること。	第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書（略） 第一部（略） 第二部【特定信託財産情報】 第1【特定信託財産の状況】 1～4（略） （新設） <u>5・6（略）</u> 第2・第3（略） 第三部・第四部（略） （記載上の注意） （1）一般的事項 a（略） b 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、当該<u>特定預託証券</u>について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該<u>特定預託証券</u>に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該<u>特定預託証券</u>等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～f（略） <u>g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</u> <u>h（略）</u> （2）～（10）（略） （11）特定信託資産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の<u>証券取引所</u>への上場等主な変遷について記載すること。

(12)～(16) (略)	(12)～(16) (略)
(17) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。	(17) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
(18)～(25) (略)	(18)～(25) (略)

改正案	現行
(削除)	第六号様式 【表紙】 有価証券届出書 財務(支)局長 平成 年 月 日 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集 (売出) 貸付債権信託受益権の名称】 【届出の対象とした募集 (売出) 貸付債権信託受益権の金額】(3) 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第一部【証券情報】 第1【証券の名称】 第2【貸付債権信託受益権の基本的仕組み等】(4) 第3【発行 (売出) 価額の総額】(5) 第4【発行 (売出) 価格】(6) 第5【申込手数料】(7) 第6【申込単位】 第7【申込期間】 第8【申込証拠金】 第9【申込取扱場所】 第10【払込期日及び払込取扱場所】 第11【引受け等の概要】(8) 第12【手取金の使途】(9) 第13【振替機関に関する事項】 第14【その他】(10) 第二部【信託財産情報】

	第1 【信託財産の状況】 1 【概況】 (1) 【信託に係る法制度の概要】 (11) (2) 【信託財産の基本的性格】 (12) (3) 【信託財産の沿革】 (13) (4) 【信託財産に関し関係を有する者】 (14) 2 【貸付債権の概要】 (1) 【委託者の貸付に係る事業の概要】 (15) (2) 【貸付債権の内容】 (16) (3) 【貸付債権の回収方法】 (17) 3 【管理及び運営の仕組み】 (1) 【信託財産の管理】 (18) (2) 【信用補完】 (19) (3) 【その他】 (20) 4 【受益者の権利】 (21) 5 【運用状況】 (1) 【貸付債権の状況】 (22) (2) 【収益状況の推移】 (23) 第2 【関係法人の概況】 (24) 1 【名称、資本の額及び事業の内容】 (25) 2 【関係業務の概要】 (26) 3 【資本関係】 (27) 4 【役員の兼職関係】 (28) 5 【その他】 (29) 第3 【信託財産の経理状況】 (30) 1 【財産目録】 2 【貸付債権信託計算書】 第4 【証券事務の概要】 (31) 第5 【その他】 (32) 第三部 【特別情報】 第1 【発行者の経理状況】 (33) 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第2 【関係法人の経理の概況】 (34) 1 【主な資産及び負債の内容】 2 【主な損益の内容】
--	--

	(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち「第二部 信託財産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第五号様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること (法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。) (3) 届出の対象とした募集 (売出) 貸付債権信託受益権の金額 a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (4) 貸付債権信託受益権の基本的仕組み等 a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者の主な権利内容 (配当率、配当支払日、償還期限、配当支払の方法、償還の方法等)、信託期間、信託の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。 b 契約等において、当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。 c 当該届出に係る貸付債権信託受益権について、発行者等が申込により格付 (指定格付機関から取得するものに限る。) を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (5) 発行 (売出) 価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (6) 発行 (売出) 価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。 (7) 申込手数料 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。 (8) 引受け等の概要

	元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。 (9) 手取金の使途 信託契約の委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容(例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。 (10) その他 a 申込みの方法、申込証拠金の利息、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該貸付債券信託受益権の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。 (11) 信託に係る法制度の概要 貸付債権の原保有者による信託財産への債権移転の法的効果、信託財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。 (12) 信託財産の基本的性格 信託された貸付債権の基本的性格(債権の種類、債務者の特質等)について記載すること。 (13) 信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更について記載すること。 (14) 信託財産に関し関係を有する者 a 信託契約の委託者、受託者、当該信託財産たる貸付債権に信用補充等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 b 当該関係業務につき当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合等の取扱い等のうち、信託財産に関し法令又は信託契約若しくは約款において定めがある場合には、その内容を記載すること。 (15) 委託者の貸付に係る事業の概要 委託者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。 (16) 貸付債権の内容 信託財産を構成する貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の貸付債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること)。信託財産たる貸付債権について、担保又は保証が付されているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。 (17) 貸付債権の回収方法 貸付債権にかかる延滞債務の回収の方法及び手続きについて記載すること。 (18) 信託財産の管理 a 委託者が信託する貸付債権について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。
--	--

	b 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、信託の元本の償還若しくは収益の分配の方法又は元本の償還期限が異なる他の受益権をいう。以下同じ。）を有している者（信託契約の委託者又は当該信託に係る他の種類の受益権を有する者等）がいる場合には、当該貸付債権の元本及び利息の回収額の配分方法並びに債務不履行による貸付債権の償却額の配分方法を記載すること。 c 当該貸付債権の元本及び利息につき回収したものに係る処理の方法（貸付債権等に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。 d 貸付債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合には、信託契約の委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。 (19) 信用補完 当該届出に係る貸付債権信託受益権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。 (20) その他 a 信託期間、計算期間又は償還条件等について記載すること。 b 信託契約又は約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。 (21) 受益権者の権利 a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者に係る配当金額及び償還金額の計算方法等について記載すること。 b 配当・利息受領権、償還金の受領権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (22) 貸付債権の状況 当該届出に係る貸付債権信託受益権の信託財産を構成する貸付債権について、資金使途別、1件当たりの金額別及び貸付期間別に、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。 (23) 収益状況の推移 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産たる貸付債権から発生する利息・手数料等の収益の額、当該貸付債権の元本金額の当該各期間における期末残高及び両者の比率の推移について記載すること。 (24) 関係法人の概況 信託契約の委託者、受託者並びに信託財産たる貸付債権に信用補完を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者のうち主要な者について記載すること。 (25) 名称、資本の額及び事業の内容 資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (26) 関係業務の概要
--	--

	信託財産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。 (27) 資本関係 他の関係法人との資本関係を記載すること。 (28) 役員の兼職関係 当該関係法人の役員であって、他の関係法人の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。 (29) その他 a 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 b 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。 (30) 信託財産の経理状況 a 最近２計算期間について記載すること。 b 財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。 c 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、当該受益権の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。 (31) 証券事務の概要 当該届出に係る貸付債権信託受益権に関し、次の事項を記載すること。 a 受益者の変更についての手続等 b 貸付債権信託受益権に譲渡制限等が付されている場合には、その内容 c その他貸付債権信託受益権事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (32) その他 当該届出に係る貸付債権信託受益権の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。 (33) 発行者の経理状況 a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の発行者に係る最近２事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を記載すること。 b 当該財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表に添付すること。 (34) 関係法人の経理の概況 信託契約の受託者の最近２事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第六号様式		(新設)
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者（受託者）名称】	_____	
【代表者の役職氏名】（2）	_____	
【本店の所在の場所】	_____	
【事務連絡者氏名】	_____	
【電話番号】	_____	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____	
【代表者の役職氏名】	_____	
【住所又は本店の所在の場所】	_____	
【事務連絡者氏名】	_____	
【電話番号】	_____	
【届出の対象とした募集（売出）	_____	
内国信託受益証券の名称】	_____	
【届出の対象とした募集（売出）	_____	
内国信託受益証券の金額】（3）	_____	
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）	
第一部【証券情報】		
第1【内国信託受益証券の形態等】（4）		
第2【発行（売出）数】		
第3【発行（売出）価額の総額】（5）		
第4【発行（売出）価格】（6）		
第5【給付の内容、時期及び場所】		
第6【募集の方法】		
第7【申込手数料】（7）		
第8【申込単位】		
第9【申込期間及び申込取扱場所】		
第10【申込証拠金】		
第11【払込期日及び払込取扱場所】		

第12【引受け等の概要】(8) 第13【その他】(9) 第二部【信託財産情報】 第1【信託財産の状況】 1【概況】 (1)【信託財産に係る法制度の概要】(10) (2)【信託財産の基本的性格】(11) (3)【信託財産の沿革】(12) (4)【信託財産の関係法人】(13) 2【信託財産を構成する資産の概要】 (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】(14) (2)【信託財産を構成する資産の内容】(15) (3)【信託財産を構成する資産の回収方法】(16) 3【信託の仕組み】 (1)【信託の概要】 ①【信託の基本的仕組み】(17) ②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】(18) ③【委託者の義務に関する事項】 ④【信託権利等】 ⑤【その他】 (2)【受益権】(19) (3)【内国信託受益証券の取得者の権利】 4【信託財産を構成する資産の状況】 (1)【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】(20) (2)【損失及び延滞の状況】(21) (3)【収益状況の推移】(22) 5【投資リスク】(23) 第2【信託財産の経理状況】(24) 1【貸借対照表】(25) 2【損益計算書】(26) 第3【証券事務の概要】(27) 第4【その他】(28) 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(29) 1【受託者の概況】 2【事業の状況】 3【設備の状況】	
--	--

4 【経理の状況】 5 【その他】 (30) 第2 【委託者の状況】 (31) 1 【会社の場合】 (1) 【会社の概況】 (2) 【事業の状況】 (3) 【設備の状況】 (4) 【経理の状況】 (5) 【その他】 (30) 2 【会社以外の団体の場合】 (1) 【団体の沿革】 (2) 【団体の目的及び事業の内容】 (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】 (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】 3 【個人の場合】 (1) 【生年月日】 (2) 【本籍地】 (3) 【職歴】 (4) 【破産手続開始の決定の有無】 第3 【その他関係法人の概況】 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (32) 2 【関係業務の概要】 (33) 3 【資本関係】 (34) 4 【役員の兼職関係】 (35) 5 【その他】 (36) 第四部 【特別情報】 【内国信託受益証券の様式】 (37) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、	
---	--

投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。 (3) 届出の対象とした募集（売出）内国信託受益証券の金額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国信託受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 (4) 内国信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別を記載すること。 b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (5) 発行（売出）価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 (6) 発行（売出）価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。 (7) 申込手数料 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。 (8) 引受け等の概要 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。 (9) その他 a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要	
---	--

な事項を記載すること。 b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（以下「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。 (10) 信託財産に係る法制度の概要 委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する場合がある場合にはその旨を記載すること。 (11) 信託財産の基本的性格 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。 (12) 信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。 (13) 信託財産の関係法人 a 委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該国内信託受益証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 b 信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c 信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (14) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要 a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。 b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。	
---	--

(15) 信託財産を構成する資産の内容 a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。 b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 c 信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（iの信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物的内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。 d 信託財産を構成する資産が有価証券（iの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。 e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。 f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。 g 信託財産を構成する資産が会社の事業である場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、	
---	--

沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式記載上の注意(25)から(37)までに準じて記載すること。 h 信託財産を構成する資産がaからgまでに掲げる資産以外の資産（iに掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからgまでに準じて記載すること。 i 信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからhまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じbからiまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。 j 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定するものをいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。 (16) 信託財産を構成する資産の回収方法 信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。 (17) 信託の基本的仕組み 当該内国信託受益証券を組成する仕組みの概要（保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国信託受益証券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券に信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国信託受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 (18) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項 a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高引、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合には、委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。 b 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。 c 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及	
---	--

びに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。 d 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと。）に当該要件の内容を記載すること。 e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なるほかの受益権をいう。以下同じ。）を有している者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。 f 当該信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。 g 当該届出に係る内国信託受益証券の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。 h 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。 (19) 受益権 受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。 (20) 信託財産を構成する資産の管理の概況 当該届出に係る内国信託受益証券の信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞期間）別及び債権の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。 (21) 損失及び延滞の状況 a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。 b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。 c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。 (22) 収益状況の推移 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。 a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並び	
---	--

に当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率 b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率 c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。 (23) 投資リスク a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。 b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (24) 信託財産の経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 b 以下の「記載上の注意」により難しいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。 c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。 d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。 e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、当該受益証券に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。 (25) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（24）において同じ。）をも記載すること。 (26) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。	
---	--

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。	
(27) 証券事務の概要 当該内国信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 証券所有者に対する特典 c 内国信託受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容 d その他内国信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項	
(28) その他 当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。	
(29) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。	
(30) その他 a 受託者、委託者又は関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。 b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。 c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。	
(31) 委託者の状況 委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。	
(32) 名称、資本金の額及び事業の内容 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。	
(33) 関係業務の概要 信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。	
(34) 資本関係 届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。	
(35) 役員の兼職関係 当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。	
(36) その他	

a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。 b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。 (37) 内国信託受益証券の様式 当該内国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。 (38) 読替え 提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(37)については該当しない旨を記載すること。	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第六号の二様式		(新設)
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者（受託者）名称】	_____	
【代表者の役職氏名】（2）	_____	
【本店の所在の場所】	_____	
【代理人の氏名又は名称】（3）	_____	
【代理人の住所又は所在地】	_____	
【事務連絡者氏名】（4）	_____	
【連絡場所】	_____	
【電話番号】	_____	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____	
【代表者の役職氏名】	_____	
【住所又は本店の所在の場所】	_____	
【代理人の氏名又は名称】	_____	
【代理人の住所又は所在地】	_____	
【事務連絡者氏名】（4）	_____	
【連絡場所】	_____	
【電話番号】	_____	
【届出の対象とした募集（売出）外国信託受益証券の名称】	_____	
【届出の対象とした募集（売出）外国信託受益証券の金額】（5）	_____	
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）	
第一部 【証券情報】		
第1 【外国信託受益証券の形態等】（6）		
第2 【発行（売出）数】		
第3 【発行（売出）価額の総額】（7）		
第4 【発行（売出）価格】（8）		
第5 【給付の内容、時期及び場所】		

第6【募集の方法】 第7【申込手数料】 第8【申込単位】 第9【申込期間及び申込取扱場所】 第10【申込証拠金】 第11【払込期日及び払込取扱場所】 第12【引受け等の概要】（9） 第13【その他】（10） 第二部【信託財産情報】 第1【信託財産の状況】 1【概況】 （1）【信託に係る法制度の概要】 （2）【信託財産の基本的性格】 （3）【信託財産の沿革】（11） （4）【信託財産の関係法人】 2【信託財産を構成する資産の概要】 （1）【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 （2）【信託財産を構成する資産の内容】 （3）【信託財産を構成する資産の回収方法】 3【信託の仕組み】 （1）【信託の概要】 ①【信託の基本的仕組み】 ②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 ③【委託者の義務に関する事項】 ④【信託権利等】 ⑤【その他】 （2）【受益権】 （3）【外国信託受益証券の取得者の権利】 （4）【情報開示の概要】（12） 4【信託財産を構成する資産の状況】 （1）【信託財産を構成する資産の運用（管理）の状況】 （2）【損失及び延滞の状況】 （3）【収益状況の推移】 5【投資リスク】 6【財務書類】（13） （1）【貸借対照表】（14） （2）【損益計算書】（15）	
---	--

7 【証券所有者に関する事項】 (1) 【証券の上場等に関する事項】 (16) (2) 【課税上の取扱い】 (17) (3) 【為替管理上の取扱い】 (18) (4) 【本邦における代理人】 (19) (5) 【裁判管轄等】 (20) 第2 【証券事務の概要】 第3 【その他】 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1 【受託者の状況】 (21) 1 【受託者の概況】 2 【事業の状況】 3 【設備の状況】 4 【経理の状況】 5 【監督官庁の概要】 (22) 6 【その他】 第2 【委託者の状況】 (23) 1 【会社の場合】 (1) 【会社の概況】 (2) 【事業の状況】 (3) 【設備の状況】 (4) 【経理の状況】 (5) 【監督官庁の概要】 (22) (6) 【その他】 2 【会社以外の団体の場合】 (1) 【団体の沿革】 (2) 【団体の目的及び事業の内容】 (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】 (4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】 (5) 【監督官庁の概要】 (22) (6) 【その他】 3 【個人の場合】 (1) 【生年月日】 (2) 【本籍地】 (3) 【職歴】 (4) 【破産手続開始の決定の有無】 第3 【その他関係法人の概況】	
---	--

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 2 【関係業務の概要】 3 【資本関係】 4 【役員の兼職関係】 5 【監督官庁の概要】（22） 6 【その他】 第四部【特別情報】 【外国信託受益証券の様式】（24） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。 f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2） 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。 （3） 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する	
---	--

権限を有するもの（以下この(3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 (4) 事務連絡者氏名 本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。 (5) 届出の対象とした募集（売出）外国信託受益証券の金額 a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (6) 外国信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。 b 当該届出に係る外国信託受益証券について、提出者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (7) 発行（売出）価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (8) 発行（売出）価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。 (9) 引受け等の概要 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。 (10) その他 a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (11) 信託資産の沿革	
---	--

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国信託受益証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。 (12) 情報開示の概要 当該外国信託受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。 (13) 財務書類 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）は該当する財務書類に添付すること。 b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。 c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。 d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 (14) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。 (15) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。 b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。 (16) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。 (17) 課税上の取扱い 利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。 (18) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。 (19) 裁判管轄等 当該届出に係る外国信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。	
--	--

(20) 受益者の状況 「1 受益者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 (21) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。 (22) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「(1) 委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 (23) 外国信託受益証券の様式 当該外国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。 (24) 読替え 提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(23)については該当はない旨を記載すること。	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（2） _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【本店の所在の場所】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【事務連絡者氏名】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【連絡場所】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【電話番号】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【届出の対象とした募集（売出） 抵当証券 に係る金融商品取引業者の名称】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【届出の対象とした募集（売出） 抵当証券 の金額】（3） _____ _____ _____ _____ _____ _____ 【縦覧に供する場所】 名称 所在地		(新設)
第一部 【証券情報】 第1 【抵当証券の基本的仕組み等】（4） 第2 【発行（売出） 価額の総額】（5） 第3 【発行（売出） 価格】（6） 第4 【利率】 第5 【弁済期】 第6 【利払日及び利息支払の方法】 第7 【募集の方法】 第8 【申込期間及び申込取扱場所】 第9 【払込期日及び払込取扱場所】 第10 【手取金の使途】（7） 第11 【抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】 第12 【金融商品取引業者の概要】 第13 【その他】（8） 第二部 【原資産情報】 第1 【抵当権の状況】		

1 【概況】 (1) 【抵当証券に係る法制度の概要】 (9) (2) 【抵当証券の基本的性格】 (10) (3) 【抵当証券の目的財産の沿革】 (11) (4) 【抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】 (12) 2 【貸付債権の概要】 (1) 【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】 (13) (2) 【貸付債権の内容】 (14) (3) 【貸付債権の回収方法】 (15) (4) 【信用補充】 (16) (5) 【その他】 (17) 3 【抵当証券保有者の権利】 (18) 4 【貸付債権の弁済状況】 (19) 第2 【抵当証券の目的財産の概況】 1 【抵当証券の目的財産の概要】 (20) 2 【抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】 (21) 3 【抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 (22) 4 【抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 (23) 5 【抵当権の実行に係る制約】 (24) 第3 【リスク情報】 (25) 第4 【その他】 (26) 第三部 【特別情報】 第1 【発行者の経理状況】 (27) 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】 (28) 1 【資産及び負債の状況】 2 【損益の状況】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特	
---	--

定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。） (3) 届出の対象とした募集（売出） 抵当証券の金額 a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (4) 抵当証券の基本的仕組み等 a 当該届出に係る抵当証券の抵当証券保有者の主な権利内容（払込日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。 b 契約等において、当該届出に係る抵当証券の抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。 c 当該届出に係る抵当証券について、発行者等が申込により格付（指定格付機関から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (5) 発行（売出） 価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。 (6) 発行（売出） 価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない但有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。 (7) 手取金の使途 金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。 (8) その他 a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関し	
--	--

必要な事項を記載すること。 b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。 (9) 抵当証券に係る法制度の概要 抵当証券の発行の法的効果、抵当証券の目的財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。 (10) 抵当証券の基本的性格 抵当証券の基本的性格（譲渡の方法、抵当証券上の権利行使の方法）について記載すること。 (11) 抵当証券の目的財産の沿革 抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。 (12) 抵当証券に関し関係を有する者 a 貸付債権の債権者、債務者、抵当権者及び抵当権設定者、債務者に信用補完（抵当証券に表示される抵当権を除く。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。 b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、抵当証券の目的財産に関し法令又は当該金銭債権に係る契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。 (13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。 (14) 貸付債権の内容 抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について概略的に記載すること。抵当証券に表示される貸付債権について、信用補完がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。 (15) 貸付債権の回収方法 貸付債権にかかると債務の回収の方法及び手続きについて記載すること。 (16) 信用補完 当該届出に係る抵当証券に係る債権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。 (17) その他 抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。 (18) 抵当証券保有者の権利 a 当該届出に係る抵当証券保有者に係る抵当証券及び償還金額の計算方法等について記載すること。 b 抵当証券に表示される元利金受領権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (19) 貸付債権の弁済状況	
---	--

当該届出に係る抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。	
(20)	抵当証券の目的財産の概要 抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当該抵当権以外の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及び住所並びに登記の年月日その他抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要を記載すること。
(21)	抵当証券の目的財産の利用及び管理状況 抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要（利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由）、その他抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。
(22)	抵当証券の目的財産の評価に関する事項 抵当証券法（昭和6年法律第15号）第11条の規定により抵当証券の交付を受けた時の抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び届出書提出日前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。
(23)	抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容 抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内容及び被担保債権額を記載すること。
(24)	抵当権の実行に係る制約 a 抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、抵当証券に表示される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 b 抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。
(25)	リスク情報 a 届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。 b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
(26)	その他 当該届出に係る抵当証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
(27)	発行者の経理状況

「第 1 発行者の状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第 5 経理の状況」に準じて記載すること。 (28) 貸付債権に係る債務者の債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近 2 事業年度に係る会社法第 435 条第 2 項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第六号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】 【届出の対象とした募集（売出） 抵当証券の金額】 【縦覧に供する場所】 名称 所在地 第一部 【証券情報】 第1 【外国抵当証券の基本的仕組み等】 第2 【発行（売出） 価額の総額】 第3 【発行（売出） 価格】 第4 【利率】 第5 【弁済期】 第6 【利払日及び利息支払の方法】 第7 【募集の方法】 第8 【申込期間及び申込取扱場所】 第9 【払込期日及び払込取扱場所】 第10 【手取金の使途】 第11 【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】（2） 第12 【金融商品取引業者】 1 【金融商品取引業者の概要】 2 【設立準拠法】 3 【監督官庁の状況】（3）		(新設)

第13 【その他】 第二部 【原資産情報】 第1 【抵当権の状況】 1 【概況】 (1) 【外国抵当証券に係る法制度の概要】 (2) 【外国抵当証券の基本的性格】 (3) 【外国抵当証券の目的財産の沿革】 (4) 【外国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】 2 【貸付債権の概要】 (1) 【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】 (2) 【貸付債権の内容】 (3) 【貸付債権の回収方法】 (4) 【信用補完】 (5) 【その他】 3 【外国抵当証券保有者の権利】 (1) 【外国抵当証券保有者の権利】 (2) 【課税上の取扱い】 (4) (3) 【為替管理上の取扱い】 (5) (4) 【本邦における代理人】 (6) (5) 【裁判管轄等】 (7) 4 【貸付債権の弁済状況】 第2 【外国抵当証券の目的財産の概要】 1 【外国抵当証券の目的財産の概要】 2 【外国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】 3 【外国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 4 【外国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 5 【抵当権の実行に係る制約】 第3 【リスク情報】 第4 【その他】 第三部 【特別情報】 第1 【発行者の経理状況】 (8) 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概要】 (9) 1 【資産及び負債の状況】 2 【損益の状況】	
---	--

(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第六号の三様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。 c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通過以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 d 本邦通過以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記する事。 e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準じて記載すること。 (2) 外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日 抵当証券の番号及び登記所に類するものが存在しない場合には、証券作成の年月日のみを記載すること。 (3) 課税上の取扱い 利息金等について課税上の取扱いについて記載すること。 (4) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。 (5) 為替管理上の取扱い 利息金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。 (6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国抵当証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。 (7) 裁判管轄等 当該外国抵当証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。 (8) 発行者の経理状況 「1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」に準じて記載すること。 (9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。	

改正案	現行
第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】（2） _____ 【代表者の役職氏名】（3） _____ 【主たる事務所の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ 【届出の対象とした募集（売出） 内国 有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 _____ 【届出の対象とした募集（売出） 内国 有価証券投資事業権利等の金額】（4） _____ 【総覧に供する場所】 名称 所在地 第一部【証券情報】 （1）（略） （2）【内国 有価証券投資事業権利等の形態等】（5） （3）～（14）（略） 第二部【発行者情報】 第1【組合等の状況】 1～5（略） 6【管理及び運営】 （1）・（2）（略） （3）【出資者等の権利】（46） 第2（略） 第3【組合等の経理状況】（55） 1（略） 2【組合等の現況】（58） （1）・（2）（略） （削る） （3）【その他投資資産の主要なもの】（60）	第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】（2） _____ 【代表者の役職氏名】（3） _____ 【主たる事務所の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ 【届出の対象とした募集（売出） 内国 組合契約出資持分に係る組合等の名称】 _____ 【届出の対象とした募集（売出） 内国 組合契約出資持分の金額】（4） _____ 【総覧に供する場所】 名称 所在地 第一部【証券情報】 （1）（略） （2）【内国組合 契約出資持分の形態等】（5） （3）～（14）（略） 第二部【発行者情報】 第1【組合等の状況】 1～5（略） 6【管理及び運営】 （1）・（2）（略） （3）【組合員の権利】（46） 第2（略） 第3【組合等の経理状況】（55） 1（略） 2【組合等の現況】（58） （1）・（2）（略） （3）【投資不動産物件】（60） （4）【その他投資資産の主要なもの】（61）

第4【その他】(61) 第5【<u>内国有価証券投資事業権利等事務の概要</u>】(62) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) (削除)	
第4【その他】(62) 第5【<u>内国組合契約出資持分事務の概要</u>】(63) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) <u>e</u> 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込取扱い金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 <u>なお</u>、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 <u>f</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>g</u> この様式中「組合等」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、民法に規定する組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第1項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条第1項に規定する有限責任事業組合）、社員法人その他の出資対象事業（法第2条第2項5号に規定するものをいう。）を行う者をいう。 <u>h</u> 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。 (2)・(3) (略) (4) 届出の対象とした募集（売出）内国組合契約出資持分の形態及び金額 a・b (略) (5) 内国組合契約出資持分の形態等 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組	第4【その他】(62) 第5【<u>内国組合契約出資持分事務の概要</u>】(63) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) <u>e</u> 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込取扱い金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 <u>なお</u>、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 <u>f</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>g</u> この様式中「組合等」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、民法に規定する組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）及び匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）をいう。 (新設) (2)・(3) (略) (4) 届出の対象とした募集（売出）内国組合契約出資持分の形態及び金額 a・b (略) (5) 内国組合契約出資持分の形態等 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組

る組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、社團法人、合名会社、合資会社及び合同会社の別等)を記載すること。 b 当該届出に係る<u>内国有限証券投資事業権利等</u>について、届出組合等の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限り。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (6) 発行(売出)数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>内国有限証券投資事業権利等</u>の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。 (7) 発行(売出)価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>内国有限証券投資事業権利等</u>の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (8)～(12) (略) (13) その他 a・b (略) c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該<u>内国有限証券投資事業権利等</u>の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (14)～(17) (略) (18) 組合等の機構 組合等の<u>機構</u>(組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (19)・(20) (略) (21) 投資方針 組合等の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、<u>銘柄選定の方針</u>等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (22) (略) (23) 運用体制 組合等の運用体制(当該運用体制に関する組織及び内部規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (24)～(30) (略) (31) その他の手数料等 <u>内国有限証券投資事業権利等</u>に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料	<u>合、民法に規定する組合、匿名組合の別等)を記載すること。</u> b 当該届出に係る<u>内国組合契約出資持分</u>について、届出組合等の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限り。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (6) 発行(売出)数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>内国組合契約出資持分</u>の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。 (7) 発行(売出)価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>内国組合契約出資持分</u>の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (8)～(12) (略) (13) その他 a・b (略) c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該<u>内国組合契約出資持分</u>の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (14)～(17) (略) (18) 組合等の機構 組合等の<u>運用体制</u>について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (19)・(20) (略) (21) 投資方針 組合等の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (22) (略) (23) 運用体制 組合等の運用体制(組織、当該運用体制に関する内部規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (24)～(30) (略) (31) その他の手数料等 <u>組合契約出資持分</u>に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある
--	---

料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。	場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
(32) (略)	(32) (略)
(33) 投資状況	(33) 投資状況
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。 b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。	a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。 b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
(34) (略)	(34) (略)
(35) 純資産等の推移	(35) 純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前 1 年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。	有価証券届出書提出日の直近日、同日前 1 年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国組合契約出資持分 1 単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
(36) 分配の推移	(36) 分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、<u>内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの分配の額</u>を記載すること。	有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、<u>内国組合契約出資持分 1 単位当たりの分配の額</u>を記載すること。
(37)・(38) (略)	(37)・(38) (略)
(39) 資産の評価	(39) 資産の評価
<u>内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの純資産額</u>についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。	<u>内国組合契約出資持分 1 単位当たりの純資産額</u>についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
(40) 申込（販売）手続等	(40) 申込（販売）手続等
a <u>内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等</u>の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。	a <u>内国組合契約出資持分</u>の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。
b (略)	b (略)
c 内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの販売価格が内国^{（イ）}有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会	c 内国組合契約出資持分 1 単位当たりの販売価格が内国組合契約出資持分 1 単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会

該照会に関し必要な事項を記載すること。 (41) 払戻し手続等 a <u>内国所有価証券投資事業権利等</u>の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。 b <u>内国所有価証券投資事業権利等</u>1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (42)～(45) (略) (46) 出資者等の権利 <u>出資者等</u>（出資者（法第2条第2項第5号に規定される者をいう。）並びに<u>合名会社</u>、<u>合資会社</u>及び<u>合同会社</u>の社員をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該<u>内国所有価証券投資事業権利等</u>の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (47)～(50) (略) (51) 事業の内容及び営業の概況 資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び<u>所有価証券届出書</u>提出日の直近日現在における純資産額（総額及び<u>内国所有価証券投資事業権利等</u>1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。 (52)～(58) (略) (59) 投資有価証券の主要銘柄 a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。 b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。））に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 c・d (略) (割る)	必要な事項を記載すること。 (41) 払戻し手続等 a <u>内国組合契約出資持分の払戻し</u>についてその手続及び受渡方法等を記載すること。 b <u>内国組合契約出資持分</u>1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (42)～(45) (略) (46) 組合員の権利 <u>組合員総会</u>に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該<u>内国組合契約出資持分</u>の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (47)～(50) (略) (51) 事業の内容及び営業の概況 資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び<u>所有価証券届出書</u>提出日の直近日現在における純資産額（総額及び<u>内国組合契約出資持分</u>1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。 (52)～(58) (略) (59) 投資有価証券の主要銘柄 a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。 b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。））に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 c・d (略) (60) 投資不動産物件 <u>投資不動産</u>について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が
--	--

(60) その他投資資産の主要なもの a・b (略) c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃賃面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において「稼働率」という。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃賃面積、総賃賃可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃賃面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 d (略) (61) その他 当該内国所有権証券投資事業権利等の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。 (62) 内国所有権証券投資事業権利等事務の概要 当該内国所有権証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。 a (略) b 出資者等に対する特典 c 内国所有権証券投資事業権利等の譲渡制限の内容 d その他内国所有権証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項	総賃賃面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (61) その他投資資産の主要なもの a・b (略) c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(59) b又は(60)に掲げる事項）を記載すること。 (62) その他 d (略) (63) その他 当該内国組合契約出資持分目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。 (64) 内国組合契約出資持分事務の概要 当該内国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。 a (略) b 組合員に対する特典 c 内国組合契約出資持分の譲渡制限の内容 d その他内国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項
--	---

改正案	現行
第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】（2） 【代表者の役職氏名】（3） 【主たる事務所の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（4） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】（5） 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】（6） 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第一部【証券情報】 （1）（略） （2）【外国有価証券投資事業権利等の形態等】（7） （3）～（14）（略） 第二部（略） 第三部【外国有価証券投資事業権利等事務の概要】（73） 第四部（略） 第1（略） 第2【外国有価証券投資事業権利等の様式】（75） （記載上の注意） （1）一般的事項 a～g（略） （削除）	第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】（2） 【代表者の役職氏名】（3） 【主たる事務所の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（4） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】（5） 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）外国組合契約出資持分に係る組合等の名称】 【届出の対象とした募集（売出）外国組合契約出資持分の金額】（6） 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第一部【証券情報】 （1）（略） （2）【外国組合契約出資持分の形態等】（7） （3）～（14）（略） 第二部（略） 第三部【外国組合契約出資持分事務の概要】（73） 第四部（略） 第1（略） 第2【外国組合契約出資持分の様式】（75） （記載上の注意） （1）一般的事項 a～g（略） 1 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預

<u>上</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>上</u> この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合であって、民法に規定する組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第1項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条第1項に規定する有限責任事業組合）、社団法人その他の出資対象事業（法第2条第2項5号に規定するものをいう。）を行う者に類する組合をいう。 <u>上</u> 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。 (2)～(5) (略) (6) 届出の対象とした募集 (売出) <u>外国有価証券投資事業権利等の形態及び金額</u> a・b (略) (7) <u>外国有価証券投資事業権利等の形態等</u> a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (8) 発行 (売出) 数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数</u>を記載すること。 (9) 発行 (売出) 価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額</u>を記載すること。	託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 外国組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 <u>上</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>上</u> この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合であって、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）に類する組合をいう。 (新設) (2)～(5) (略) (6) 届出の対象とした募集 (売出) <u>外国組合契約出資持分の形態及び金額</u> a・b (略) (7) <u>外国組合契約出資持分の形態等</u> a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国組合契約出資持分について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。 (8) 発行 (売出) 数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行数又は売出数</u>を記載すること。 (9) 発行 (売出) 価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額</u>を記載すること。
--	---

b (略) (10)～(14) (略) (15) その他 a・b (略) c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該<u>外国有価証券投資事業権利等</u>の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (16)～(19) (略) (20) 外国組合等の機構 外国組合等の<u>機構</u>、<u>運用体制</u>に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、<u>人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等</u>、組合等による関係法人に対する管理・体制等) について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (21)～(24) (略) (25) 投資方針 外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、<u>銘柄選定の方針等</u>）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (26) (略) (27) 運用体制 組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (28)～(34) (略) (35) その他の手数料等 <u>外国有価証券投資事業権利等</u>に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。 (36) (略) (37) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別(有価証券にあっては発行地又は<u>上場金融商品取引所等の地域別</u>（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。）及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (38) (略) (39) 純資産等の推移	b (略) (10)～(14) (略) (15) その他 a・b (略) c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該<u>外国組合契約出資持分の発行</u>が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (16)～(19) (略) (20) 外国組合等の機構 外国組合等の<u>運用体制</u>について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。 (21)～(24) (略) (25) 投資方針 外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (26) (略) (27) 運用体制 組合等の運用体制（<u>組織</u>、当該運用体制に関する内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (28)～(34) (略) (35) その他の手数料等 <u>組合契約出資持分</u>に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。 (36) (略) (37) 投資状況 a (略) b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別(有価証券にあっては発行地又は<u>上場証券取引所等の地域別</u>（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。 c (略) (38) (略) (39) 純資産等の推移
---	--

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配額の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。 (40) 分配の推移 有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、<u>外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額</u>を記載すること。 (41)・(42) (略) (43) 資産の評価 <u>外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額</u>についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (44) 申込（販売）手続等 a <u>外国有価証券投資事業権利等</u>の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b (略) c <u>外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</u> (45) 払戻し手続等 a <u>外国有価証券投資事業権利等</u>の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b <u>外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格</u>についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (46)～(49) (略) (50) 出資者等の権利 出資者等（法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者及び同項第6号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に關しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (51) (略) (52) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。 (53) 裁判管轄等 当該外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。 (54)～(57) (略) (58) 事業の内容及び営業の概況 資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総	有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配額の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。 (40) 分配の推移 有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、<u>外国組合契約出資持分1単位当たりの分配の額</u>を記載すること。 (41)・(42) (略) (43) 資産の評価 <u>外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額</u>についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (44) 申込（販売）手続等 a <u>外国組合契約出資持分</u>の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b (略) c <u>外国組合契約出資持分1単位当たりの販売価格が外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</u> (45) 払戻し手続等 a <u>外国組合契約出資持分</u>の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b <u>外国組合契約出資持分1単位当たりの換金価格</u>についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。 (46)～(49) (略) (50) 組合員の権利 組合員総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国組合契約出資持分の払戻し請求権その他の権利に關しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。 (51) (略) (52) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国組合契約出資持分の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。 (53) 裁判管轄等 当該外国組合契約出資持分に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。 (54)～(57) (略) (58) 事業の内容及び営業の概況 資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総
---	---

類及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。	類及び外国組合契約出資持分1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。
(59)～(65) (略) (66) 投資株式明細表 a 投資株式については、発行地又は<u>上場金融商品取引所等の区分</u>による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。 b・c (略)	(59)～(65) (略) (66) 投資株式明細表 a 投資株式については、発行地又は<u>上場証券取引所等の区分</u>による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。 b・c (略)
(67) 株式以外の投資有価証券明細表 a 株式以外の有価証券については、発行地又は<u>上場金融商品取引所等の区分</u>による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載すること。 b～d (略)	(67) 株式以外の投資有価証券明細表 a 株式以外の有価証券については、発行地又は<u>上場証券取引所等の区分</u>による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載すること。 b～d (略)
(68) 投資不動産明細表 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (69)～(71) (略) (72) その他 当該外国有価証券投資事業権利等の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。 (73) 外国有価証券投資事業権利等事務の概要 当該外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。 a～c (略) d 外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容 e その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (74) (略) (75) 外国有価証券投資事業権利等の様式	(68) 投資不動産明細表 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 (69)～(71) (略) (72) その他 当該外国組合契約出資持分の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。 (73) 外国組合契約出資持分事務の概要 当該外国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。 a～c (略) d 外国組合契約出資持分の譲渡制限の内容 e その他外国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (74) (略) (75) 外国組合契約出資持分の様式

当該外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。	当該外国組合契約出資持分の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～e（略） f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」の次に「第２の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g（略） （２）～（１１）（略）	第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～e（略） f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」の次に「第２の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g（略） （２）～（１１）（略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a ～ f （略） g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」の次に「第２の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 h ～ j （略） （２）～（１１） （略）	第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a ～ f （略） g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」の次に「第２の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 h ～ j （略） （２）～（１１） （略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（1） （略） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a～d （略） e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の 詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情 報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証 会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f （略） （2）～（16）（略）	第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（1） （略） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a～d （略） e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の 詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情 報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証 会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f （略） （2）～（16）（略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～e （略） f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第５ 外国投資法人の経理状況」の次に「第５の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g～i （略） （２）～（１６） （略）	第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～e （略） f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第５ 外国投資法人の経理状況」の次に「第５の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２ 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 g～i （略） （２）～（１６） （略）

改正案	現行
(削除)	第八号様式 【表紙】 有価証券報告書 関東財務局長 平成 年 月 日 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 【提出書類】 提出先 提出日 【計算期間】 発行者名 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【総覧に供する場所】 名称 (所在地) 第1 【信託財産の状況】 1 【概況】 (1) 【信託に係る法制度の概要】 (2) 【信託財産の基本的性格】 (3) 【信託財産の沿革】 (4) 【信託財産の関係法人】 2 【貸付債権の概要】 (1) 【貸付債権に係る法制度の概要】 (2) 【貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要】 (3) 【貸付債権の内容】 (4) 【貸付債権の回収方法】 3 【管理及び運営の仕組み】 (1) 【資産管理等の概要】 ① 【信託財産の管理】 ② 【信用補充】 ③ 【管理報酬等】 ④ 【その他】

	(2) 【情報開示の概要】 4 【証券所有者の権利行使等】 (1) 【証券所有者の権利】 (2) 【証券の上場等に関する事項】 (3) 【課税上の取扱い】 (4) 【為替管理上の取扱い】 (5) 【本邦における代理人】 (6) 【裁判管轄権等】 5 【運用状況】 (1) 【貸付債権の状況】 ① 【貸付債権の概況】 ② 【損失及び延滞の状況】 (2) (2) 【収益状況の推移】 (3) 第2 【関係法人の概況】 1 【設立筆拠法】 2 【監督官庁の概要】 3 【名称、資本金の額及び事業の内容】 4 【関係業務の概要】 5 【資本関係】 6 【その他】 (4) 第3 【信託財産の経理状況】 1 【主な資産の内容】 平成 年 月 日 I 貸付債権残高 元本相当部分 利息相当部分 II 有価証券所有者への利息・配当支払基金の残高 III 有価証券所有者への元本償還基金の残高 2 【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 I 総収入 貸付債権の回収額 うち元本返済相当部分 利息相当部分 その他の手数料収入 信託された貸付債権の再譲渡に伴う収入 その他 II 総費用 管理報酬
--	---

	信用補充手数料 その他の手数料 貸付債権の貸倒償却額 うち元本相当部分 利息相当部分 Ⅲ 収入金 (又は損失金) (Ⅰ－Ⅱ) 3 【収入金 (又は損失金) の処理】 平成 年 月 日 貸付債権への再投資 証券所有者への利息・配当支払 (又は基金への積立) 証券所有者への償還 (又は基金への積立) その他 4 【監査等の概要】 第4 【証券事務の概要】 第5 【参考情報】 (5) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 c 本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。 d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 (例えば、預託を受けている者) がある場合には、本様式「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (4) その他
--	---

	a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする信託財産にあっては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b 上記以外については、第五号様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。 (5) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号（法第27条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【管理会社の状況】 1～5 (略) <u>6【投資リスク】</u> 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 (例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (2)～(7) (略)	第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【管理会社の状況】 1～5 (略) (新設) 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 (例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (2)～(7) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【管理資産の状況】 1～5 (略) 6【投資リスク】 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(6) (略)	第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【管理資産の状況】 1～5 (略) (新設) 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(6) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【特定信託財産の状況】 1～4 (略) 5【投資リスク】 6 (略) 第2～第4 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書その他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(7) (略)	第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【特定信託財産の状況】 1～4 (略) (新設) 5 (略) 第2～第4 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「6 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書その他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(7) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第八号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1 【特定信託財産の状況】 1～4 (略) <u>5. 【投資リスク】</u> <u>6・7</u> (略) 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「<u>6</u> 特定信託財産の経理状況」の次に「<u>6</u>の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～g (略) (2)～(5) (略)	第八号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1 【特定信託財産の状況】 1～4 (略) (新設) <u>5・6</u> (略) 第2～第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「<u>5</u> 特定信託財産の経理状況」の次に「<u>5</u>の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～g (略) (2)～(5) (略)

改正案	現行
(削除)	第九号様式 【表紙】 有価証券報告書 財務（支）局長 平成 年 月 日 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【総覧に供する場所】 名称 所在地 第1 【信託財産の状況】 1 【概況】 (1) 【信託に係る法制度の概要】 (2) 【信託財産の基本的性格】 (3) 【信託財産の沿革】 (4) 【信託財産に関し関係を有する者】 2 【貸付債権の概要】 (1) 【委託者の貸付に係る事業の概要】 (2) 【貸付債権の内容】 (3) 【貸付債権の回収方法】 3 【管理及び運営の仕組み】 (1) 【信託財産の管理】 (2) 【信用補充】 (3) 【その他】 4 【受益権者の権利】 5 【運用状況】 (1) 【貸付債権の状況】 (2) 【収益状況の推移】 (2)

	第2 【関係法人の概況】 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 2 【関係業務の概要】 3 【資本関係】 4 【役員の兼職関係】 5 【その他】（3） 第3 【信託財産の経理状況】 1 【財産目録】 2 【貸付債権信託計算書】 第4 【発行者の経理状況】 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第5 【証券事務の概要】 第6 【参考情報】（4） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第4 発行者の経理状況」の次に「第4 の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2） 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。 （3） その他 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする信託財産にあっては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 （4） 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第九号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者（受託者）名称】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 第1 【信託財産の状況】 1 【概況】 (1) 【信託財産に係る法制度の概要】 (2) 【信託財産の基本的性格】 (3) 【信託財産の沿革】 (4) 【信託財産の関係法人】 2 【信託財産を構成する資産の概要】 (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】 3 【信託の仕組み】 (1) 【信託の概要】 ① 【信託の基本的仕組み】 ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 ③ 【委託者の義務に関する事項】 ④ 【信託権利等】 ⑤ 【その他】 (2) 【受益権】		(新設)

(3) 【内国信託受益証券の取得者の権利】 4 【信託財産を構成する資産の状況】 (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (2) 【損失及び延滞の状況】（2） (3) 【収益状況の推移】（3） 5 【投資リスク】 6 【信託財産の経理状況】 (1) 【貸借対照表】 (2) 【損益計算書】 第2 【証券事務の概要】 第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 1 【受託者の状況】 (1) 【受託者の概況】 (2) 【事業の状況】 (3) 【設備の状況】 (4) 【経理の状況】 (5) 【その他】（4） 2 【委託者の状況】 (1) 【会社の場合】 ① 【会社の概況】 ② 【事業の状況】 ③ 【設備の状況】 ④ 【経理の状況】 ⑤ 【その他】（5） (2) 【会社以外の団体の場合】 ① 【団体の沿革】 ② 【団体の目的及び事業の内容】 ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】 ④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】 (3) 【個人の場合】 ① 【生年月日】 ② 【本籍地】 ③ 【職歴】 ④ 【破産手続開始の決定の有無】 3 【その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (2) 【関係業務の概要】	
--	--

(3) 【資本関係】 (4) 【役員の兼職関係】 (5) 【その他】 (5) 第4 【参考情報】 (6) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報があつた場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たつては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。 (4) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。 (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(30)及び(36)に準じて記載すること。 (6) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合については、その書類名及び提出年月日を記載すること。	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第九号の二様式		(新設)
【表紙】		
【提出書類】	有価証券報告書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【計算期間】	第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	
【発行者（受託者）名称】	_____	
【代表者の役職氏名】	_____	
【本店の所在の場所】	_____	
【代理人の氏名又は名称】	_____	
【代理人の住所又は所在地】	_____	
【事務連絡者氏名】	_____	
【連絡場所】	_____	
【電話番号】	_____	
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）	
第1 【信託財産の状況】		
1 【概況】		
(1) 【信託財産に係る法制度の概要】		
(2) 【信託財産の基本的性格】		
(3) 【信託財産の沿革】		
(4) 【信託財産の関係法人】		
2 【信託財産を構成する資産の概要】		
(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】		
(2) 【信託財産を構成する資産の内容】		
(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】		
3 【信託の仕組み】		
(1) 【信託の概要】		
① 【特定信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】		
② 【委託者の義務に関する事項】		
③ 【信託権利等】		
④ 【その他】		

(2) 【受益権】 (3) 【内国信託受益証券の取得者の権利】 (4) 【情報開示の概要】 4 【信託財産を構成する資産の状況】 (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (2) 【損失及び延滞の状況】（2） (3) 【収益状況の推移】（3） 5 【投資リスク】 6 【信託財産の総理状況】 (1) 【貸借対照表】 (2) 【損益計算書】 7 【証券所有者に関する事項】 (1) 【証券の上場等に関する事項】 (2) 【課税上の取扱い】 (3) 【為替管理上の取扱い】 (4) 【本邦における代理人】 (5) 【裁判管轄権等】 第2 【証券事務の概要】 第3 【その他】 第4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 1 【受託者の状況】 (1) 【受託者の概況】 (2) 【事業の状況】 (3) 【設備の状況】 (4) 【経理の状況】 (5) 【その他】（4） 2 【委託者の状況】 (1) 【会社の場合】 ① 【会社の概況】 ② 【事業の状況】 ③ 【設備の状況】 ④ 【経理の状況】 ⑤ 【その他】（5） (2) 【会社以外の団体の場合】 ① 【団体の沿革】 ② 【団体の目的及び事業の内容】 ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】	
---	--

④ 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】 (3) 【個人の場合】 ① 【生年月日】 ② 【本籍地】 ③ 【職歴】 ④ 【破産手続開始の決定の有無】 3 【その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (2) 【関係業務の概要】 (3) 【資本関係】 (4) 【役員の兼職関係】 (5) 【その他】（5） 第5 【参考情報】 （記載上の注意） (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第 1 中「6 信託財産の経理状況」の次に「6 の 2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第 2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。 e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前 3 年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」（21）に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前 3 年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」（22）に準じて記載すること。 (4) その他	
---	--

第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。 (5) その他 第九号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。	
--	--

改 正 案	現 行
第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 【提出先】 財務（支）局長 平成 年 月 日 【提出日】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 名称 （所在地） 第一部 【原資産情報】 第1 【抵当権の状況】 1 【概況】 (1) 【抵当証券に係る法制度の概要】 (2) 【抵当証券の基本的性格】 (3) 【抵当証券の目的財産の沿革】 (4) 【抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】 2 【貸付債権の概要】 (1) 【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】 (2) 【貸付債権の内容】 (3) 【貸付債権の回収方法】 (4) 【信用補完】 (5) 【その他】 4 【抵当証券保有者の権利】 5 【貸付債権の弁済状況】 第2 【抵当証券の目的財産の概況】 1 【抵当証券の目的財産の概要】 2 【抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】	(新設)

3 【抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 4 【抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 5 【抵当権の実行に係る制約】 第3 【リスク情報】 第4 【その他】 第2部 【特別情報】 第1 【発行者の経理状況】 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】 1 【資産及び負債の状況】 2 【損益の状況】 第3 【参考情報】（2） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2） 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。	
--	--

改正案	現行
第九号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 有価証券報告書 財務（支）局長 平成 年 月 日 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 名称 （所在地） 第一部 【原資産情報】 第1 【抵当権の状況】 1 【概況】 (1) 【外国抵当証券に係る法制度の概要】 (2) 【外国抵当証券の基本的性格】 (3) 【外国抵当証券の目的財産の沿革】 (4) 【外国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】 2 【貸付債権の概要】 (1) 【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】 (2) 【貸付債権の内容】 (3) 【貸付債権の回収方法】 (4) 【信用補充】 (5) 【その他】 3 【外国抵当証券保有者の権利】 (1) 【外国抵当証券保有者の権利】 (2) 【課税上の取扱い】 (3) 【為替管理上の取扱い】 (4) 【本邦における代理人】 (5) 【裁判管轄等】	(新設)

4 【貸付債権の弁済状況】 第2 【外国抵当証券の目的財産の概況】 1 【外国抵当証券の目的財産の概要】 2 【外国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】 3 【外国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 4 【外国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 5 【抵当権の実行に係る制約】 第3 【リスク情報】 第4 【その他】 第二部 【特別情報】 第1 【発行者の経理状況】 1 【貸借対照表】 2 【損益計算書】 3 【株主資本等変動計算書】 第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】 1 【資産及び負債の状況】 2 【損益の状況】 第3 【参考情報】（2） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2） 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<u>第九号の五様式</u> 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【組合等の状況】 1～5（略） 6【管理及び運営】 (1)・(2)（略） (3)【<u>出資者等の権利</u>】 第2～第4（略） (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d（略） (削除) <u>e</u> 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の五様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 組合等の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。 (3) その他 a（略） b a以外については、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。 (5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移	<u>第九号の二様式</u> 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第1【組合等の状況】 1～5（略） 6【管理及び運営】 (1)・(2)（略） (3)【<u>組合員の権利</u>】 第2～第4（略） (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d（略） <u>e</u> 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の<u>第二号様式第三節中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</u> <u>f</u> 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の二様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 組合等の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。 (3) その他 a（略） b a以外については、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。 (5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。 (12)～(14) (略)	有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。 (12)～(14) (略)
---	---

改 正 案		現 行
第九号の六様式		第九号の三様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券報告書 (略)		有価証券報告書 (略)
第1 【外国組合等の状況】		第1 【外国組合等の状況】
1 ～ 5 (略)		1 ～ 5 (略)
6 【管理及び運営】		6 【管理及び運営】
(1) ・ (2) (略)		(1) ・ (2) (略)
(3) 【 <u>出資者等の権利等</u> 】		(3) 【 <u>組合員の権利等</u> 】
① 【 <u>出資者等の権利</u> 】		① 【 <u>組合員の権利</u> 】
② ～ ④ (略)		② ～ ④ (略)
第2 ・ 第3 (略)		第2 ・ 第3 (略)
第4 【 <u>外国有価証券投資事業権利等事務の概要</u> 】		第4 【 <u>外国組合契約出資持分事務の概要</u> 】
第5 ・ 第6 (略)		第5 ・ 第6 (略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1) 一般的事項		(1) 一般的事項
a ～ g (略)		a ～ g (略)
(削除)		
<u>上</u> 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、 <u>第六号の六様式</u> の「記載上の注意」に準ずるものとする。		<u>上</u> 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例） 例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 外国組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
(2) 外国組合等の出資総額		(2) 外国組合等の出資総額
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。		有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
(3) その他		(3) その他
a (略)		a (略)
b a以外については、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。		b a以外については、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
(4) 投資状況		(4) 投資状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。		有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。 (12)～(14) (略)	(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。 (12)～(14) (略)
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十号様式		第十号様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
半期報告書（１）		半期報告書（１）
（略）		（略）
（記載上の注意）		（記載上の注意）
（１） 一般的事項		（１） 一般的事項
a～e （略）		a～e （略）
f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近２事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。		f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近２事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
g （略）		g （略）
（２）～（１５） （略）		（２）～（１５） （略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～f （略） g 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式の「記載上の注意」（１）fに準じて記載すること。 h～j （略） （２）～（９） （略）	第十号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書（１） （略） （記載上の注意） （１） 一般的事項 a～f （略） g 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式の「記載上の注意」（１）fに準じて記載すること。 h～j （略） （２）～（９） （略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十号の三様式		第十号の三様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
半期報告書（１） （略）		半期報告書（１） （略）
１～５（略） （記載上の注意）		１～５（略） （記載上の注意）
（１）一般的事項		（１）一般的事項
a～d（略）		a～d（略）
e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 （例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、 最近２事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務諸表について公認会 計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者によ り監査証明に相当すると認めらるる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。		e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 （例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、 最近２事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務諸表について公認会 計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者によ り監査証明に相当すると認めらるる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
f（略）		f（略）
（２）～（１７）（略）		（２）～（１７）（略）

改 正 案		現 行
第十号の四様式		第十号の四様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
半期報告書（１）		半期報告書（１）
（略）		（略）
１～５ （略）		１～５ （略）
（記載上の注意）		（記載上の注意）
（１） 一般的事項		（１） 一般的事項
a～e （略）		a～e （略）
f 提出会社の発行している <u>特定預託証券</u> 等に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」（１）eに準じて記載すること。		f 提出会社の発行している <u>特定預託証券</u> に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」（１）eに準じて記載すること。
g・h （略）		g・h （略）
（２）～（１４） （略）		（２）～（１４） （略）

改正案	現行
(削除)	第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 半期報告書 関東財務局長 平成 年 月 日 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 名称 (所在地) 1 【信託財産の運用状況】 (1) 【貸付債権の状況】 ① 【貸付債権の概況】 ② 【損失及び延滞の状況】 (2) (2) 【収益状況の推移】 (3) 2 【関係法人の概況】 (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (2) 【関係業務の概要】 (3) 【資本関係】 (4) 【その他】 (4) 3 【信託財産の経理の概況】 (5) (1) 【主な資産の内容】 平成 年 月 日 I 貸付債権残高 元本相当部分 利息相当部分 II 有価証券所有者への利息・配当支払基金の残高 III 有価証券所有者への元本償還基金の残高

	(記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 c 本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。 d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) dに準じて記載すること。 f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号様式の記載上の注意(34)に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号様式の記載上の注意(35)に準じて記載すること。 (4) その他 半期報告書提出前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 (5) 信託財産の経理の概況 半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第五号様式の記載上の注意に準じて記載すること。
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十一号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 c・d (略) (2)～(8) (略)	第十一号の様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 c・d (略) (2)～(8) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(7) (略)	第十一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(7) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) dに準じて記載すること。 c・d (略) (2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(11) (略)	第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している<u>特定預託証券</u>等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) dに準じて記載すること。 c・d (略) (2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(11) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十一号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している <u>特定預託証券</u> 等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(5) (略)		第十一号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している <u>特定預託証券</u> 等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 f・g (略) (2)～(5) (略)

改正案		現行
(削除)		
		第十二号様式
【表紙】	半期報告書 ____財務(支)局長 平成 ____年 ____月 ____日 第 ____期中(自 平成 ____年 ____月 ____日至 平成 ____年 ____月 ____日)	
【提出書類】		
【提出先】		
【提出日】		
【計算期間】		
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【縦覧に供する場所】	名称 _____ 所在地 _____	
1 【信託財産の運用状況】		
(1) 【貸付債権の状況】		
(2) 【収益状況の推移】(2)		
2 【関係法人の概況】		
(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】		
(2) 【関係業務の概要】		
(3) 【資本関係】		
(4) 【役員の兼職関係】		
(5) 【その他】(3)		
3 【信託財産の経理の概況】(4)		
【財産目録】		
4 【発行者の経理の概況】(5)		
(1) 【資産及び負債の状況】		
(2) 【損益の状況】		
(記載上の注意)		
(1) 一般的事項		
a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。		

	ｃ この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 ｄ 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第六号様式の記載上の注意(23)に準じて記載すること。 (3) その他 半期報告書提出前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 (4) 信託財産の経理の概況 半期報告書提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第六号様式の記載上の注意に準じて記載すること。 (5) 発行者の経理の概況 発行者の当該期間における経理の概況について第六号様式の記載上の注意に準じて記載すること。
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者（受託者）名称】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 半期報告書 関東財務局長 平成 年 月 日 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 名称 所在地 1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1) 【信託の仕組み】 (2) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (3) 【損失及び延滞の状況】（2） (4) 【収益状況の推移】（3） 2 【投資リスク】 3 【信託財産の経理状況】（4） (1) 【中間貸借対照表】（5） (2) 【中間損益計算書】（6） 4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1) 【受託者の状況】（7） ① 【受託者の概況】 ② 【事業の状況】 ③ 【設備の状況】 ④ 【経理の状況】 ⑤ 【その他】（8） (2) 【委託者の状況】（9） ① 【会社の場合】	(新設)	

イ【会社の概況】 ロ【事業の状況】 ハ【設備の状況】 ニ【経理の状況】 ホ【その他】(10) ②【会社以外の団体の場合】 イ【団体の沿革】 ロ【団体の目的及び事業の内容】 ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】 ニ【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】 ③【個人の場合】 イ【生年月日】 ロ【本籍地】 ハ【職歴】 ニ【破産手続開始の決定の有無】 (3)【その他関係法人の概況】 ①【名称、資本金の額及び事業の内容】 ②【関係業務の概要】 ③【資本関係】 ④【役員の兼職関係】 ⑤【その他】(10) 5【参考情報】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移	
---	--

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。	
(4) 信託財産の経理状況 中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。	
(5) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。	
(6) 中間損益計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。	
(7) 受託者の状況 「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。	
(8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。	
(9) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。	
(10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

第十二号の二様式		改正案	現行
【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 発行者（受託者） 名称 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 半期報告書 関東財務局長 平成 年 月 日 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1) 【信託財産の流動化の仕組み】 (2) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (3) 【損失及び延滞の状況】（2） (4) 【収益状況の推移】（3） 2 【投資リスク】 3 【信託財産の経理状況】 (1) 【中間貸借対照表】 (2) 【中間損益計算書】 4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1) 【受託者の状況】 ① 【受託者の概況】 ② 【事業の状況】 ③ 【設備の状況】 ④ 【経理の状況】 ⑤ 【その他】（4） 名称 _____ （所在地）	(新設)		

(2) 【委託者の状況】 ① 【会社の場合】 イ 【会社の概況】 ロ 【事業の状況】 ハ 【設備の状況】 ニ 【経理の状況】 ホ 【その他】（５） ② 【会社以外の団体の場合】 イ 【団体の沿革】 ロ 【団体の目的及び事業の内容】 ハ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】 ニ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】 ③ 【個人の場合】 イ 【生年月日】 ロ 【本籍地】 ハ 【職歴】 ニ 【破産手続開始の決定の有無】 (3) 【その他関係法人の概況】 ① 【名称、資本金の額及び事業の内容】 ② 【関係業務の概要】 ③ 【資本関係】 ④ 【経理の状況】 ⑤ 【その他】（５） <u>５</u> 【参考情報】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 ア 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができ。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。 Ｂ 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。 Ｃ 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。 Ｄ 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。 エ 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式中「３ 信託財産の経理状況」の次に「３の２ その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号	
---	--

様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 ｆ この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 ｇ 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。 (3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (4) その他 第十二号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。 (5) その他 第十二号様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 第1【貸付債権の状況】 1【貸付債権の内容】 2【貸付債権の弁済状況】 第2【抵当証券の目的財産の状況】 1【抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】 2【抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 3【抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 4【抵当権の実行に係る制約】 5【抵当証券の目的財産に関する関係を有する者】 第3【発行者の経理状況】（2） 1【中間貸借対照表】 2【中間損益計算書】 3【中間株主資本等変動計算書】 第2【貸付債権に係る債務者の経理の概況】（3） 1【資産及び負債の状況】 2【損益の状況】 （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。		(新設)

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 発行者の経理状況 「第3 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。 (3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第十二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【計算期間】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 半期報告書 財務（支）局長 平成 年 月 日 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 第1 【貸付債権の状況】 1 【貸付債権の内容】 2 【貸付債権の弁済状況】 第2 【外国抵当証券の目的財産の状況】 1 【外国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】 2 【外国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】 3 【外国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】 4 【抵当権の実行に係る制約】 5 【外国抵当証券の目的財産に関する関係を有する者】 第3 【発行者の経理状況】（2） 1 【中間貸借対照表】 2 【中間損益計算書】 3 【中間株主資本等変動計算書】 第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】（3） 1 【資産及び負債の状況】 2 【損益の状況】 （記載上の注意） （1） 一般的事項	(新設)

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第2 発行付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) 発行者の経理状況 「第3 発行者の経理の状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」に準じて記載すること。 (3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) (削除)	第十二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) (記載上の注意) 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) (略) (3) 組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。 (4) その他 a (略) b a以外については、第六号の二様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の二様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) (略) (3) 組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。 (4) その他 a (略) b a以外については、第六号の五様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の五様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。	提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。 (2) (略) (3) 組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。 (4) その他 a (略) b a以外については、第六号の二様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。 (5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の二様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。 (6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。 (7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。 (8) 販売及び払戻しの実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

ること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。 (12) 組合等の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 (13)・(14) (略)	ること。 (9) (略) (10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。 (12) 組合等の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 (13)・(14) (略)
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案		現 行
第十二号の六様式		第十二号の三様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
半期報告書		半期報告書
(略)		(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(1) 一般的事項		(1) 一般的事項
a～g (略)		a～g (略)
(削除)		
h 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、 <u>第六号の六様式</u> の「記載上の注意」に準ずるものとする。		i 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、 <u>第六号の三様式</u> の「記載上の注意」に準ずるものとする。
(2) (略)		(2) (略)
(3) 外国組合等の出資総額		(3) 外国組合等の出資総額
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。		半期報告書提出日の直近日現在の状況について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
(4) その他		(4) その他
a (略)		a (略)
b a以外については、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。		b a以外については、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
(5) 純資産等の推移		(5) 純資産等の推移
半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。		半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
(6) 分配の推移		(6) 分配の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。		半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。
(7) 自己資本利益率（収益率）の推移		(7) 自己資本利益率（収益率）の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。		半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
(8) 販売及び買戻しの実績		(8) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の六様式</u> 「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。		半期報告書提出日の直近日前1年間について、 <u>第六号の三様式</u> 「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。
(9) (略)		(9) (略)
(10) 大株主の状況		(10) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。 (12) 組合等の経理状況 半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。	半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。 (11) 役員の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。 (12) 組合等の経理状況 半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第十五号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部【証券情報】（７） 第１（略） 第２【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 （１）～（７）（略） 第二部（略） （記載上の注意） （１）（略） （２）発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券、<u>短期投資法人債を除く。</u>）の別等）を記載すること。 （３）～（５）（略） （６）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。 （７）・（８）（略）	第十五号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部【証券情報】（７） 第１（略） 第２【投資法人債券】 （１）～（７）（略） 第二部（略） （記載上の注意） （１）（略） （２）発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。 （３）～（５）（略） （６）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>証券取引所又は証券業協会</u>について記載すること。 （７）・（８）（略）

改正案

現行

第十五号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】 【発行予定期間】 【発行限度額】（1） 【総覧に供する場所】 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期投資法人債】 <table><tr><td>バックアップラインの設定</td><td>金融機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">取得格付</td></tr></table> 第2【その他の記載事項】（2） 第二部【参照情報】 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日 財務（支）	バックアップラインの設定	金融機関						内容					取得格付						(新設)
バックアップラインの設定	金融機関																		
	内容																		
取得格付																			

局長に提出	
2 【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務（支）局長に提出	
3 【臨時報告書】 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に__財務（支）局長に提出	
4 【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に__財務（支）局長に提出	
第2 【参照書類の補充情報】	
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 名称 所在地	
(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の上限額を記載すること。 (2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第一条関係）

改 正 案		現 行
第十六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)		第十六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)
第一部【証券情報】（８） 第１（略） 第２【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 （１）～（７）（略） 第二部（略） （記載上の注意） （１）・（２）（略） （３）発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。 （４）～（６）（略） （７）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。 （８）・（９）（略）		第一部【証券情報】（８） 第１（略） 第２【外国投資法人債券】 （１）～（７）（略） 第二部（略） （記載上の注意） （１）・（２）（略） （３）発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。 （４）～（６）（略） （７）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。 （８）・（９）（略）

改 正 案		現 行																				
第十六号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）短期外債に係る投資法人の名称】 【発行予定期間】 【発行限度額】（1） 【総覧に供する場所】 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期外債】 <table><tr><td>バックアップライ</td><td>金 融 機 関</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ンの設定</td><td>内 容</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">準備法及び管轄裁判所</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">取得格付</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第2【その他の記載事項】（2） 第二部【参照情報】 第1【参照書類】		バックアップライ	金 融 機 関				ンの設定	内 容				準備法及び管轄裁判所					取得格付					(新設)
バックアップライ	金 融 機 関																					
ンの設定	内 容																					
準備法及び管轄裁判所																						
取得格付																						

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。	
1 【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出	
2 【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出	
3 【臨時報告書】 1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出	
4 【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出	
第2 【参照書類の補充情報】	
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 <u>名称</u> <u>所在地</u>	
(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。	
(1) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記載すること。	
(2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十七号様式 【表紙】 【提出書類】訂正発行登録書（略） （記載上の注意） （1）（略） （2）発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券、<u>短期投資法人債を除く</u>）、<u>短期投資法人債</u>の別等）を記載すること。 （3）・（4）（略） （5）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。 （6）（略）	第十七号様式 【表紙】 【提出書類】訂正発行登録書（略） （記載上の注意） （1）（略） （2）発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。 （3）・（4）（略） （5）縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>証券取引所又は証券業協会</u>について記載すること。 （6）（略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。））、短期外債の別等）を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。 (6) (略)	第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。 (6) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第二十一号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについて、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（<u>短期投資法人債を除く。</u>）の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。 (8) (略)	第二十一号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(20) (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについて、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>証券取引所又は証券業協会</u>について記載すること。 (8) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第二十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(20) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。 (8) (略)	第二十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)～(20) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略) (7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。 (8) (略)

改 正 案		現 行
第二十三号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】 発行登録通知書 (略)		第二十三号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】 発行登録通知書 (略)
第1【募集（売出）要項】 1（略） 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(19)（略） 第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1（略） 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(13)（略） (記載上の注意) (1)（略） (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（短期投資法人債を除く。）の別等）を記載すること。 (3)～(6)（略）		第1【募集（売出）要項】 1（略） 2【投資法人債券】 (1)～(19)（略） 第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1（略） 2【投資法人債券】 (1)～(13)（略） (記載上の注意) (1)（略） (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。 (3)～(6)（略）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第二十四号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】 発行登録通知書 (略) 第1 (略) 2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(19) (略) 第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1 (略) 2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(13) (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略)	第二十四号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】 発行登録通知書 (略) 第1 (略) 2 【外国投資法人債券】 (1)～(19) (略) 第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1 (略) 2 【外国投資法人債券】 (1)～(13) (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。 (3)～(6) (略)

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第三条関係）

改正案	現行
第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。 一の二 株券等信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第四号に掲げる有価証券信託受益証券で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。）が次に掲げるものをいう。 イ 株券 ロ 新株予約権証券 ハ 新株予約権付社債券 ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 一の三 株券等預託証券 令第六条第一項第五号に掲げる有価証券をいう。 二 （略） 三 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。 一の二 株券等預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第四号に掲げる有価証券をいう。 （新設） 二 （略） 三 証券会社 法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二

四〇二十六 (略)

(株券等に含まない有価証券)

第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 (略)

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応

号に規定する外国証券会社を含む。

四〇二十六 (略)

(株券等に含まない有価証券)

第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主の議決権(令第四条の七第一項第一号に規定する総株主の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 (略)

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ・ロ （略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合

3
（略）

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされていること。

イ・ロ （略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合とする。

3
（略）

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券の買付け等を行うときは、金融商品取引業者に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券の買付け等を行うときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする

る。

- 一 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））
- 二 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相当する数

3 (略)

（株券等の取得に係る割合等の計算）

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発

る。

- 一 内国法人の発行する株券等 総株主の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））
- 二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権の百分の一に相当する数

3 (略)

（株券等の取得に係る割合等の計算）

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行

行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に市場外等買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2
11 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。）

五 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2
11 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。）

ものを除く。)を加算した数で除す方法

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略)

二 有価証券関連連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。)

三・四 (略)

五 金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三十三条において同じ。)で行われる銘柄の異なる株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより所有している株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後所有するものを除く。)

六〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員

除く。)を加算した数で除す方法

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略)

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。)

三・四 (略)

五 証券取引所で行われる銘柄の異なる株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより所有している株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後所有するものを除く。)

六〇九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員

の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二（略）

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）

（議決権の数の計算等）

第八条（略）

2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二（略）

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

（新設）

イ 株券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ロ 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ハ 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又

四 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又

は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(公告の方法)

第九条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告(令第九条の三第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第七号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「公開買付届出書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項(企業

は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(公告の方法)

第九条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告(令第九条の三第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第七号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「公開買付届出書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項(企業

内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）
第十七条の二の二第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する
内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項
及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府
令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限り
でない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続
」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

- 2 前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織によ
る手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定に
より同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同
項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理
組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（企業内
容等の開示に関する内閣府令第十七条の二の二第二項、特定有価
証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十七条の五第二項及び
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第
三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証
番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続
の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号
とみなす。

3 （略）

- 4 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第
一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子

内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）
第十七条の二の二第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣
府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の二第一項及び
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（
平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場
合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでな
い」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」と
あるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

- 2 前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織によ
る手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定に
より同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同
項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理
組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（企業内
容等の開示に関する内閣府令第十七条の二の二第二項、特定有価証券
の内容等の開示に関する内閣府令第二十七条の二第二項及び発行
者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条
第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号
を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特
例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみ
なす。

3 （略）

- 4 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第
一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子

公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第九条の三 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一 四 （略）

2 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（公告の中断の内容の公告）

第九条の四 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 （略）

（株券等の数の換算）

公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第九条の三 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一 四 （略）

2 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（公告の中断の内容の公告）

第九条の四 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 （略）

（株券等の数の換算）

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ロ 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ハ 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

(新設)

者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イト (略)

チ 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法

リ (略)

五七 (略)

四 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イト (略)

チ 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の

開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法

リ (略)

五七 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 (略)

五 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し

六 十 (略)

2 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人(同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の分割

1 ÷ (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 (略)

五 当該公開買付者が証券会社又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し

六 十

2 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人(同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の分割

1 ÷ (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)

二 (略) 2 (略)	(公衆縦覧の方法) 第三十三条 (略) 2 (略)	3 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)は、法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。 4 (略)	(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。 2、4 (略)
二 (略) 2 (略)	(公衆縦覧の方法) 第三十三条 (略) 2 (略)	3 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。 4 (略)	(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。 2、4 (略)

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第三条関係）

改 正 案			現 行		
第一号様式			第一号様式		
公開買付けによる買付け等の通知書			公開買付けによる買付け等の通知書		
殿			殿		
平成 年 月 日			平成 年 月 日		
公開買付者（1）氏名又は名称			公開買付者（1）氏名又は名称		
住所又は所在地			住所又は所在地		
1 ～ 3 （略）			1 ～ 3 （略）		
4 決済の方法(5)			4 決済の方法(5)		
買付け等の決済をする金融商品 取引業者又は銀行等			買付け等の決済をする証券会社 又は銀行等		
名称			名称		
本店の所在地			本店の所在地		
決 済 の 開 始 日	平成 年 月 日		決 済 の 開 始 日	平成 年 月 日	
決 済 の 方 法			決 済 の 方 法		
決 済 の 場 所			決 済 の 場 所		
(記載上の注意) (略)			(記載上の注意) (略)		

改 正 案		現 行	
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 関東財務局長 【提出先】 平成 年 月 日 【提出日】 【届出者の氏名又は名称】（1） _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】（2） _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地）		第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 関東財務局長 【提出先】 平成 年 月 日 【提出日】 【届出者の氏名又は名称】（1） _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】（2） _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地）	
第1 【公開買付要項】 1～3 （略） 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】（6） （1） （略） （2） 【買付け等の価格】			
株券			
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 （ ）			

株券等預託証券 ()	
算定の基礎	
算定の経緯	

(3) 【買付予定の株券等の数】			
株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の 下限	株式に換算した買付予定の 上限	
	(株)	(株)	(株)

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (7)		
区分	議決権の数	
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)		
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)		
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)		
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)		
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)		
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)		
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)		
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)		

算定の基礎	
算定の経緯	

(3) 【買付予定の株券等の数】			
株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計	
	(株)	(株)	(株)

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (7)		
区分	議決権の数	
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)		
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)		
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)		
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)		
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)		
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)		
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)		
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)		

hのうち株券の権利を表示する<u>株券等</u>信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象者の<u>総株主</u>等の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の<u>総株主</u>等の議決権の数に占める割合 $\frac{((a)/(j))}{((a)/(j))} \quad (\%)$	
買付け等を行った後における株券等所有割合 $\frac{(a+d+g)}{(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))} \times 100 \quad (\%)$	

6(最)

7 【応募及び契約の解除の方法】（9）

(1)～(3) 【株券等の返還方法】

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

8
(8)

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 (11)

(1) ~ (6) (略)

(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】

金融商品取引所名又は登録 可金融商品取引業協会名								
月別								
最高株価								
最低株価								
売買高								

10 【決済の方法】 (12)

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

(2)~(4) (略)

(畧) 11

第2(略)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20)

(1) (略)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券	—		
株券等信託受益証券 ()	—		
株券等預託証券 ()	—		
合計			
所有株券等の合計数	—		—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券	—		
株券等信託受益証券 ()	—		
株券等預託証券 ()	—		

(1) (略)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券	—		
株券等預託証券 ()	—		
合計			
所有株券等の合計数	—		—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券	—		
株券等預託証券 ()	—		
合計			

合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① (略)

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2～4 (略)

第4 (略)

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (24)

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (25)

第5 【対象者の状況】 (26)

1 (略)

2 【株価の状況】 (28)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	
------------------------	--

所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① (略)

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2～4 (略)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (24)

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (25)

第5 【対象者の状況】 (26)

1 (略)

2 【株価の状況】 (28)

証券取引所名又は証券業協会名	
----------------	--

月別						
最高株価						
最低株価						

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】

(1) 【所有者別の状況】										年 月 日現在	
区分	株式の状況（1単元の株式数							株）	計	単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国 法人 等	外国法人 等のうち 個人	個人 その他				
株主数（人）										—	
所有株式数 （単位）											
所有株式数の 割合（%）								100		—	

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a～c (略)

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

月別						
最高株価						
最低株価						

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】

(1)【所有者別の状況】										年	月	日現在
区分	株式の状況（1単元の株式数								株）	単元未満株式の状況 (株)		
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	証券 会社	その 他の 法人	外国 法人 等	外国法人 等のうち 個人	個人 その 他	計				
株主数（人）												—
所有株式数 （単位）												
所有株式数の 割合（%）									100			—

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a～c (略)

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約

	なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、<u>「株券等信託受益証券」</u>及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。 e・f (略) g 「株式に換算した買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付け公開買付開始公告において記載された数に満たないときは<u>応募株券等の全部</u>の買付け等をしてしない旨の条件を付した場合における、<u>当該記載された数</u>を記載すること。 h 「株式に換算した買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは<u>その超える部分の全部又は一部</u>の買付け等をしてしない旨の条件を付した場合における、<u>買付け等を行う株券等の数の上限</u>を記載すること。
(7)	買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在是对象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これかわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）、又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された<u>総株主等の議決権の数</u>を記載しても差支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「<u>総株主等の議決権の数</u>」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 c (略) (8) (略) (9) 応募及び契約の解除の方法 a～c (略) d 「(4) 株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在

	権付社債券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。 e・f (略) g 「買付予定の株券等の数」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付け公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、<u>応募株券等の全部</u>の買付け等をしてしない旨の条件を付した場合における<u>当該記載された数</u>を記載すること。 h 「株式に換算した超過予定数」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、<u>その超える全部又は一部</u>の買付け等をしてしない旨の条件を付した場合における株券等の数を記載すること。
(7)	買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在是对象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 b 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これかわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された<u>総株主の議決権の数</u>を記載しても差支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「<u>総株主の議決権の数</u>」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 c (略) (8) (略) (9) 応募及び契約の解除の方法 a～c (略) d 「(4) 株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、

地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。	応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。
(10) (略)	(10) (略)
(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。	(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。
α～c (略)	α～c (略)
d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。	d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。
(a) 株式が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>金融商品取引所</u>の市場相場及び株式売買高を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること。	(a) 株式が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>証券取引所</u>の市場相場及び株式売買高を記載し、当該<u>証券取引所</u>名を注記すること。
(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>認可金融商品取引業協会</u>の発表する相場及び株式売買高を記載すること。	(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>証券業協会</u>の発表する相場及び株式売買高を記載すること。
(c) (略)	(c) (略)
(12)～(27) (略)	(12)～(27) (略)
(28) 株価の状況	(28) 株価の状況
届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。	届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。
a 株式が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>金融商品取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること	a 株式が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>証券取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること。
b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>認可金融商品取引業協会</u>の発表する相場を記載すること。	b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>証券業協会</u>の発表する相場を記載すること。
c (略)	c (略)
d 投資口が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>金融商品取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。	d 投資口が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、主要な1 <u>証券取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>証券取引所</u>名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。
e (略)	e (略)
(29)・(30) (略)	(29)・(30) (略)

改 正 案	現 行
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【申出者の氏名又は名称】（1） _____ 【申出者の住所又は所在地】 _____ _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ _____ 【電話番号】 _____ _____ 【事務連絡者氏名】 _____ _____ 金融商品取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。 記 1・2 （略） 3 【金融商品取引法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】（3） 4～6 （略） （記載上の注意） （1） （略） （2） 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。）の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。 （3）～（6） （略）	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【申出者の氏名又は名称】（1） _____ 【申出者の住所又は所在地】 _____ _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ _____ 【電話番号】 _____ _____ 【事務連絡者氏名】 _____ _____ 証券取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。 記 1・2 （略） 3 【証券取引法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】（3） 4～6 （略） （記載上の注意） （1） （略） （2） 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主の議決権（法第54条第1項第4号に規定する総株主の議決権をいう。）の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。 （3）～（6） （略）

改 正 案		現 行
第五号様式		第五号様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		公開買付撤回届出書 関東財務局長
【提出先】		平成 年 月 日
【提出日】		
【届出者の氏名又は名称】（1）		
【届出者の住所又は所在地】		
【最寄りの連絡場所】		
【電話番号】		
【事務連絡者氏名】		
【代理人の氏名又は名称】（2）		
【代理人の住所又は所在地】		
【最寄りの連絡場所】		
【電話番号】		
【事務連絡者氏名】		
【縦覧に供する場所】（3）		
		名称 所在地
1～3 （略）		
4 【株券等の返還方法】（6）		
(1)・(2) （略）		
(3) 【株券等の返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び所在地】 （記載上の注意） （略）		
		名称 所在地
1～3 （略）		
4 【株券等の返還方法】（6）		
(1)・(2) （略）		
(3) 【株券等の返還を行う証券会社・銀行等の名称及び所在地】 （記載上の注意） （略）		

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第二条関係）

改正案

現行

第六号様式

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の氏名又は名称】(1)

【報告者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)

公開買付報告書
関東財務局長
平成 年 月 日

名称
(所在地)

1 (略)

2 【買付け等の結果】

(1)・(2) (略)

(3) 【買付け等を行った株券等の数】(5)

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	(株)	(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	(株)	(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等預託証券 ()		

株券等預託証券 ()		
合計		
(潜在株券等の数の合計)	—	()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (6)

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等 <u>信託受益証券及び株券等預託証券</u> に係る議決権の数 (個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等 <u>信託受益証券及び株券等預託証券</u> に係る議決権の数 (個) (f)	
対象者の総株主等の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (g)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100 (%)	

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】 (7)

(記載上の注意)

(略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

合計		
(潜在株券等の数の合計)	—	()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (6)

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等 <u>預託証券</u> に係る議決権の数 (個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等 <u>預託証券</u> に係る議決権の数 (個) (f)	
対象者の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (g)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100 (%)	

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】 (7)

(記載上の注意)

(略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

a・b c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には<u>株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。</u> d (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権（法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これかわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された<u>総株主等の議決権の数</u>を記載しても差し支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 b (略) (7) (略)	a・b (略) c 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。 d (略) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これかわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された<u>総株主の議決権の数</u>を記載しても差し支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 b (略) (7) (略)
---	---

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第四条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 対象有価証券カバードワラント <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十九号</u>に掲げる有価証券で対象有価証券（<u>法第二十七条の二十三第二項</u>に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 対象有価証券預託証券 <u>法第二条第一項第二十号</u>に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。 三 株券預託証券 <u>法第二条第一項第二十号</u>に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。 四 （略） 五 株券等信託受益証券 <u>金融商品取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）<u>第二条の三第四号</u>に掲げる有価証券信託受益証券で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。）が、次に掲げるものをいう。	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 対象有価証券カバードワラント <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十号の二</u>に掲げる有価証券で対象有価証券（<u>法第二十七条の二十三第二項</u>に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 対象有価証券預託証券 <u>法第二条第一項第十号の三</u>に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。 三 株券預託証券 <u>法第二条第一項第十号の三</u>に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。 四 （略） （新設）

イ 株券

ロ 新株予約権証券

ハ 新株予約権付社債券

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

六 (略)

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(議決権のない株式)

第三条の二 令第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。

一・二 (略)

五 (略)

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(議決権のない株式)

第三条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。

一・二 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条において同じ。)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。)

三 金融商品取引業者が法第五百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引により保有する株券等

四・五 (略)

六 金融商品取引所(法第二十六条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十一条において同じ。)で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。)

七～十 (略)

(新株予約券証券等の換算)

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一 (略)

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。)

三 証券会社が法第五百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引により保有する株券等

四・五 (略)

六 証券取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。)

七～十 (略)

(新株予約券証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有する

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有する

もの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ロ 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ハ 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券の受益債権その他の受益権の内容である株式に係る議決権の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

もの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(新設)

六 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ・ロ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 外国の者の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

イ・ロ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 外国法人の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限る。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う者に限る。次号において同じ。)を行う者に限る。
- 。)、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(法第二十七条の二十三第三項第二号

三 銀行等保有株式取得機構

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「金融商品取引業者等」という。）を共同保有者とする者であつて金融商品取引業者等以外の者

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引業者等に金融商品取引業者等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に金融商品取引業者等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

二 金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合（百分の十を超えているものに限る。）からの減少が百分の一未満の場合

第二十一条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）は、法第二

に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。）を共同保有者とする者であつて証券会社等以外の者

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

二 証券会社等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合（百分の十を超えているものに限る。）からの減少が百分の一未満の場合

第二十一条 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む）

十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

）の規定により、その業務時間中大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

改正案			現行						
第一号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) 【根拠条文】 【提出先】 【氏名又は名称】 (3) 【住所又は本店所在地】 (3) 【報告義務発生日】 (4) 【提出日】 【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 【提出形態】 (5) 【変更報告書提出事由】 (6) 第1 【発行者に関する事項】 (7) 発行者の名称 証券コード 上場・店頭の別 上場金融商品取引所			第一号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) 【根拠条文】 【提出先】 【氏名又は名称】 (3) 【住所又は本店所在地】 (3) 【報告義務発生日】 (4) 【提出日】 【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 【提出形態】 (5) 【変更報告書提出事由】 (6) 第1 【発行者に関する事項】 (7) 発行者の名称 証券コード 上場・店頭の別 上場証券取引所						
第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (12) ① 【保有株券等の数】			第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (12) ① 【保有株券等の数】						
株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号		株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号	
新株予約権証券 (株)			—	Ⅱ	新株予約権証券 (株)			—	Ⅱ
新株予約権付社債券 (株)			—	Ⅰ	新株予約権付社債券 (株)			—	Ⅱ
対象有価証券 カバードワラント			Ⅰ		対象有価証券 カバードワラント			Ⅰ	
株券預託証券					株券預託証券				
株券関連預託証券				Ⅲ	株券関連預託証券				Ⅰ

株券等信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	E		M
他社株等転換株券	G		N
合 計 (株・口)	Q	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(T/U) \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(5)・(6) (略)

(7) 保有株券等の取得資金【(15) ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) $(W+X+Y)$	

② 【株券等保有割合】

(5)・(6) (略)

(7) 保有株券等の取得資金【(15) ① 【取得資金の内訳】

②・③ (略)

第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (18)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
<u>株券等信託受益証券</u>	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合 計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	V
上記提出者の	

②・③ (略)

第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (18)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計 (株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$	R		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の	

株券等保有割合 (%) $\frac{T}{(U+V)} \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (21)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A		Ⅱ
新株予約権付社債券(株)	B		Ⅰ
対象有価証券カバードワラント	C		Ⅰ
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		Ⅱ
<u>株券等信託受益証券</u>	E		Ⅰ
対象有価証券償還社債	F		Ⅱ
他社株等転換株券	G		Ⅱ
合 計 (株・口)	Q	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)}{T+J+K+L+M+N}$	U		

株券等保有割合 (%) $\frac{R}{(S+T)} \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (21)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A		G
新株予約権付社債券(株)	B		Ⅱ
対象有価証券カバードワラント	C		Ⅰ
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		Ⅰ
対象有価証券償還社債	E		Ⅱ
他社株等転換株券	F		Ⅰ
合 計 (株・口)	M	N	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$	R		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)}{T+J+K+L}$	S		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Ⅴ
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(T / (U + V)) \times 100$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
合 計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a・b (略)

c 会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券と認可金融商品取引業会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日(日曜日 及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)以内にこの報告書を提出すること。

d・e (略)

(2)～(6) (略)

(7) 発行者に関する事項

a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場しているすべての金融商品取引所の名称を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 重要提案行為等

第11条第1号から第4号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～j (略)

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Ⅵ
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(R / (S + T)) \times 100$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
合 計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a・b (略)

c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日(日曜日 及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)以内にこの報告書を提出すること。

d・e (略)

(2)～(6) (略)

(7) 発行者に関する事項

a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場証券取引所」欄には、上場しているすべての証券取引所の名称を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 重要提案行為等

第11条第1号から第3号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～j (略)

K 信用取引において、顧客（金融商品取引業者を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより排除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。 1～n（略） (15) 保有株券等の取得資金 a・b（略） c 借入先の名称等 この欄には、「・ 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により報告者が報告書の写しを金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。 (16)～(22)（略）	K 信用取引において、顧客（証券会社を含む。）が証券会社から株券の貸付けを受けたことにより、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより排除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。 1～n（略） (15) 保有株券等の取得資金 a・b（略） c 借入先の名称等 この欄には、「・ 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。 (16)～(22)（略）
--	--

改正案			現行																																																										
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【氏名又は名称】 【住所又は本店所在地】 【報告義務発生日】 【提出日】 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 【提出形態】 【変更報告書提出事由】 第1【発行者に関する事項】 発行者の名称 証券コード 上場・店頭の別 上場金融商品取引所			第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【氏名又は名称】 【住所又は本店所在地】 【報告義務発生日】 【提出日】 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 【提出形態】 【変更報告書提出事由】 第1【発行者に関する事項】 発行者の名称 証券コード 上場・店頭の別 上場証券取引所																																																										
第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）／1】 (1)・(2)（略） (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 ①【保有株券等の数】 <table><tr><td></td><td>法第27条の23 第3項本文</td><td>法第27条の23 第3項第1号</td><td>法第27条の23 第3項第2号</td></tr><tr><td>株券又は投資証券等(株・口)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権証券(株)</td><td>A</td><td></td><td>Ⅱ</td></tr><tr><td>新株予約権付社債券(株)</td><td>B</td><td></td><td>－Ⅰ</td></tr><tr><td>対象有価証券 カバードワラント</td><td>C</td><td></td><td>Ⅰ</td></tr><tr><td>株券預託証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株券関連預託証券</td><td>D</td><td></td><td>Ⅴ</td></tr></table>				法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	株券又は投資証券等(株・口)				新株予約権証券(株)	A		Ⅱ	新株予約権付社債券(株)	B		－Ⅰ	対象有価証券 カバードワラント	C		Ⅰ	株券預託証券				株券関連預託証券	D		Ⅴ	第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）／1】 (1)・(2)（略） (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 ①【保有株券等の数】 <table><tr><td></td><td>法第27条の23 第3項本文</td><td>法第27条の23 第3項第1号</td><td>法第27条の23 第3項第2号</td></tr><tr><td>株券又は投資証券等(株・口)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権証券(株)</td><td>A</td><td></td><td>－Ⅱ</td></tr><tr><td>新株予約権付社債券(株)</td><td>B</td><td></td><td>－Ⅱ</td></tr><tr><td>対象有価証券 カバードワラント</td><td>C</td><td></td><td>Ⅰ</td></tr><tr><td>株券預託証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株券関連預託証券</td><td>D</td><td></td><td>Ⅰ</td></tr></table>				法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	株券又は投資証券等(株・口)				新株予約権証券(株)	A		－Ⅱ	新株予約権付社債券(株)	B		－Ⅱ	対象有価証券 カバードワラント	C		Ⅰ	株券預託証券				株券関連預託証券	D		Ⅰ
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号																																																										
株券又は投資証券等(株・口)																																																													
新株予約権証券(株)	A		Ⅱ																																																										
新株予約権付社債券(株)	B		－Ⅰ																																																										
対象有価証券 カバードワラント	C		Ⅰ																																																										
株券預託証券																																																													
株券関連預託証券	D		Ⅴ																																																										
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号																																																										
株券又は投資証券等(株・口)																																																													
新株予約権証券(株)	A		－Ⅱ																																																										
新株予約権付社債券(株)	B		－Ⅱ																																																										
対象有価証券 カバードワラント	C		Ⅰ																																																										
株券預託証券																																																													
株券関連預託証券	D		Ⅰ																																																										

株券等信託受益証券	E		L
対象有価証券償還仕債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合 計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $\frac{(O+P+Q-R-S)}{I+J+K+L+M+N}$	T		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)}{I+J+K+L+M+N}$	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) $\frac{(T/(U+V)) \times 100}{}$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(4) (略)

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券 (株)	A		— H

対象有価証券償還仕債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計 (株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $\frac{(M+N+O-P-Q)}{I+J+K+L}$	R		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)}{I+J+K+L}$	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の株券等保有割合 (%) $\frac{(R/(S+T)) \times 100}{}$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(4) (略)

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) (略)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券 (株)	A		— G

対象有価証券償還仕債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計 (株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $\frac{(M+N+O-P-Q)}{R}$	R		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)}{I+J+K+L}$	S		

② 【株券等保有割合】	
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の株券等保有割合 (%) $\frac{(R/(S+T)) \times 100}{}$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(4) (略)			
第3 【共同保有者に関する事項】			
1 【共同保有者／1】			
(1) (略)			
(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】			
① 【保有株券等の数】			
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券 (株)	A		— G

新株予約権付社債券 (株)				B		—	I
対象有価証券 カバードワラント				C			I
株券預託証券							
株券等信託受益証券				D			K
株券関連預託証券				E			L
対象有価証券償還社債				F			M
他社株等転換株券				G			N
合 計 (株・口)				O	P		O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数				R			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものの数				S			
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$				T			
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$				U			
② 【株券等保有割合】							
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)				V			
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(T/U \times 100)$							
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)							
第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】							
1 (略)							
2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】							
(1) 【保有株券等の数】							
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号				

新株予約権付社債券 (株)				B		—	I
対象有価証券 カバードワラント				C			I
株券預託証券							
株券関連預託証券				D			L
対象有価証券償還社債				E			K
他社株等転換株券				F			L
合 計 (株・口)				M	N		O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数				P			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものの数				Q			
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$				R			
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$				S			
② 【株券等保有割合】							
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)				T			
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(R/(S+T) \times 100)$							
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)							
第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】							
1 (略)							
2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】							
(1) 【保有株券等の数】							
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号				

株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	－	H
新株予約権付社債券(株)	B	－	I
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券等信託受益証券	D		K
株券関連預託証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合 計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $\frac{(O+P+Q-R-S)}{I+J+K+L+M+N}$	T		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)}{I+J+K+L+M+N}$	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	V
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $\frac{T}{U} \times 100$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(3) (略)

株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	－	H
新株予約権付社債券(株)	B	－	I
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計 (株・口)	M	N	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $\frac{(M+N+O-P-Q)}{I+J+K+L}$	R		
保有潜在株式の数 $\frac{(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)}{I+J+K+L}$	S		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $\frac{R}{S} \times 100$	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(3) (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a・b (略) c 会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に 登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。 d・e (略) (2) 個別事項 第一号様式に準じて記載すること。	a・b (略) c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。 d・e (略) (2) 個別事項 第一号様式に準じて記載すること。
---	--

改 正 案	現 行
第四号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) 法第27条の26第3項 【根拠条文】 ____財務（支）局長 【提出先】 【氏名又は名称】 (3) ____ 【住所又は本店所在地】 (3) ____ 【提出日】 平成 年 月 日 第1・第2 (略) 第3 【届出者の類型】 (6) 届出者の類型 金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名 又は名称 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 金融商品取引業者等又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。 b・c (略) (2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a (略) b 届出者が、金融商品取引業者等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。 c・d (略) (4) ・ (5) (略) (6) 届出者の類型 a (略) b 「金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) 法第27条の26第3項 【根拠条文】 ____財務（支）局長 【提出先】 【氏名又は名称】 (3) ____ 【住所又は本店所在地】 (3) ____ 【提出日】 平成 年 月 日 第1・第2 (略) 第3 【届出者の類型】 (6) 届出者の類型 証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名 又は名称 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 証券会社等又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。 b・c (略) (2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a (略) b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。 c・d (略) (4) ・ (5) (略) (6) 届出者の類型 a (略) b 「証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。

合を含む。)に、当該届出者の共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)であって、 <u>金融商品取引業者等</u> に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。	)に、当該届出者の共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)であって、 <u>証券会社等</u> に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。
--	---

